



福生市総合計画 [第5期]

市長のあいさつ

福生市では、平成22年に策定した福生市総合計画(第4期)において、目指すまちの姿を「このまちが好き 夢かなうまち 福生」とし、その実現に向けてこれまでの10年間、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら様々な施策を展開し、全ての市民の皆様に「福生市に住んでよかった」、「福生市に住み続けたい」と思っただけのようなまちづくりを進めてまいりました。

その結果、待機児童ゼロや防災食育センターの建設による中学校給食の完全実施など、市民の皆様から高い評価をいただけるまちづくりを実現することができました。

近年は、人口減少や少子高齢化、AI等の技術革新をはじめ、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応等、福生市を取り巻く環境は大きく変化しています。特に人口減少については日本全体の問題であり、福生市においても、将来的には人口が減少していくものと推計しています。

こうした状況を踏まえ、福生市総合計画(第5期)では、福生市に暮らす市民の皆様とともに福生市の個性や魅力を磨き、広めていくことが重要と考え、目指すまちの姿を「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」と決めました。

計画期間である今後10年間で、福生市に関わる一人ひとりが日常生活や夢に自分らしく向き合い、また、その姿をお互いに受け入れ、尊重し合っていけるようなまちの実現を目指してまいります。

そのためには、まちづくりの基本理念である「ひと」、「まち」、「くらし」の3つの視点を常に持ちながら、各施策を着実に推進し、目指すまちの姿の実現に向けて「チーム福生」で取り組み、福生市を更に発展させてまいります。今後も引き続き、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、福生市総合計画(第5期)の策定に当たりましては、市議会、基本構想審議会、福生ワールドカフェ及び福生まちづくりワークショップ、市民意識調査など、様々な機会を通じて御協力をいただきました全ての皆様に対して、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和2年3月

福生市長 加藤 育男



「可能性」と「未来」

安心して子育てできるまち。

歳をとっても、

生き生きと暮らせるまち。

ひとと違うことが、

自分の個性だと素直に思えるまち。

異なる文化の融合を重ねながら

発展してきた福生市には、

一人ひとりが相互に尊重し、

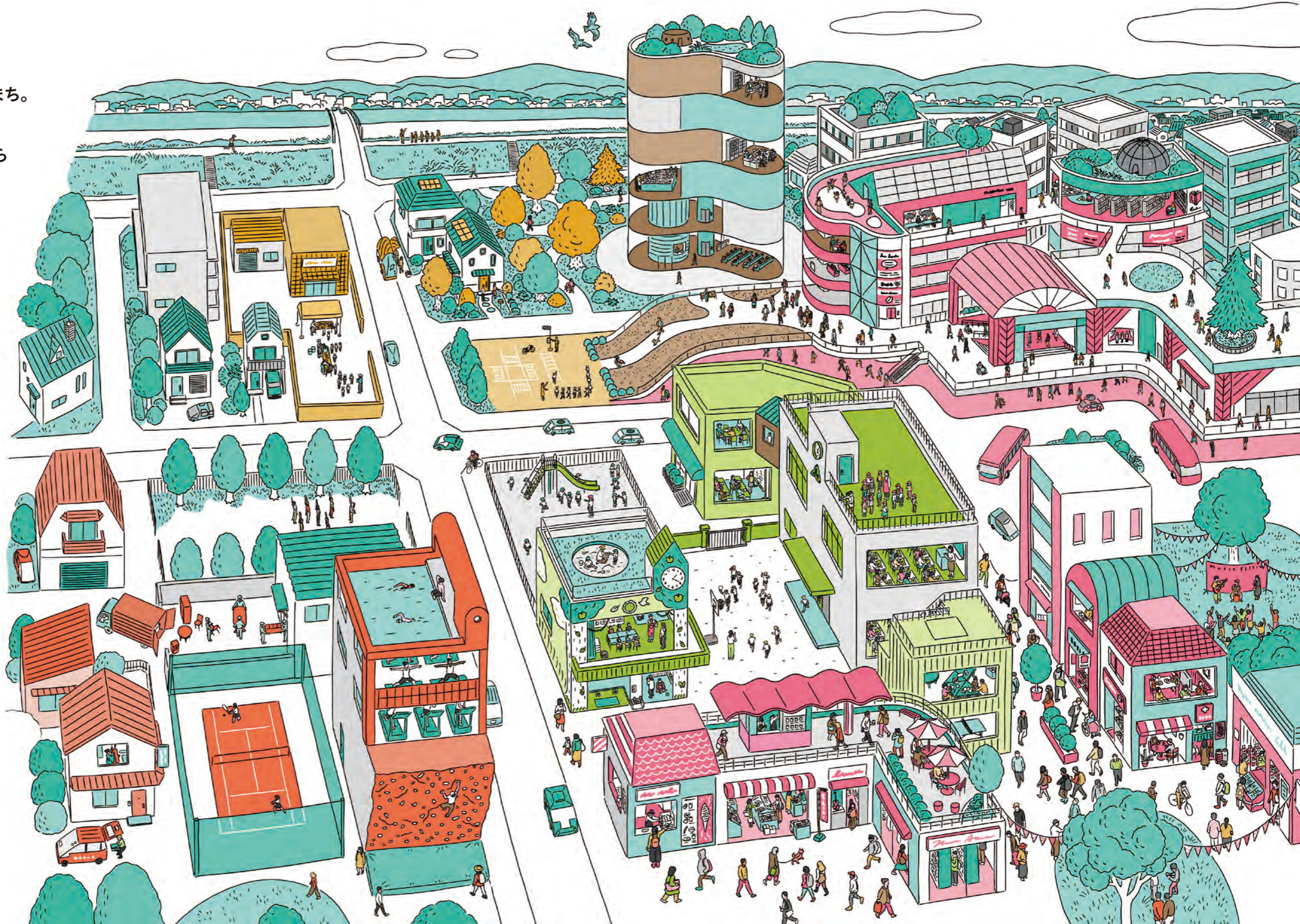
認め合い、支え合える

環境があります。

福生の人々の夢や目標が、

まちに多くの可能性と未来を

作りだしていきます。



INDEX

福生市総合計画（第5期）

第1編	
序論	7
第1章 総合計画の策定に当たって	8
第1節 計画策定の趣旨	8
第2節 計画全体の構成	8
第3節 計画期間	10
第4節 対象区域	10
第5節 将来人口推計	11
第2章 福生市のこれから	12
福生市の個性とこれから向かう未来	12
第2編	
基本構想	17
第1章 福生市のまちづくりの基本理念	19
第2章 福生市の目指すまちの姿	20
第3章 施策の大綱	22
生み出す	23
守る	24
育てる	25
豊かにする	26
つなぐ	27

第3編	
基本計画	29
第1部 施策の展開	31
第1章 施策の概要	32
第2章 計画推進のための施策体系	34
第3章 個別施策	36
大綱1 生み出す	36
施策1 地域産業の活力を生み出す	38
施策2 人の流れ・にぎわいを生み出す	40
施策3 魅力的な都市環境を生み出す	42
大綱2 守る	44
施策4 快適な生活環境を守る	46
施策5 安全・安心な生活を守る	48
施策6 基地があるまちでの生活を守る	52
施策7 歴史・文化と自然を守る	54
大綱3 育てる	56
施策8 安心して子どもを産み育てる環境をつくる	58
施策9 子どもの生きる力を育てる	60
施策10 地域ぐるみで人を育てる	64
大綱4 豊かにする	66
施策11 高齢期の生活を豊かにする	68
施策12 障害者（児）の生活を豊かにする	70
施策13 自立促進に向けて安定した生活を支える	72
施策14 健やかで豊かな暮らしを支える	74
大綱5 つなぐ	78
施策15 人と地域をつなぐ	80
施策16 市民に信頼される行政運営を進める	82
施策17 持続可能な財政を未来につなぐ	84
施策18 持続可能な行政組織を未来につなぐ	86
施策19 地域づくり活動をつなぐ	88
施策20 多様性を認め合う	90
第2部 定住化対策	93
第1章 人口ビジョン及び総合戦略の概要	94
第2章 人口ビジョン	95
第1節 人口の現状分析	95
第2節 将来人口推計	114
第3節 人口の現状分析及び 将来人口推計から見える課題	116
第4節 課題に対する基本的視点	117
第3章 総合戦略	118
第1節 総合戦略の体系	118
第2節 総合戦略の目標数値	119
第3節 戦略分野と戦略推進のための施策	120
住宅戦略分野	122
福祉・保健戦略分野	125
教育戦略分野	129
生活安全戦略分野	134
産業・観光戦略分野	138
資料編	
資料	141

第1編

序論

第1章

総合計画の策定に当たって

第1節
計画策定の趣旨

福生市総合計画（以下「総合計画」という。）は、福生市全体で「何を大切にしたいまちづくりを進めるのか」というまちづくりの指針を示した計画です。また、福生市の取組を総合的に示し、今後、何に焦点を当てて進めていくかを示す行政の中長期的な取組の姿勢を定める計画です。

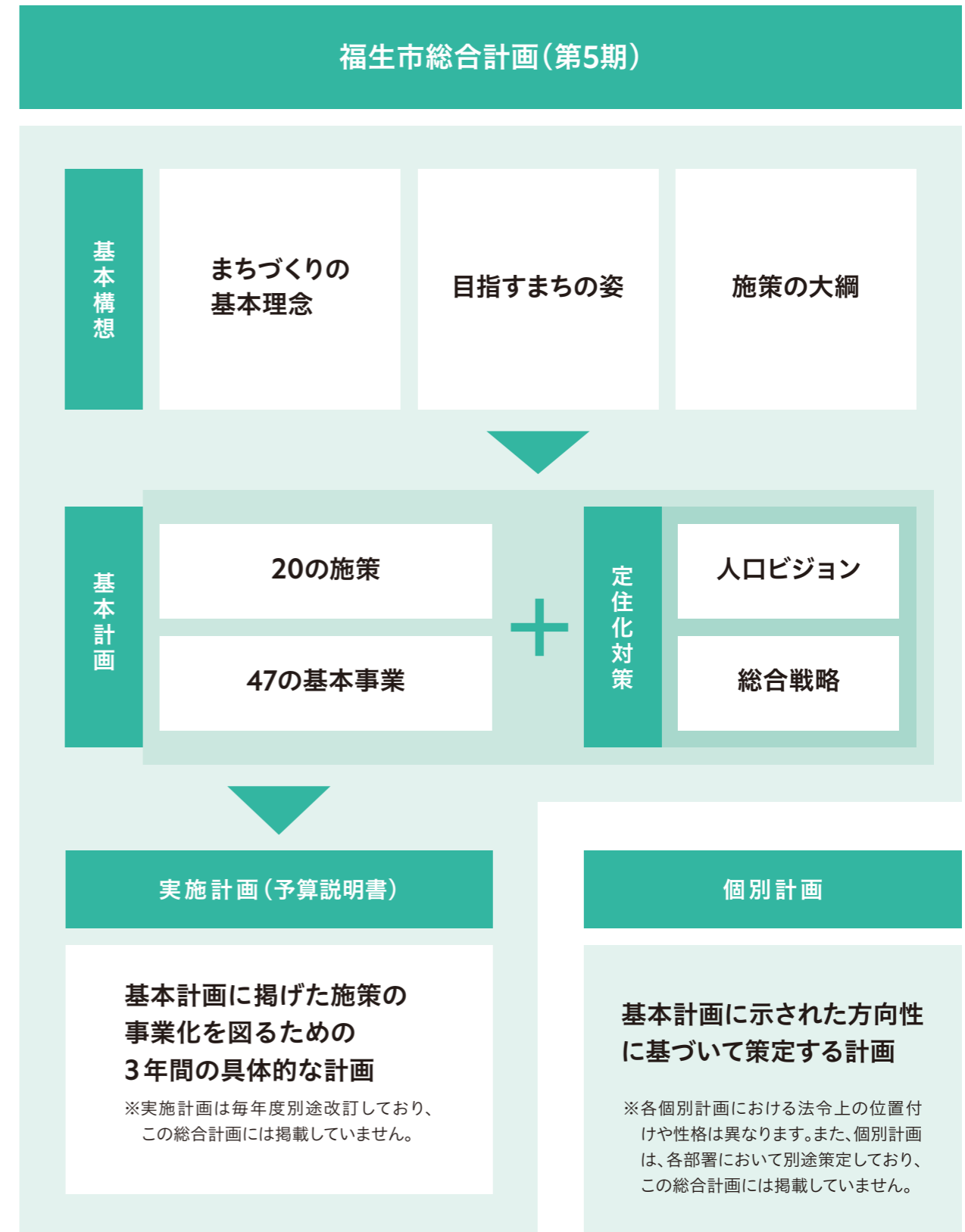
人口減少や少子高齢化、AI等の技術革新をはじめ、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応等、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化の中、福生市においても、日々現れる社会の変化に対して、様々な局面で対応しなければならない時代となっており、総合的に「チーム福生」で課題の解決に向けて取り組む必要があります。

多くの人が協力して暮らしの中で生じる課題を解決し、より良い福生市を形作るための道しるべとするため、また、限られた人・財源を計画的かつ有効に活用して持続可能なまちづくりを進めるために総合計画を策定します。

第2節
計画全体の構成

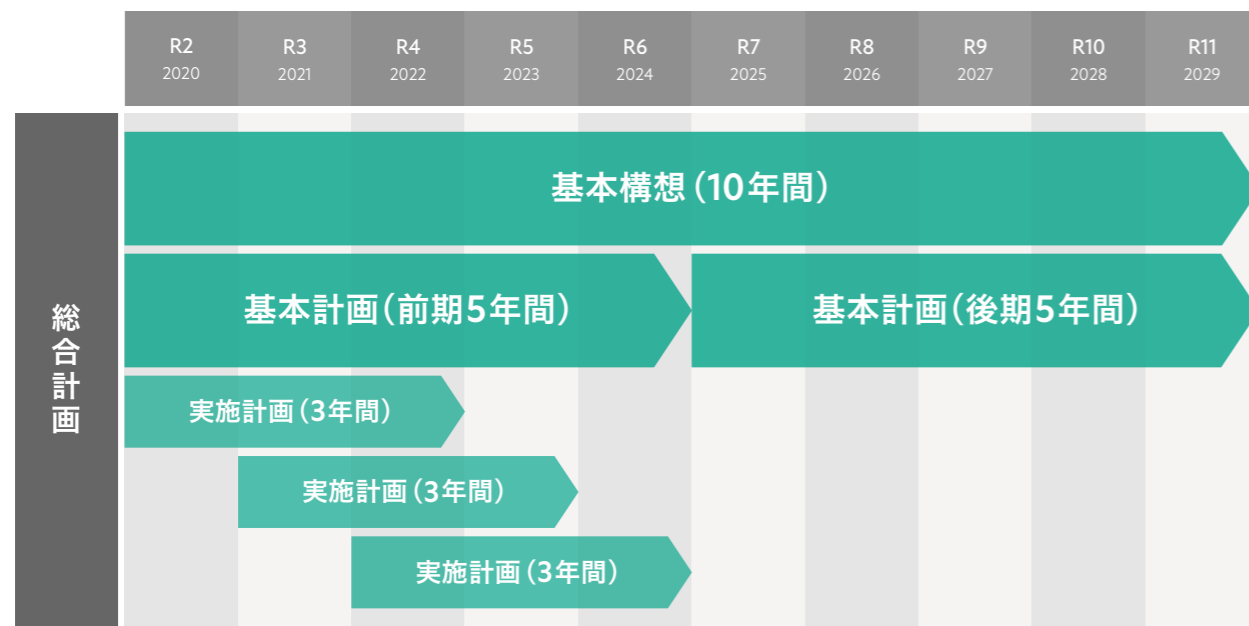
総合計画は、福生市の目指すまちの姿等を示した「基本構想」と、基本構想を実現するための行動計画を示した「基本計画」、そして、基本計画に掲げた施策の事業化を図るための3年間の具体的な計画を示した「実施計画」で構成されています。なお、基本計画には、将来人口推計等、人口に関する情報を整理した人口ビジョン及び人口減少を抑制するための定住化に資する重点的な取組を示した総合戦略が含まれます。

計画全体の構成図



第3節 計画期間

総合計画においては、中長期的な展望を持ってまちづくりを推進するため、基本構想の計画期間を、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。また、基本計画の計画期間は、福生市を取り巻く環境変化にも柔軟に対応できるよう、令和2年度から令和6年度までの前期5年間と、令和7年度から令和11年度までの後期5年間とします。なお、実施計画については、令和11年度まで、毎年、3年間の計画を策定します。



第4節 対象区域

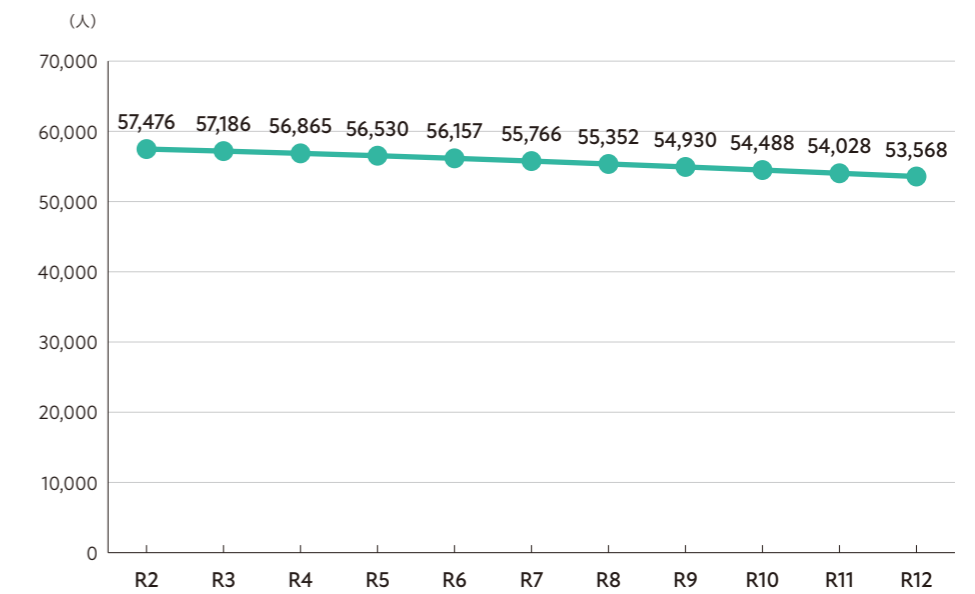
計画の対象区域は、福生市全域とします。
ただし、横田基地については無いことが望ましいものの、その存在を前提としています（日本への返還が決定された場合には、新たな計画を策定するものとします。）。

第5節 将来人口推計

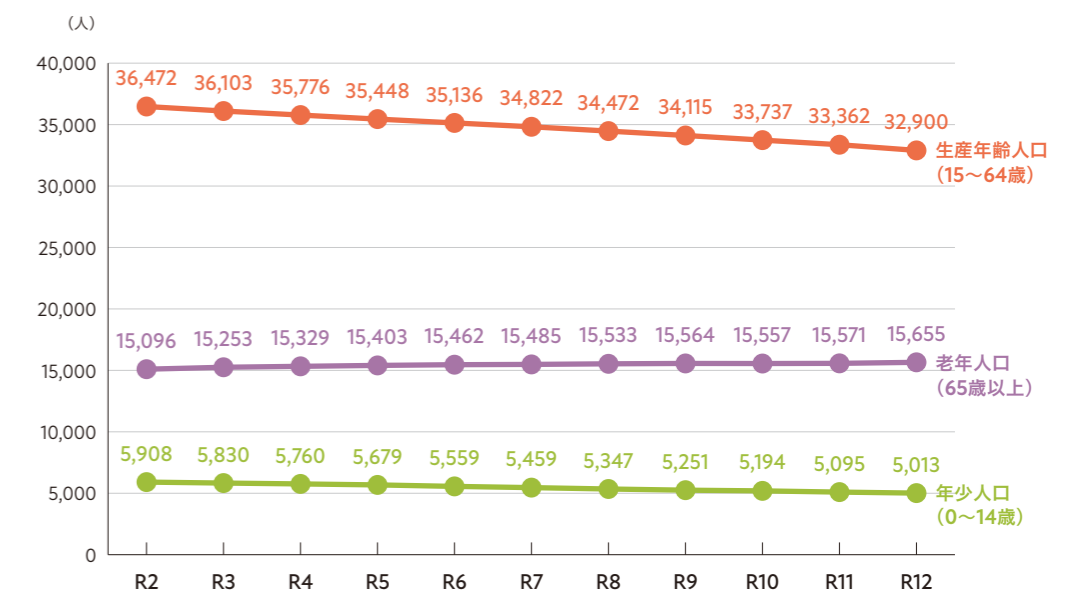
住民基本台帳のデータを用い、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計方法に準拠して独自の将来人口を推計しました。この推計では、計画期間が終了する令和11年度末には福生市の人口は53,568人にまで減少すると推計されています。将来人口推計は様々な要因に影響されるため、必ずしも想定した状況で推移するものではありませんが、福生市としては、今以上に定住化施策を推進し、人口減少の抑制に努めていきます。

※将来人口推計の詳細については「第2部 定住化対策 第2章 人口ビジョン」を御覧ください。

将来人口推計



将来人口推計
(年齢3区分別人口推計)



第2章

福生市のこれから

計画策定の背景となる福生市の個性、計画の推進によって向かう未来、そして、その過程にある課題に関する代表的な情報を整理しました。

福生市の個性とこれから向かう未来



都心からの距離

約40km

新たなにぎわい

福生駅西口地区の再開発

福生駅西口地区市街地再開発準備組合設立:平成29年度

高い利便性

5駅

コンパクトな市域に5つの駅

福生市の行政面積

10.16 km²

(横田基地を除く行政面積6.84km²)

市民の定住意向



COMPACT

コンパクトで住みやすいまち

福生市は、都心から西へ約40kmの場所に位置しており、東京都の中でも特にコンパクトな市でありながら、5つの駅があるなど、利便性が高いまちです。今後、福生駅西口地区の再開発が予定されており、より機能的で利便性が高く、住みやすいまちになっていきます。

小・中学校に配置されている
指導補助員・支援員数

324人

(平成30年度)

学童クラブの開所時間が長い



病児保育利用料金が安い

1,000円/1日

共働き・子育てしやすい

共働き子育てしやすい街ランキング

5年連続

トップ10入り



26市の中で1位 (2019年)

50%

A1(英検3級程度)
以上の割合

中学校第3学年の
CEFR



福生市にゆかりのある
美術品の数

160作品

市内の
指定・登録文化財件数



和と洋の異なる文化が融合



福生七夕まつり・ふっさ桜まつり・
福生ほたる祭の来場者総数

431,400人

(令和元年度)

市内在住外国人数

3,809人

在住外国人比率

6.61%

63カ国

外国人国籍分布

(令和2年1月1日現在)

EDUCATION

子育てしやすく、学校教育にも熱心

福生市は、子育て支援に力を入れており、今後も「子育てするなら福生」をスローガンに掲げて子育て施策の充実を図ります。また、学校教育にも熱心に取り組んでおり、引き続き、質の高い教育の充実に取り組むとともに、これらをとおして、夢や目標の実現に向けて頑張る人を支え、互いに尊重し合う風土を大切にしていきます。

※1: 学校休業日に利用した場合の最長時間(延長含む) / ※2 出典: 日経 DUAL と日本経済新聞社による共同調査「自治体の子育て支援制度に関する調査」 / ※3: 割合算定基礎は「英検3級取得率」を用いている / ※4: CEFR Common European Framework of Reference の略でヨーロッパ言語共通参照枠。語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、わかりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て策定された欧州域内外で使われている資格 / ※5: 国・東京都の指定・登録文化財を含む。

第2編

基本構想

基本構想とは

基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示したものです。

市民、事業者、各種団体、行政など、福生市に関わる様々な主体が共通して持つべき基本的な考え方である「基本理念」をはじめ、理念に基づいて設定されたまちづくりの目標である「目指すまちの姿」や、その実現に向けた行動指針としての「施策の大綱」を示し、福生市におけるまちづくりの核となる内容をまとめています。

計画期間

長期的な展望を持ってまちづくりを推進するため、基本構想の計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

基本構想概念の関係図



第1章

福生市のまちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、福生市のまちづくりに関係する人々が共有する基本的な考え方です。まちづくりには、市民、事業者、各種団体、行政など、様々な主体が連携して関わります。その関係者の中で共有すべき、まちづくりに対する共通の考え方を、福生市のまちづくりの基本理念として設定します。

福生市のまちづくりの基本理念

福生市のまちづくりは、主に「ひと」、「まち」、「くらし」の3つの視点から進めます。「ひと」は、福生市に関わる人々、「まち」は、福生市を形成する建物や道路、設備といった街並み、そして「くらし」は、福生市で営まれる生活をそれぞれ指します。

「ひと」が「まち」で「くらし」、「くらし」に惹かれて「まち」に「ひと」が訪れ、新たな「まち」を形成することで「ひと」が新しい「くらし」を始めます。

このように、まちづくりにおいて「ひと」、「まち」、「くらし」はそれぞれ相互に深く関係しています。

福生市では、どのような取組においても、「ひと」、「まち」、「くらし」の視点を持ち、それぞれに対する影響を考慮しながら、現在、そして将来の福生市に関わるものの発展と幸せに向けてまちづくりに取り組むことを、福生市のまちづくりの基本理念とします。

福生市の目指すまちの姿

目指すまちの姿は、自治体における地域づくりの基本目標に当たり、地域全般に及ぶ将来のビジョンを描いたものです。また、基本構想に盛り込まれる施策の大綱をはじめ、基本計画などのよりどころとなるものであり、総合計画の根幹をなすものです。福生市では、市民ワールドカフェや基本構想審議会などで出された市民の声を基に、今後10年間に於ける福生市の目指すまちの姿を次のように決めました。

目指すまちの姿

人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ

福生市に関わる人々が愛情と愛着をもって相互に尊重し、理解し合い、成長しながら、それぞれの生活の中で夢や目標を抱き日々を過ごしていくことで、福生市に多くの可能性と未来をもたらしている様子を表現しています。

「人を育み」とは…

福生市に関わる人々のくらしをより豊かにするために、支え合い、理解し合い、認め合えるまちを目指すことです。

ひとは、まちづくり・まちの発展の中心です。福生市には、地域ぐるみでひとを大切にし、育て、助ける風土があります。これまでの福生市の取組を見ても「子育てするならふっさ」という言葉に代表されるように、子育て支援や特色ある学校教育など、ひとを育む環境づくりに力を入れてきました。

情報通信技術の発展や多文化共生の推進など、一人ひとりの更なる成長が求められる社会環境の中において、生きる力を持ち、人間性豊かなひとを育む環境を築き、お互いに支え合える福生市の姿を表しています。

「夢を育む」とは…

福生市に関わる人々が福生市での生活を通じて新しい夢や目標を発見し、それぞれの夢や目標を互いに尊重しながら、その実現に向けて励み・協力することができるまちを目指すことです。

福生市は、古くから若手芸術関係者による独自文化の発信、多様な異国文化の流入など、文化の誕生・融合・発信を重ねながら発展してきた歴史を有しています。また、コンパクトな市域の中で、これらの異なる文化背景を持つ多くの人々が福生市を行き交うことで、一人ひとりが新しい夢や目標を持ち、その実現に向けて取り組みやすい環境を形作っています。

社会が成熟化する中においても夢を持ち続けられるよう、様々な文化や価値観が同居し、それぞれの特色を尊重しながら、時に影響を与え・融合することで新たな色を生み出していく福生市の独創的な姿を表しています。

「未来につながるまち」とは…

福生市の歴史や伝統を守りながら、個性や地域性を発展させつつ、新しい文化を生み出していくまちを目指すことです。また、福生市に新しい風を吹かせ、明るい未来につながる動きとして期待するものです。

福生市は、立川崖線や多摩川沿いの自然をはじめ、江戸時代から続く造り酒屋や国の史跡でもある玉川上水など、古くからの歴史や伝統が継承され、独特の景観を有しています。また一方では、外国語表記の看板や異国情緒あふれる店構えなど、異文化の香りがただよう街並みも同時に形成しています。

今後も目まぐるしく変化する社会環境や価値観の中でも変わらずに、古くからの歴史や伝統、自然環境を現代に適応させながら次代に受け継いでいくとともに、和と洋の異なる文化を融合させることで新たな地域色を彩り、より豊かな文化が根付いていく福生市の姿を表しています。

施策の大綱

施策の大綱は、目指すまちの姿を実現するためのまちづくりの行動指針です。

人口の減少など、福生市を取り巻く社会環境の変化や多様化する市民ニーズに対応していくためには、1つのまちづくりの分野にこだわらず部門横断的に取組を展開することが必要です。また、市民、事業者、各種団体、行政などが連携しながら、より柔軟に行動することが重要です。

こうした観点から、施策の大綱では、令和11年度までのまちづくりの推進において重要な5つの行動指針として、



を設定します。

この5つの行動指針に沿って各施策を推進することで、目指すまちの姿を実現していきます。

大綱1 | 生み出す

「生み出す」は、新しいもの、今までなかったものを創り出す、また、新しいことを考え出すことです。まちづくりの行動指針である「生み出す」は、これまで地域にあったもの、考え方、関係性、活力を基に新たな展開を創り出すことを指し、取組によって生み出されたものの存在が新しい福生市の価値を創り出すことにつながります。

日々の生活の中で発生する問題の中には、従来の方法では解決できないようなものがあり、そのような問題の解決には、新しい技術に加え、多様な世代の異なる視点や手法を取り入れることも検討していく必要があります。停滞した状況を打ち破り、新しい魅力を福生市に与えながら地域が絶えず発展し、前進していくためには、まちづくりの行動指針である「生み出す」が重要となります。

福生市は、まちづくりの行動指針である「生み出す」に沿って、福生市に関わるものが将来にわたり新しいモノ・コトを創り出し、発信し続けられるまちづくりを推進します。

例えば、そのための取組には、次のようなものを含みます。

- 活力の基となる地域産業の発展
- 観光などを通じた他の地域との連携の創出
- 交流するひとの流れ・にぎわいといった新しい波の創出
- 人口増加を促すまちの魅力の創造

大綱2 | 守る

「守る」は、目を離さずに見る、何かに侵されな
いよう、害が及ばないように防ぐ、決めたことや
規則に従うことです。まちづくりの行動指針である
「守る」は、福生市に受け継がれている想いの^{たすき}襷を
大事にすることや福生市に関わるものを犯罪、災
害、事故などの脅威から遠ざけることを指し、福
生市の誇りを大事にし、安心して生活できるまちの
環境整備につながります。

情報通信技術の発達、少子高齢化、地域コミュ
ニティの縮小、多様な価値観や背景をもつ市民の
増加、自然災害の多発といった環境変化の中で、
福生市に関わるものが予期せぬ危機に見舞われる
ことが増えています。そのような危険から福生市に
関わるものを守るほか、歴史・文化・自然環境と
いった福生市に根付く魅力を磨き、また、快適な
住環境整備のためには、まちづくりの行動指針で
ある「守る」が重要となります。

福生市は、まちづくりの行動指針である「守る」に沿って、福生市に関わる
ものが愛着と誇りを大事にし、安心して生活できるまちづくりを推進します。

例えば、そのための取組には、次のようなものを含みます。

- 安定した生活基盤・環境の整備・保全
- 一人ひとりが安心して暮らせる社会の実現
- 歴史・文化・自然環境の継承と保全

大綱3 | 育てる

「育てる」は、ひとの考え方、気持ちが伸びて
いくように力を注ぐこと、また、組織や団体などを
発展させることです。まちづくりの行動指針である
「育てる」は、福生市に関わるものが成長・発展で
きるように力を注ぐこと、また、能力を発揮できる
ことを指し、福生市のできることの範囲と将来の選
択肢を広げることにつながります。

福生市に関わるものの目標は多種多様です。目
標の達成には、周囲の状況や手助けの有無だけ
ではなく、自身ができることを増やすことも重要です。
福生市に関わるものが将来の選択肢を増やし、自
身の発展や幸せのために生活できる環境を整備す
るためには、まちづくりの行動指針である「育てる」
が重要となります。

福生市は、まちづくりの行動指針である「育てる」に沿って、福生市に関わ
るものが成長・発展していけるまちづくりを推進します。

例えば、そのための取組には、次のようなものを含みます。

- 妊娠・出産・子育てに対する支援
- 乳幼児、小中学校の児童・生徒への教育の充実
- 社会への参画の推進
- 地域への愛着や誇りの育成

大綱4 | 豊かにする

「豊かにする」は、ひとの心や態度、経済などが満ち足りて、不足のないようにすることです。まちづくりの行動指針である「豊かにする」は、福生市に関わるひとの考え方や生活、そして、それを取り巻く環境を多様化し、充実させることを指し、「ひと」、「まち」、「くらし」の水準を引き上げ、日々の暮らしをより良いものとするにつな갑니다。

食生活・ライフスタイル、文化・芸術、スポーツ、生活環境など、生活の豊かさの実現や向上に関して、人々のニーズが多様化しています。全国的に人口が減少している状況にある中で、福生市に関わるひとの生活を充実させ、福生市が魅力と活力あるまちであり続けるためには、まちづくりの行動指針である「豊かにする」が重要となります。

福生市は、まちづくりの行動指針である「豊かにする」に沿って、福生市に関わるひとが日々の暮らしをより良いものとしていけるまちづくりを推進します。

例えば、そのための取組には、次のようなものを含みます。

- 高齢者や障害のある方にとっての福祉の充実
- 文化・芸術、スポーツ、ひととの関わりや出会いの創出といった人生を豊かにする活動の充実
- 健康寿命を伸ばすようなライフスタイルの充実

大綱5 | つなぐ

「つなぐ」は、離れているもの・切れているものをひと続きのものに結び付け、保つことです。まちづくりの行動指針である「つなぐ」は、福生市に関わるもの同士を切れないように保つこと、現在から将来に続く流れが途切れないように保つこと、離れているもの同士を引き合わせることを指し、その輪を広げていくことにつな갑니다。

まちづくりは、先人たちの取組が次の世代に引き継がれながら現代の形になったように、今の世代の取組だけで完結するものではありません。先人たちの取組をつなぎ、その関わりの輪を広げていくことで、福生市のまちづくりをより良いものにするためには、まちづくりの行動指針である「つなぐ」が重要となります。

福生市は、まちづくりの行動指針である「つなぐ」に沿って、福生市に関わるものが継続してまちを維持・発展していけるまちづくりを推進します。

例えば、そのための取組には、次のようなものを含みます。

- まちづくりに関わるひと・地域をつなぐ環境の整備
- 地域同士を互いにつなぐ広域連携の展開
- 持続可能な行財政の運営

第3編

基本計画

基本計画とは

基本計画は、基本構想に基づいた行政の行動計画であり、基本構想に掲げた福生市の目指すまちの姿の実現に向けた取組の方向性を示したものです。

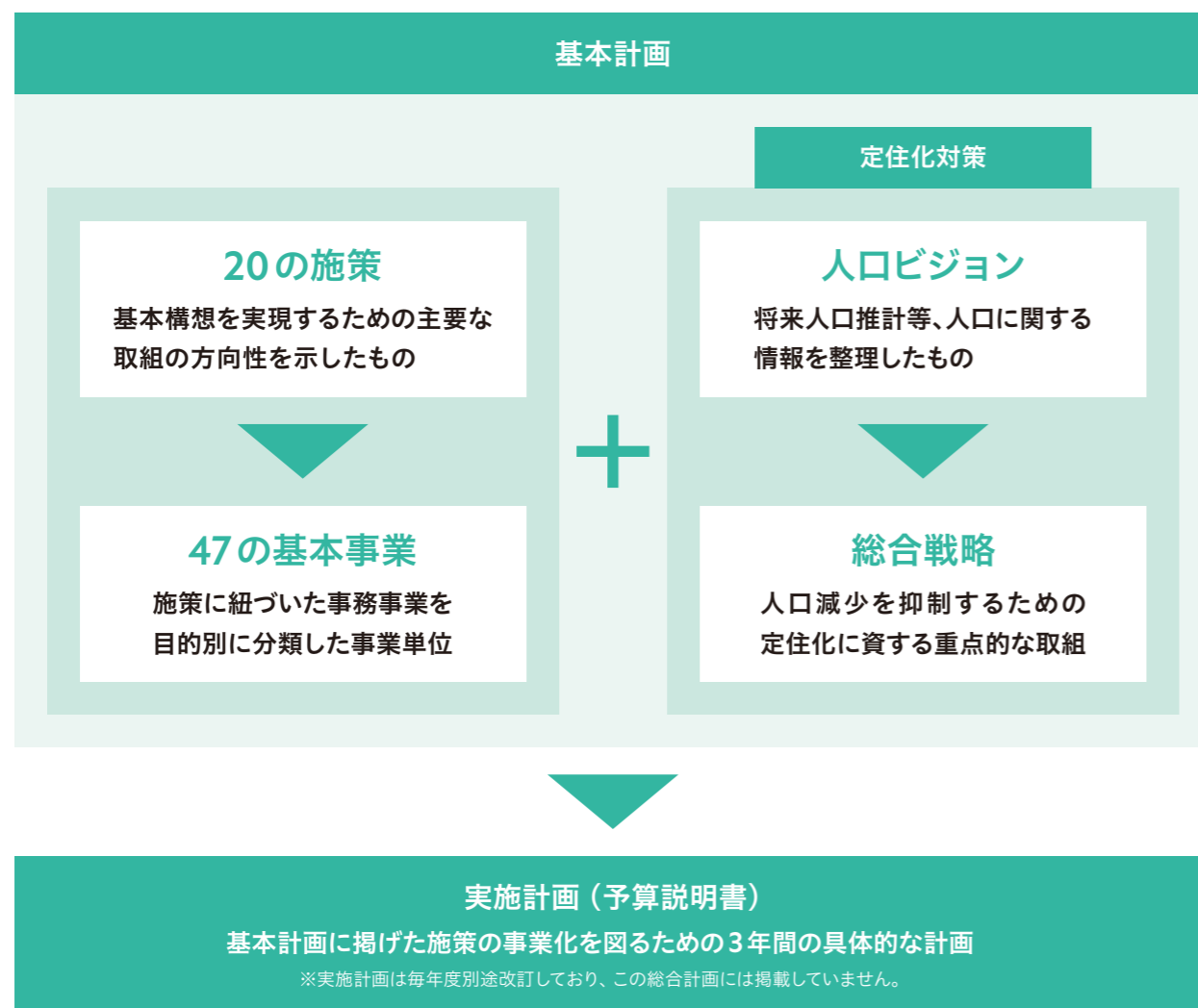
基本構想における「施策の大綱」に関連し、主要な取組の方向性を示した「施策」と施策に紐づいた事務事業を目的別に分類した事業単位である「基本事業」、そして、将来人口推計等、人口に関する情報を整理した「人口ビジョン」及び人口減少を抑制するための定住化に資する重点的な取組を示した「総合戦略」で構成されています。

計画期間

基本計画の計画期間は、福生市を取り巻く環境変化にも柔軟に対応できるように、令和2年度から令和6年度までの前期5年間と令和7年度から令和11年度までの後期5年間とします。

なお、後期5年間の開始に当たっては、社会環境や市民ニーズ、法令、前期5年間における計画の進捗状況等を勘案する中で、見直しを行うものとします。

基本計画概念の関係図



第1部

施策の展開

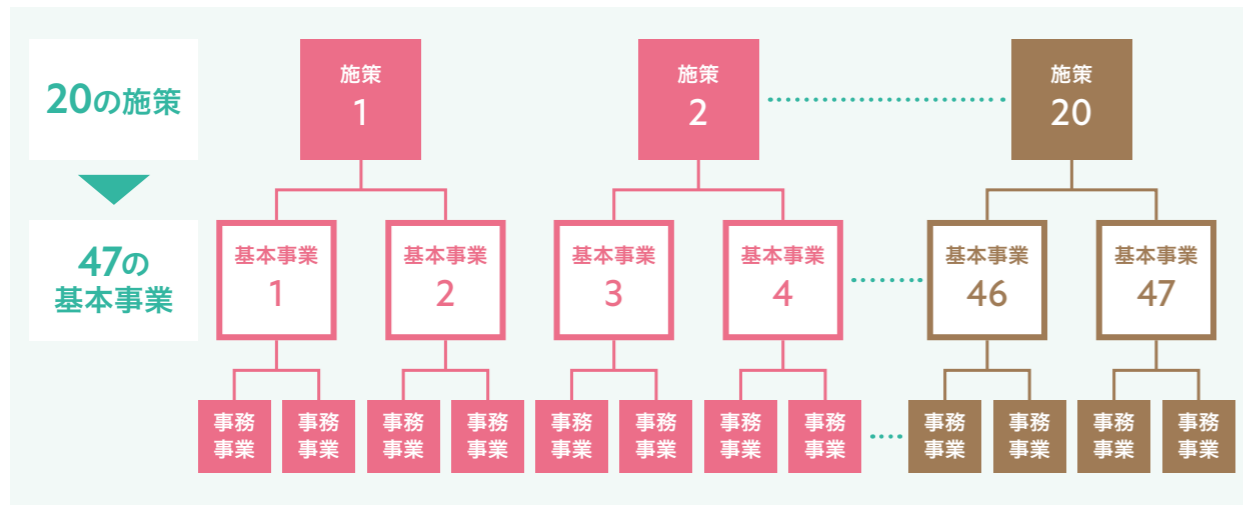
施策の概要

施策の構成要素

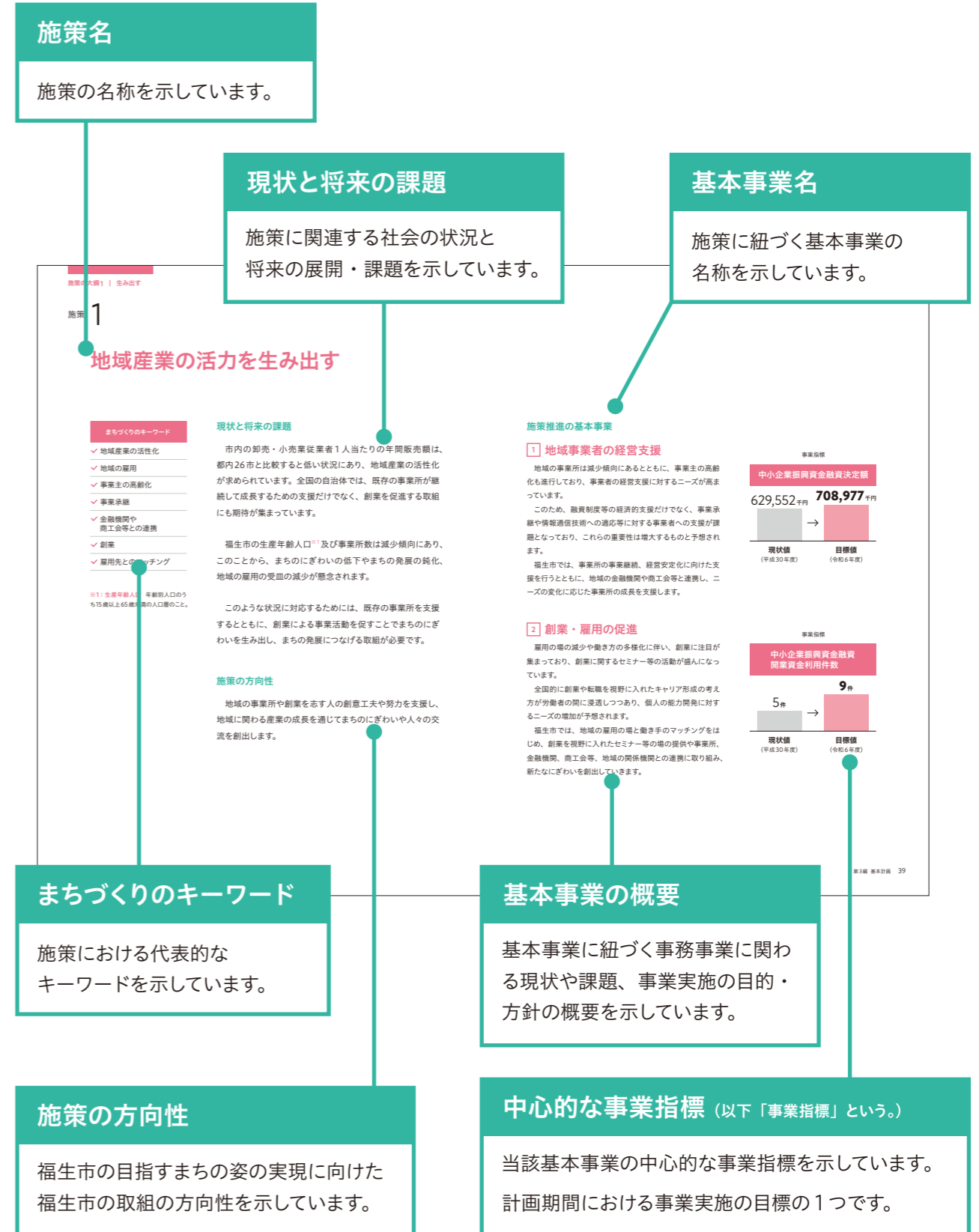
「施策の大綱」に関連し、主要な取組の方向性を示した「施策」では、これまで福生市が続けてきたまちづくりの取組を継承しつつ、福生市の目指すまちの姿の実現に向けて取り組むべき20の施策を挙げています。

また、各施策には、施策を推進するための47の「基本事業」が紐づけられています。「基本事業」は、事務事業を目的別に分類した事業単位であり、基本計画の期間で実施する事業に関わる現状や課題、事業実施の目的・方針の概要を示しています。

施策と基本事業の関係性

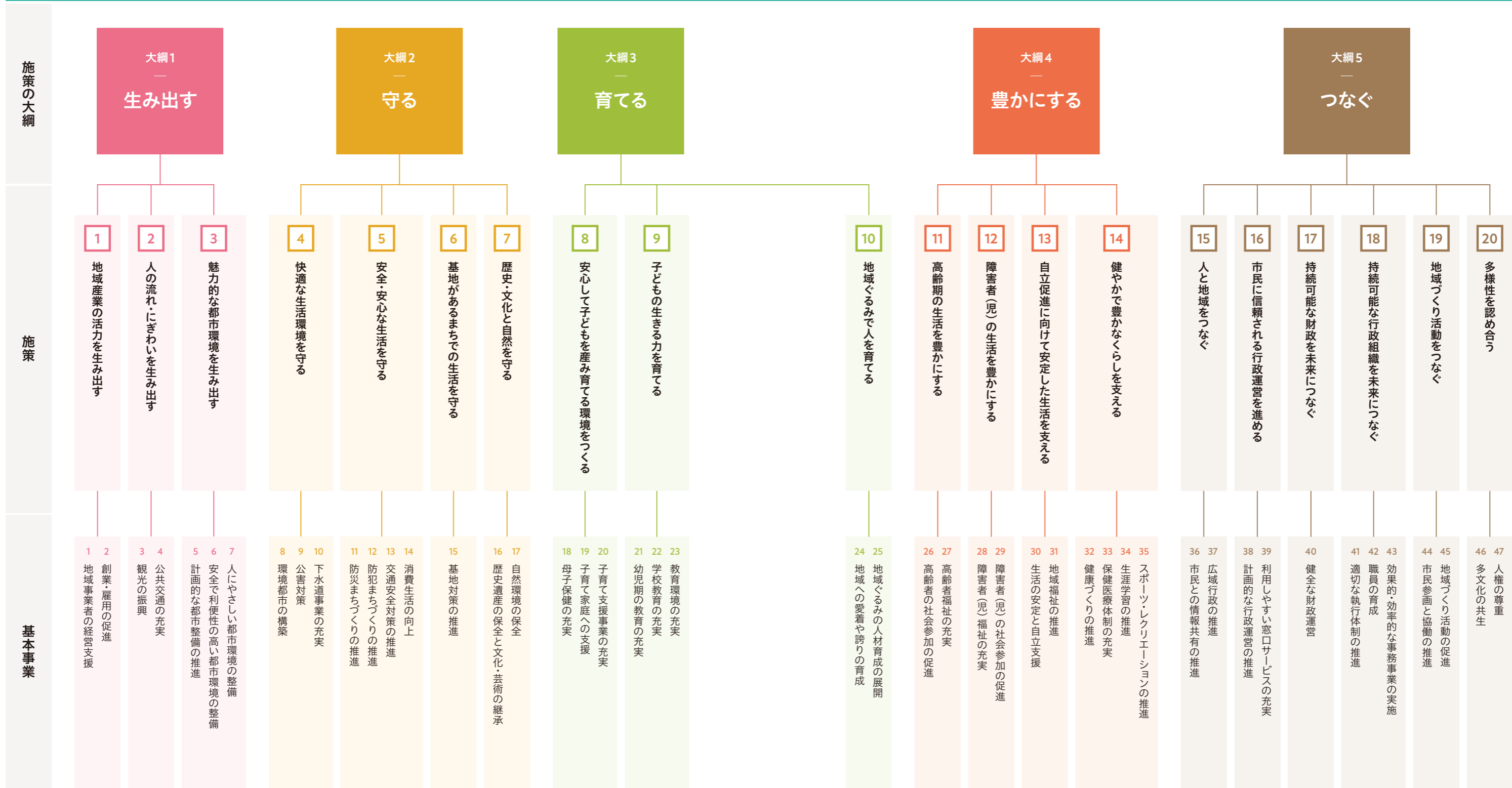


施策の見方



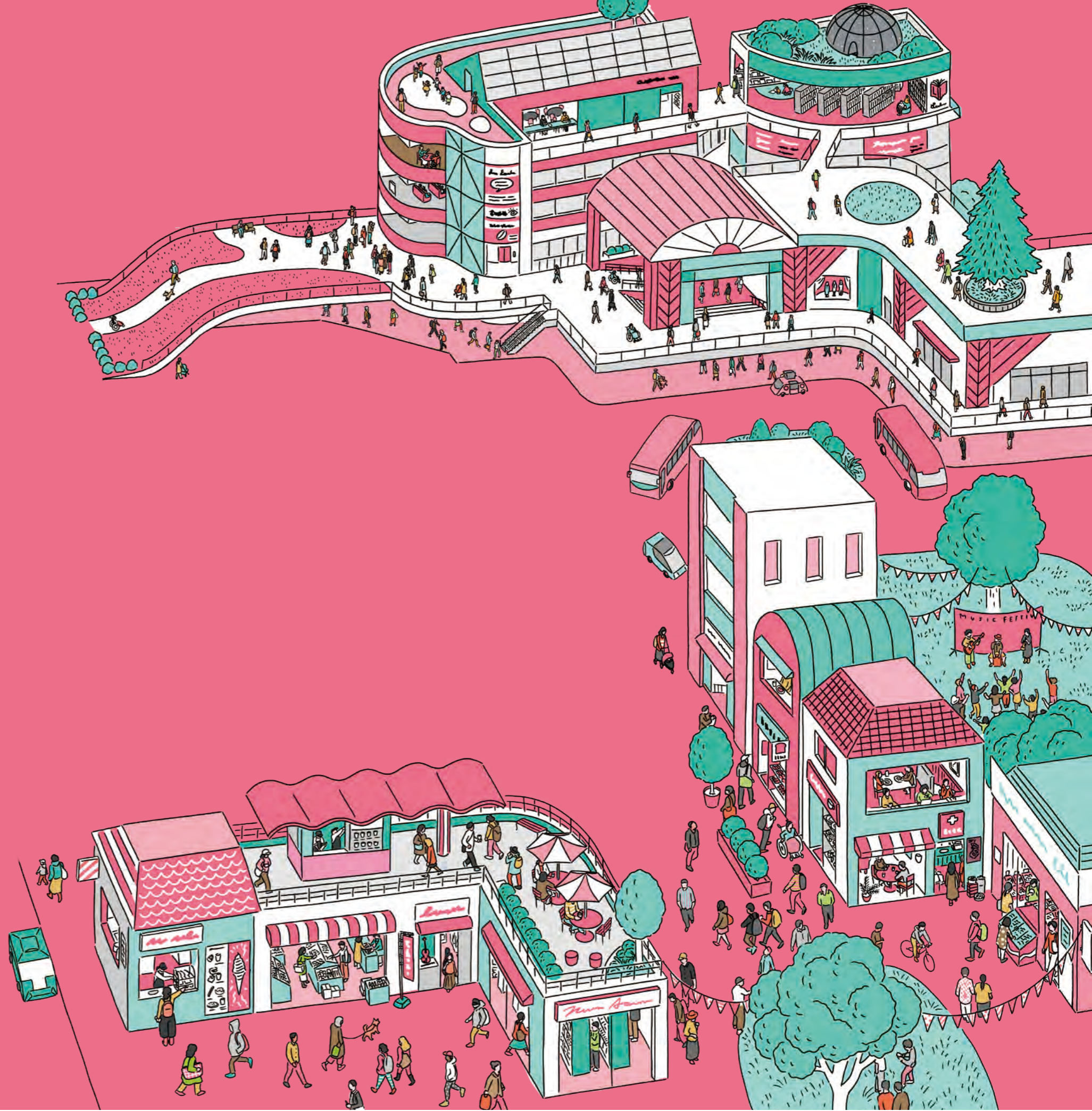
計画推進のための施策体系

人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ



大綱1

生み出す



施策 1

地域産業の活力を生み出す



まちづくりのキーワード

- ✓ 地域産業の活性化
- ✓ 地域の雇用
- ✓ 事業主の高齢化
- ✓ 事業承継
- ✓ 金融機関や商工会等との連携
- ✓ 創業
- ✓ 雇用先とのマッチング

※1：生産年齢人口 年齢別人口のうち15歳以上65歳未満の人口層のこと。

現状と将来の課題

市内の卸売・小売業従業者1人当たりの年間販売額は、都内26市と比較すると低い状況にあり、地域産業の活性化が求められています。全国の自治体では、既存の事業所が継続して成長するための支援だけでなく、創業を促進する取組にも期待が集まっています。

福生市の生産年齢人口^{※1}及び事業所数は減少傾向にあり、このことから、まちのにぎわいの低下やまちの発展の鈍化、地域の雇用の受皿の減少が懸念されます。

このような状況に対応するためには、既存の事業所を支援するとともに、創業による事業活動を促すことでまちのにぎわいを生み出し、まちの発展につなげる取組が必要です。

施策の方向性

地域の事業所や創業を志す人の創意工夫や努力を支援し、地域に関わる産業の成長を通じてまちのにぎわいや人々の交流を創出します。

施策推進の基本事業

1 地域事業者の経営支援

地域の事業所は減少傾向にあるとともに、事業主の高齢化も進行しており、事業者の経営支援に対するニーズが高まっています。

このため、融資制度等の経済的支援だけでなく、事業承継や情報通信技術への適応等に対する事業者への支援が課題となっており、これらの重要性は増大するものと予想されます。

福生市では、事業所の事業継続、経営安定化に向けた支援を行うとともに、地域の金融機関や商工会等と連携し、ニーズの変化に応じた事業所の成長を支援します。

2 創業・雇用の促進

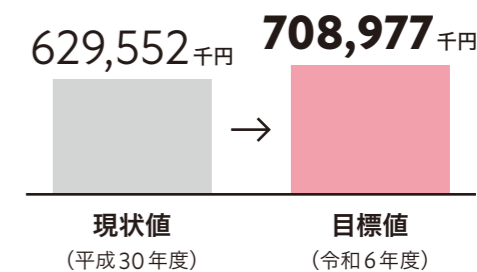
雇用の場の減少や働き方の多様化に伴い、創業に注目が集まっており、創業に関するセミナー等の活動が盛んになっています。

全国的に創業や転職を視野に入れたキャリア形成の考え方が労働者の間に浸透しつつあり、個人の能力開発に対するニーズの増加が予想されます。

福生市では、地域の雇用の場と働き手のマッチングをはじめ、創業を視野に入れたセミナー等の場の提供や事業所、金融機関、商工会等、地域の関係機関との連携に取り組み、新たなにぎわいを創出していきます。

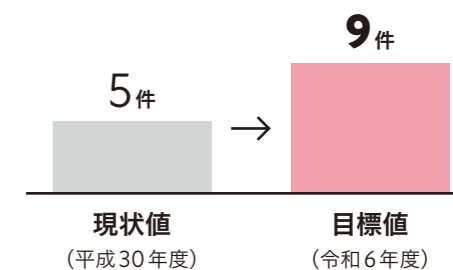
事業指標

中小企業振興資金融資決定額



事業指標

中小企業振興資金融資 開業資金利用件数



施策 2

人の流れ・にぎわいを生み出す

まちづくりのキーワード

- ✓ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
- ✓ 地域の特徴
- ✓ 観光協会・観光案内所
- ✓ 観光資源
- ✓ 観光客の受入体制の構築
- ✓ 公共交通

現状と将来の課題

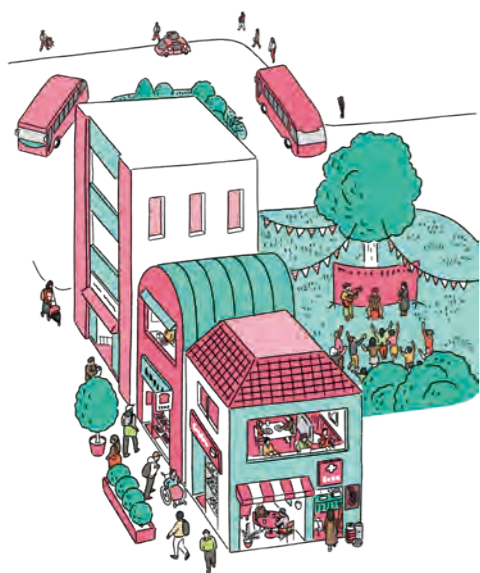
訪日外国人が増加する中、観光によって地域活性化を図ろうとする取組に注目が集まっており、国内外の観光客に向けて魅力的な観光資源を創出し、発信する取組が期待されています。

国では、令和2年の訪日外国人客数の目標を4,000万人とし、同年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う訪日外国人客数の増加に向けて様々な施策を展開しています。これを一つの契機と捉える一方で、一過性の盛り上がりには終始しない、継続的な観光資源の創出やPR体制、公共交通の整備が課題となります。

この契機を最大限に活用し、新しい人の流れ・にぎわいを生み出すためには、関係団体との連携による観光資源の発信に加え、市内の事業所等と協働して、市内来訪者の受入体制を構築し、観光振興を図る必要があります。

施策の方向性

福生市に新しい人の流れ・にぎわいを生み出せるよう、観光資源や観光案内所の整備に加え、各種メディアを用いたイベント等の情報発信、市内来訪者の受入体制の構築を行うことで観光振興に向けた市内の事業所や観光協会等の取組を支援するとともに、公共交通の充実に努めます。



施策推進の基本事業

3 観光の振興

福生市では、古き良き「和」の街並みと異国情緒がたまたま「洋」の街並みを有しており、福生七夕まつりやふっさ桜まつり等のイベントをはじめ、インターナショナルフェアやイルミネーション等、地域の特徴を生かした取組を行っています。

現在、政府主導で観光立国実現に向けたアクション・プログラムが実施されており、国内外の観光客へのPR、受入体制の構築が必要です。

今後も市内来訪者を受け入れるため、また、新たな人の流れ・にぎわいを創出するために既存のイベント等の充実を図るとともに、市内の関係団体や近隣自治体とも連携して観光の振興に取り組みます。

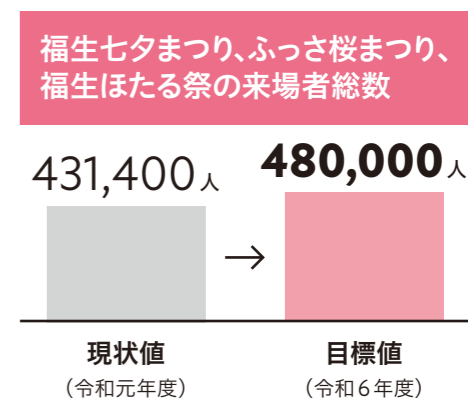
4 公共交通の充実

福生市は、狭い市域の中に、福生駅、牛浜駅、拝島駅、東福生駅、熊川駅の5つの駅があるなど、公共交通は充実しています。また、福生駅と拝島駅を中心に民営で運行している路線バスは、重要な交通の手段となっています。

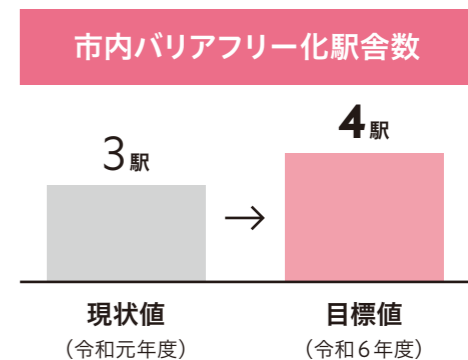
これらに加え、福生市では市内福祉施設等への送迎を行う福祉バスを運行しており、高齢者や障害者、妊婦等が無料で利用することができます。

今後も、公共交通の重要性に鑑み、高齢者や障害者等の交通弱者へ十分に配慮した移動支援に努めるとともに、近隣の自治体やJR、「西多摩地域広域行政圏協議会」や「八高線活性化促進協議会」等とも連携して取り組みます。

事業指標



事業指標



施策 3

魅力的な都市環境を生み出す

まちづくりのキーワード

- ✓ 少子高齢化
- ✓ 人口減少
- ✓ 安全・安心
- ✓ 福生駅西口地区市街地再開発
- ✓ 多様な市民に対応した都市
- ✓ バリアフリー

※1: **バリアフリー** 障害者（児）の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去する考え方

※2: **ユニバーサルデザイン** 障害者（児）にとっての便利さ使いやすさではなく、障害のある人もない人も、すべての人にとって使いやすいように意図してつくられたデザインのこと

現状と将来の課題

全国的な少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、グローバル化の進展等、社会環境の変化に加え、自然災害の頻発等、様々な課題が発生しています。

このような中、福生市が持続的に発展していくためには、社会状況の変化等に伴って多様化する都市環境に対する市民ニーズに適切に対応し、まちの活力である定住人口の維持・増加に向けた取組が求められています。

これらの状況を踏まえつつ、市民はもとより市外の人にとっても魅力的なまちを創出するためには、世代や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが安全・安心に過ごすことができる都市環境の整備が必要となります。

施策の方向性

誰もが安全・安心に過ごすことができるよう、人にやさしく、利便性が高い都市環境の整備を計画的に進めます。また、都市整備を通じて市の魅力を磨き、市民が住み続けたいと思える都市環境づくりを進めます。



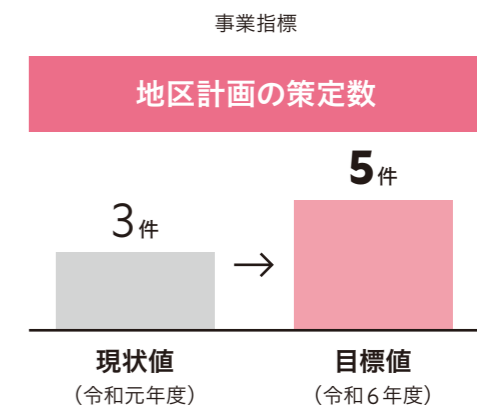
施策推進の基本事業

5 計画的な都市整備の推進

都市環境に対する市民ニーズの多様化により、地区の特性にふさわしい魅力的で誰もが安心して暮らせる都市環境の整備が全国的に求められています。

福生市では、地区計画等の都市計画手法の活用により、魅力的で良好な市街地の形成を目指します。

福生駅西口地区は、再開発を予定しており、都市機能の集約化、施設やサービスへのアクセス向上を視野に入れた計画的な都市整備を進めていきます。再開発の際には、開発予定地周辺の住宅環境や自然環境に配慮した整備を進めます。

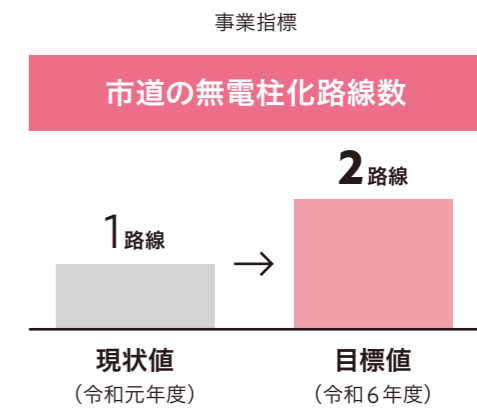


6 安全で利便性の高い都市環境の整備

少子高齢化を背景に高齢者や子育て世代が生活しやすい環境づくりへの要望が高まっています。

このため、安全・安心のまちづくりに加え、利便性が高く、魅力的な都市環境の整備が求められています。

福生市では、安全で利便性の高い歩行空間の確保や都市景観の向上等の観点から、これまで宿橋通りの無電柱化を進めてきましたが、今後は、福生駅周辺の富士見通り、本町通りの無電柱化を進めるなど、より利便性が高く景観に配慮した都市環境の整備に努めます。

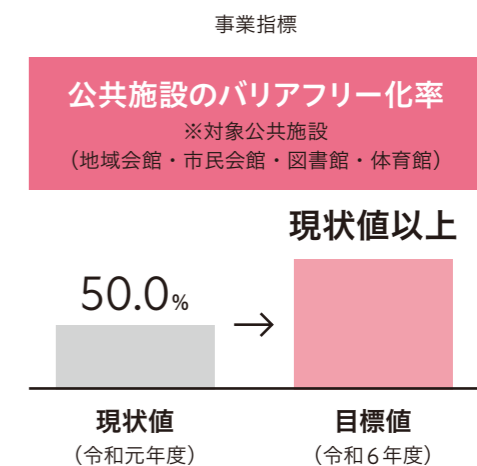


7 人にやさしい都市環境の整備

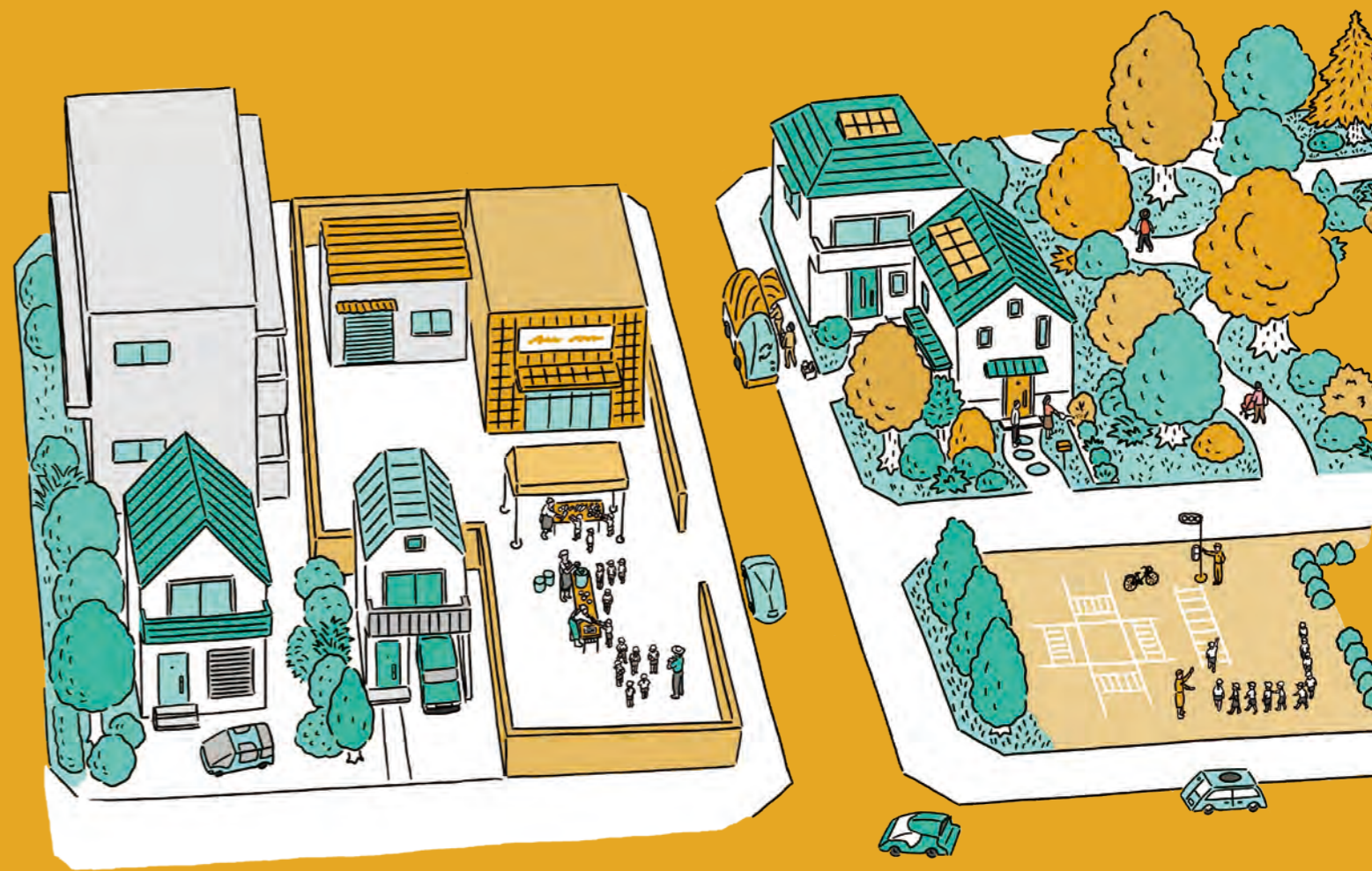
公共施設等においては、誰もが快適に利用できるようにバリアフリー※1・ユニバーサルデザイン※2が順次導入されています。

今後も、障害者（児）や高齢者、外国人等のニーズに配慮しながら、全ての市民にとって利用しやすい公共施設等の整備が求められています。

福生市では、既存の公共施設等の保全や更新方法を検討し、多くの利用者が快適に利用できるよう、計画的で効率的な公共施設等の管理に取り組み、人にやさしい都市環境の整備を推進します。



大綱2
—
守る



施策 4

快適な生活環境を守る

まちづくりのキーワード

- ✓ 地球温暖化
- ✓ 環境負荷の低減
- ✓ 公害対策
- ✓ 下水道施設の整備・維持管理

※1：福生市環境マネジメントシステム (F-e) 企業や自治体といった組織が、その活動によって生じる環境への負担を減らすために環境配慮の方針や計画を立て (Plan)、その実現に向けて環境配慮を実行し (Do)、その達成度を点検し (Check)、見直し・改善する (Action) という一連のサイクル。このサイクルを繰り返すことで、取組を継続的に改善し、環境配慮行動を推進していく仕組み

※2：資源循環型社会 天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会

※3：PCB廃棄物 ポリ塩化ビフェニル廃棄物



現状と将来の課題

化石燃料や電気製品、自動車の使用等、人々の生活に起因する温室効果ガス濃度の増加により、平均気温の上昇や異常気象の増加、土壌や水質の汚染等が地球規模で深刻化する中、地球環境や身の周りの生活環境の保全・配慮に対する人々の関心が高まっています。

地球環境の変化がこのまま続くと、将来の生活環境に大きな影響を及ぼし、厳しい環境下での生活を強いられることが懸念されます。このため、行政においては、まち全体はもとより、地球環境や生活環境への負荷を低減する取組がこれまで以上に求められます。

国の法令や規制の厳格化、環境に配慮した技術・製品の開発、市民・企業・団体の取組の増加等、様々な環境変化に対応し、市民の快適で安全な生活環境を守る必要があります。

施策の方向性

快適で安全な生活環境を確保するため、国の法令や規制を遵守しながら、環境に配慮した機器設備等の活用及び再生可能エネルギーを推進するとともに、市民・企業・団体との協働による生活環境保全に取り組みます。

また、市民に快適な生活環境を提供するために、下水道施設等の整備・マネジメントを計画的に進めます。

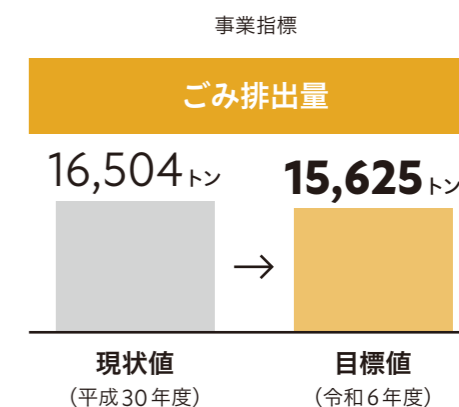
施策推進の基本事業

8 環境都市の構築

地球温暖化による異常気象の頻発、海面水位の上昇、生態系の異変等、近年の気象・気候の極端化は人々の生活や生態系に著しい影響を与えています。

福生市では、「福生市環境マネジメントシステム (F-e) ※1」をはじめ、市民や団体と協働しながら、まちの環境負荷低減に取り組んでいますが、次世代に住みよい環境を残すため、温室効果ガスの削減等、更なる環境負荷の低減が求められます。

引き続き環境に配慮したまちの構築に向けて、市民と事業者、行政が協働して取り組み、環境施策を推進していきます。また、更なるごみの減量化に努めるとともに、資源物の分別排出の徹底や資源回収等の資源化に向けた取組を促進し、資源循環型社会 ※2 のまちづくりを目指します。

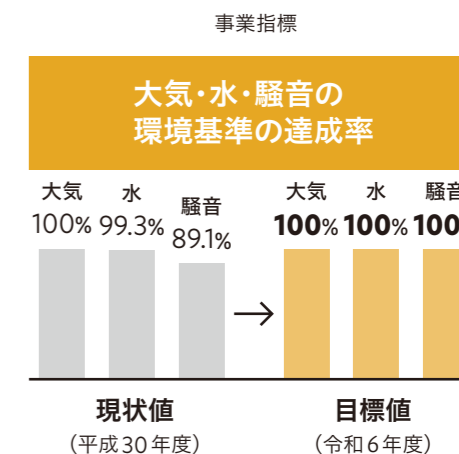


9 公害対策

福生市では、大気、水質、騒音等の調査、PCB廃棄物 ※3 の処分等、市民の生活環境へ影響を及ぼす公害の監視体制の継続及び迅速な対応に努めています。

今後は、騒音や悪臭等の感覚公害をはじめ、発生源や原因を特定しにくい公害が増加し、対応や解決が困難になることが懸念されます。

公害関連の法令等の状況を勘案しながら、引き続き公害の監視及び発生源に対する指導に取り組みます。

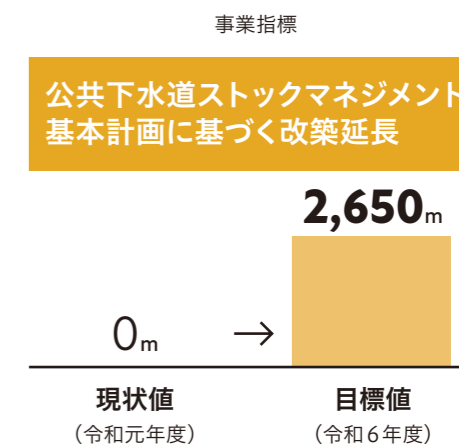


10 下水道事業の充実

下水道施設の老朽化による更新事業に伴い、多額の費用負担の発生が見込まれます。

そのような状況の中においても、市民生活のライフラインを維持し、安定した下水道の使用を確保するため、下水道施設の計画的な長寿命化や経営の健全な事業運営が求められています。

福生市では、市民生活のライフライン確保に向けて、管きよ整備を重点に、下水道施設の整備・維持管理を進めています。今後も新たな技術・スキームを勘案しながら、公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づいた計画的で効率的な事業運営に努めます。

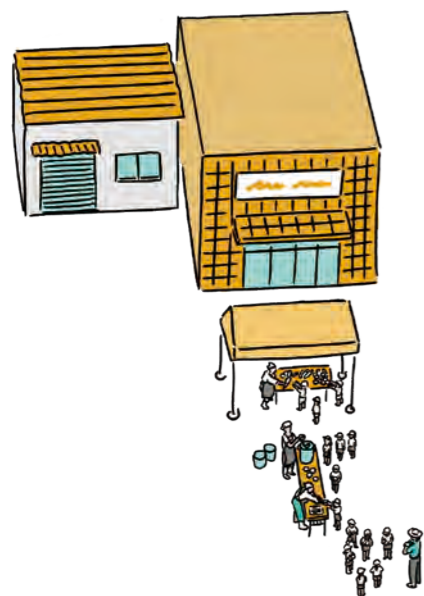


施策 5

安全・安心な生活を守る

まちづくりのキーワード

- ✓ 自然災害に対する備え
- ✓ 地域防災に関する団体・防犯に関する団体・市民との連携
- ✓ 防犯
- ✓ 交通事故防止
- ✓ 消費生活の保護



現状と将来の課題

日本各地で発生する地震や局地的な豪雨等による自然災害、また、スマートフォン等の情報通信技術の発達・普及を背景にした犯罪、多様化する悪質商法等が人々の生活における安全・安心を脅かしています。

災害時においては、住民の高齢化に伴う避難行動要支援者の増加等、また、日常生活においては、高齢者を狙った悪質商法等による犯罪をはじめ、ネット犯罪等による子どもの被害も発生しており、今後、相談や支援等を要する人への対応が求められます。

人々の日々の生活の安全・安心を確保するためには、自然災害をはじめ、犯罪、事故の危険性・被害を適切に予測し、これらへの備えに万全を期することが必要です。そのためには、災害時対応施設の整備等のハード対策と併せて、災害はもとより、市民の安全・安心を脅かす犯罪等に対する情報発信や意識啓発等、被害の軽減を図るためのソフト対策を一体的に進めていく必要があります。

施策の方向性

市民の安全を脅かす自然災害に対する情報発信や備え、多様化・複雑化する犯罪被害の未然防止や早期発見・解決、交通安全意識向上のため、関係機関等と連携した市民への情報提供や意識の啓発・向上に取り組みます。

施策推進の基本事業

11 防災まちづくりの推進

年々、自然災害の頻度が高まり、その規模や被害が大きくなっている中、市民の防災に対する意識・ニーズが高まっています。

高齢化等の進行による避難行動要支援者の増加やこれを支援する側の人々の減少に加え、災害時における十分な規模や安全性を持つ避難受入れの施設・体制の確保が課題となってきます。

福生市では、防災食育センターをはじめとした避難所機能を充実させるなど、公助としての災害対応力のより一層の強化を図るとともに、地域や各家庭における日頃からの備えを推進するなど、市民一人ひとりの自助力の向上に取り組みます。

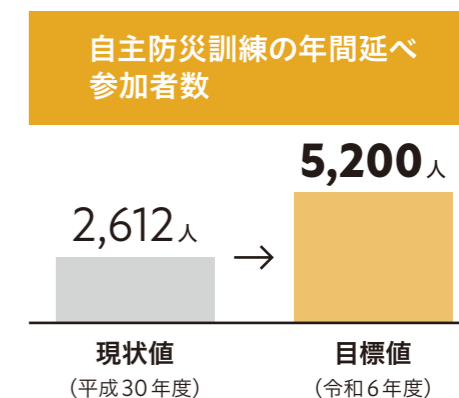
12 防犯まちづくりの推進

近年、犯罪件数は減少傾向にあるものの、スマートフォン等による子どもを狙った犯罪や高齢者を狙った特殊詐欺等、新たな手口の犯罪が後を絶たない状況です。

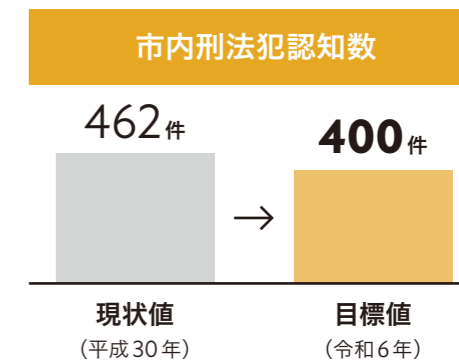
このため、今後も新たな手口の犯罪の増加や子ども・高齢者を狙った犯罪の発生が懸念されます。

福生市では、広報や情報メール、町会・自治会の回覧等による防犯に関する市民への情報提供、地域コミュニティと連携した防犯活動に取り組みます。

事業指標



事業指標



13 交通安全対策の推進

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、歩行者が死亡する事故の割合や高齢者の歩行中・運転中の事故の割合が増加傾向にあります。

安全運転を支援するシステム等、交通安全に資する技術の向上や歩行空間の改善によって利便性・安全性が向上していますが、交通事故をなくすためには、運転者・歩行者それぞれの交通安全に対する意識の向上が求められます。

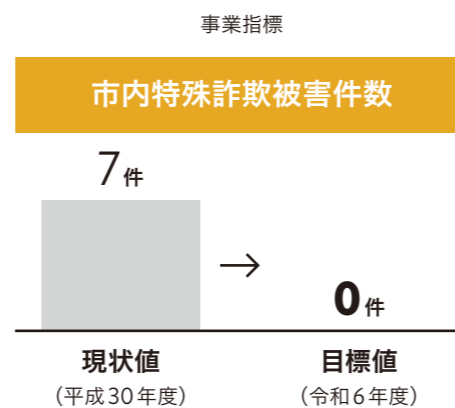
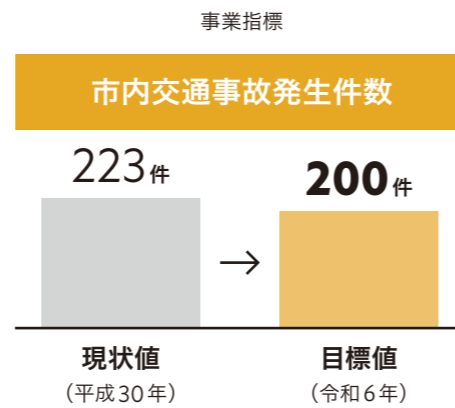
福生市では、市民・企業・団体と連携しながら、交通安全教室や講座の開催を通して、交通安全意識や交通マナーの更なる啓発・向上に取り組めます。

14 消費生活の向上

ライフスタイルの変化や製品等の多様化に伴い、日常生活の利便性が向上した一方で、悪質商法等によるトラブルも発生しており、消費生活の相談件数は増加傾向にあります。

今後、更なる消費者被害の増加が懸念され、被害の未然防止、早期発見・解決のための支援が求められます。

福生市では、消費者相談の充実に向けた相談員の確保や消費者相談室の認知度向上のための周知・啓発に取り組むとともに、引き続き消費生活に関する市民への情報提供に努めます。



施策 6

基地があるまちでの生活を守る

まちづくりのキーワード

- ✓ 横田基地
- ✓ 基地周辺5市1町
- ✓ 都と5市1町

※1: CV-22オスプレイ オスプレイは、回転翼を上に向けた状態ではヘリコプターのようにホバリングや垂直離着陸が可能であり、前方に傾けた状態では固定翼機のように高速で長距離飛行することができる航空機で、空軍向けの機体をCV-22という。

現状と将来の課題

福生市は、行政面積の約3分の1を横田基地に提供しており、横田基地の存在は、航空機の騒音、都市計画等、市民生活に大きな影響を与えています。福生市では、騒音防止対策や安全対策等の横田基地に起因する諸問題について、東京都や他の横田基地周辺市町（立川市・昭島市・武蔵村山市・羽村市・瑞穂町）とも連携を図りながら取り組んでいます。

横田基地には、平成30年10月1日に5機のCV-22オスプレイ※1が配備され、今後、令和6年頃までに段階的に計10機が配備される予定となっています。

引き続き市民の生活環境を第一に、市単独での取組のほか、東京都や基地周辺市町等とも連携しながら対応を図っていきます。

施策の方向性

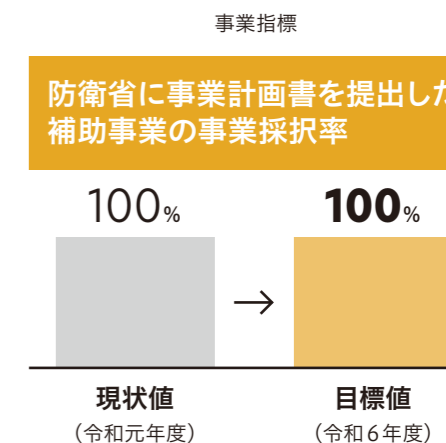
横田基地はないことが望ましいものの、安全保障は国家間の協力関係の問題であり、当面、基地は動かし難いとの前提に立ち、現実的な対応として、航空機騒音等の基地に起因する市民生活への影響を軽減、緩和、解消していくため、国や米軍等の関係機関への申入れを粘り強く続けます。

施策推進の基本事業

15 基地対策の推進

横田基地に起因する諸問題について、引き続き市単独での取組とともに、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（福生市・立川市・昭島市・武蔵村山市・羽村市・瑞穂町の横田基地周辺5市1町と東京都で構成）、横田基地周辺市町基地対策連絡会（横田基地周辺5市1町で構成）等でも連携を図りながら、取り組んでいきます。

また、横田基地に起因する障害の防止・軽減のための工事や生活環境施設・公共用施設の整備、生活環境改善のための事業等を実施するときは、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に規定する補助金、交付金を活用できるように、国に求めています。



施策 7

歴史・文化と自然を守る



まちづくりのキーワード

- ✓ 歴史遺産や自然環境の保全
- ✓ 文化・芸術の継承

※1：生物多様性 地球上には3,000万種ともいわれる多様な生きものがいて、そうした生きものの豊かな個性とつながりのこと。

※2：特定外来生物 生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物

※3：在来生物 もともとその生息地に生息していた生物種の個体及び集団

※4：外来生物 導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種

現状と将来の課題

福生市には、国指定史跡「玉川上水」をはじめとする、様々な歴史遺産、多摩川や段丘崖線の緑地等の豊かな自然環境、また、文化祭をはじめとする、様々な文化芸術活動があり、それぞれ、市民や団体、企業等との連携や協働による保全や継承に関する取組が盛んに行われています。

しかしながら、歴史遺産や自然環境の保全、文化・芸術の継承の担い手が少ない現状があり、更に、公開や保存、活動場所を担う施設の老朽化等に伴い、今後、守り、伝えるべき地域資源の保存継承の機会が薄れていくことが懸念されます。

市民一人ひとりが福生市の歴史や文化、自然環境を知ること、郷土に愛着を持ち、親しみ、守りたいと思える生活環境やまちづくりを推進するため、情報発信や講座の開催等に、市民・各種団体のみでなく、企業や学校、研究機関、また行政の広域的な連携も見据えて、多様な主体と協力して取り組む必要があります。

施策の方向性

長期的かつ継続的な歴史遺産や自然環境の保全と活用、文化・芸術の継承のため、これまでの研究や調査資料、講座資料の電子化等におけるソフト対策及び自然環境保全や文化財の保全等におけるハード対策の双方で、市民が気軽に地域の歴史や自然環境、文化・芸術に親しむことができる場の整備に取り組めます。

施策推進の基本事業

16 歴史遺産の保全と文化・芸術の継承

歴史遺産や文化・芸術は、教育や生涯学習において重要な地域資源であり、市民共有の貴重な財産でもあります。

近年、このような地域資源を長期的かつ継続的に保全・活用できる施設の老朽化が進み、併せて、次世代に継承できる技術や知識を有した人材の育成も求められており、早急な対策が必要です。

長期的な歴史遺産の保全と文化・芸術の継承のため、資料等の電子化をはじめとした、様々な手法での保全や活用、また、地域や学校、近隣自治体、関係機関等との連携や人材育成に取り組めます。

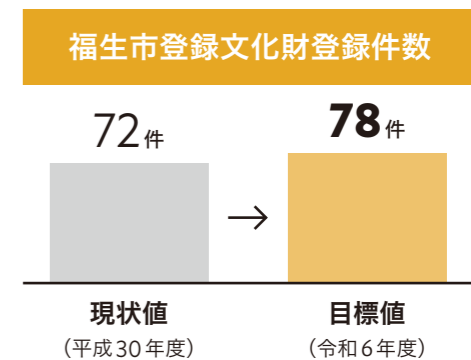
17 自然環境の保全

水と緑に親しむことができる環境や景観の保全・継承は、生活に潤いをもたらすと同時に、教育的にも住民や地域からのニーズが高まっています。

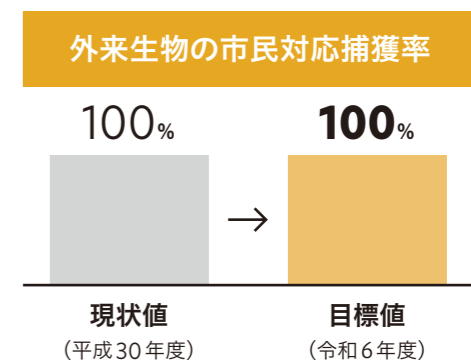
このため、緑地や水環境、生物多様性^{※1}に配慮した取組や市内の自然環境を活用した人々の生活に潤いをもたらすまちづくりが求められている一方、近年は新たな課題として、特定外来生物^{※2}等の影響による在来生物^{※3}への影響や被害が懸念されています。

福生市では、アライグマ、ハクビシン等、外来生物^{※4}の防除事業を実施し、被害拡大防止に努めるとともに、引き続き市民や団体、行政との協働で、自然環境に関するイベントや講座を開催し、水と緑に親しむことができる自然環境の保全、環境リーダーの育成、環境に配慮したまちづくりに取り組めます。

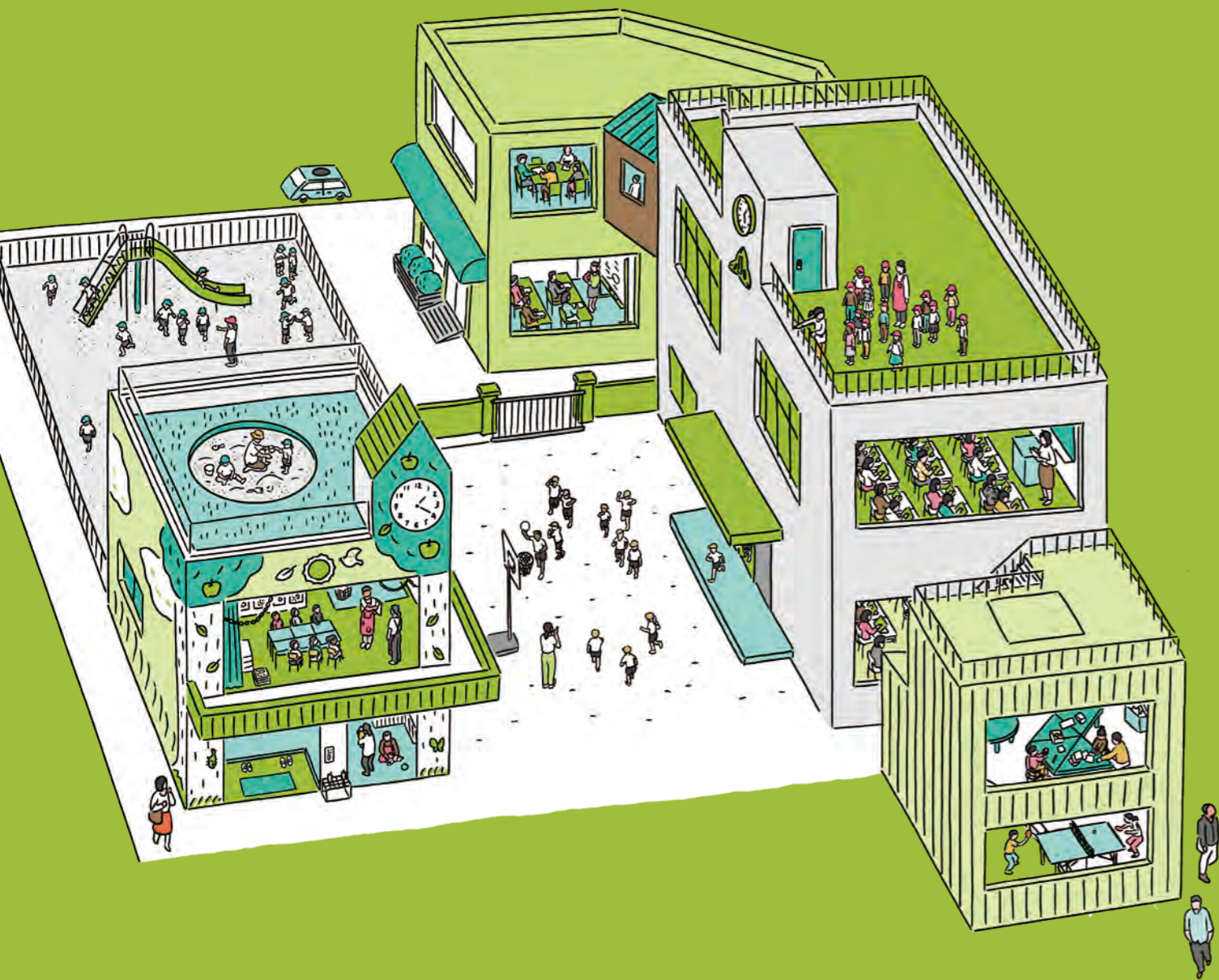
事業指標



事業指標



大綱3
—
育てる



施策 8

安心して子どもを産み育てる環境をつくる

まちづくりのキーワード

- ✓ 家族形態の変化
- ✓ 家庭の孤立
- ✓ 子育てニーズの多様化
- ✓ 幼児教育・保育の無償化
- ✓ 家庭への切れ目のない・きめ細かい支援

※1: ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のこと。

現状と将来の課題

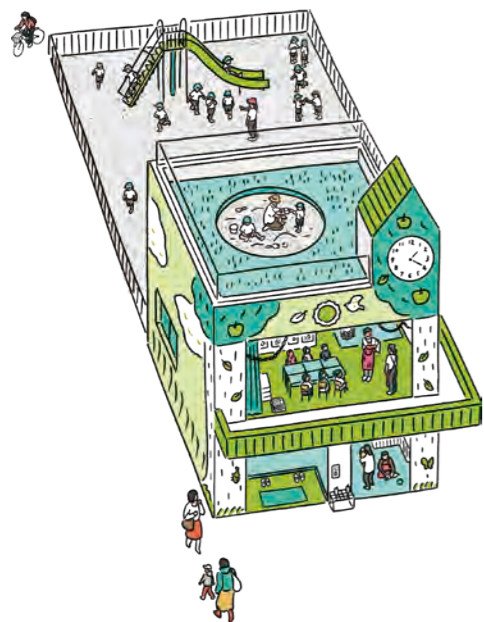
少子化が進行する一方で、女性の社会進出やワーク・ライフ・バランス※1による柔軟な働き方が進展し、核家族化等の家族形態の変化に伴い、保育や子育て支援に関するニーズも多様化しています。国においても令和元年から「幼児教育・保育の無償化」が実施され、保育や子育て支援サービスを取り巻くニーズ・制度は目まぐるしく変化しています。

家族形態の変化や地域のつながりの希薄化等に伴い、家庭の孤立が懸念され、乳幼児の発育や発達、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者や日本語を話せない外国人家庭等、妊娠期からの支援が必要な方への確実な支援が求められます。

これらの多様化するニーズや国の制度に適切に対応し、家庭の孤立を防ぎ、子どもの健やかな成長に向けて保護者が安心して子育てができるよう、保育や子育て支援を拡充し、個々の家庭に寄り添う支援に取り組む必要があります。

施策の方向性

「子育てするなら ふっさ」のスローガンのもと、保育や子育て支援に関する様々なニーズに対応するため、各種手当等の経済的な支援をはじめ、子どもが生まれる前から個々の家庭が抱える不安や悩みを的確に把握し相談体制の充実を図るなど、必要な支援を切れ目なく提供していきます。



施策推進の基本事業

18 母子保健の充実

子どもが生まれる前からの健康の保持・増進を図るとともに、身体的・心理的な安定も促し、出産後も健やかな育児ができるよう包括的な支援の必要性が高まっています。

現在、身近に相談できる人がいないなど、つながりの希薄化等に伴う子育ての孤立化が懸念され、今後、子育てに対する不安や悩みの早期解消に向けたニーズが増加すると考えられます。

福生市では、妊娠期から子育て期まで、より安心して出産や子育てができるよう、母子の健康状態の把握とそれに基づいた子どもの発達等に関する支援を充実し、きめ細かい支援に取り組みます。

19 子育て家庭への支援

家庭環境の変化により、子育てに不安を感じる保護者の増加、児童虐待を含め、子どもと家庭をめぐる問題は多様化・複雑化しています。

こうした問題に対応するためには、問題の発生防止や親子関係の調整に向けた支援について、関係機関と迅速に連携し対応するとともに、子育て支援体制の整備・強化が必要になると考えられます。

福生市では、子どもが健やかに成長できるように、子どもの主体性を尊重し、子どもの成長過程に応じた子育て家庭への支援に取り組みます。

20 子育て支援事業の充実

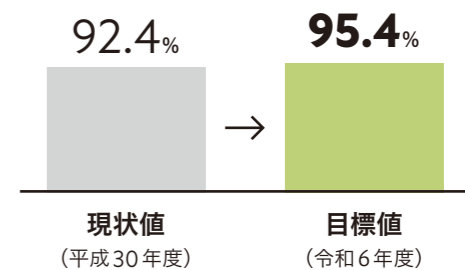
核家族化や女性の社会進出等、子育て世帯を取り巻く環境は変化しています。

このような状況の中、各家庭における子育て支援のニーズは多様化しているため、利用者の視点に立った、柔軟で総合的なサービスの提供が必要です。

福生市では、保護者が子育ての大変さを抱え込まず、安心して子育てができるよう、子育て支援事業の更なる充実を進めます。また、子どもの成長段階や家庭の状況に応じて、必要な支援が切れ目なく提供できるよう、実効性のある取組を推進します。

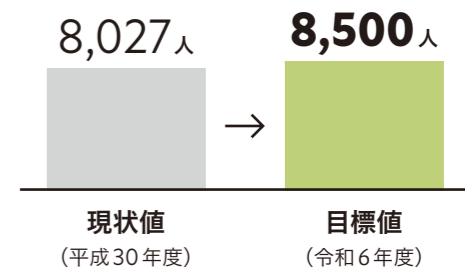
事業指標

妊娠11週までの妊娠届出割合



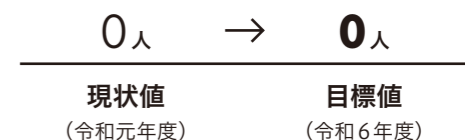
事業指標

ふれあいひろば利用者数



事業指標

保育園の待機児童数



施策 9

子どもの生きる力を育てる

まちづくりのキーワード

- ✓ 教育環境の変化
- ✓ 心身の成長
- ✓ ICT環境整備
- ✓ 幼児期教育・保育の充実
- ✓ 新しい時代に求められる資質・能力の育成
- ✓ 幼児期教育と小学校教育の円滑な接続

※1: 学習指導要領 全国どの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程の基準

※2: ICT Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術

※3: Society5.0 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

現状と将来の課題

情報技術の急速な発展、グローバル化の進展等に伴い、社会はより複雑化し、次代を担う人材の育成に資する教育へのニーズが高まっています。これに伴い、学校等の子どもの教育現場を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような急激な社会的な変化が進む中で、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測が困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に携わっていくための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。

子どもたちが成長する中で生きる力を育み、健やかに心身が成長できるよう、また、学力向上だけでなく、これからの社会で活躍できる能力を身に付けられるよう、時代の変化に応じた教育や学習・教育環境の整備等が必要です。

施策の方向性

新学習指導要領等^{※1}で求められている質の高い学びを実現するためには、幼児期の教育の充実に向けた支援をはじめ、ICT^{※2}環境の整備、学校図書館の計画的な利活用、特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援、一人ひとりに応じた教育の充実等、時代の変化に合わせた先進的な教育カリキュラムを実施していきます。

施策推進の基本事業

21 幼児期の教育の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領では、幼児期の教育・保育に関するねらい等が共通のものとして示され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が位置付けられました。

将来を担う子ども達の健全な育成が図れるよう、多様な生活経験や遊びをととした総合的な学びを積み重ねることが求められています。

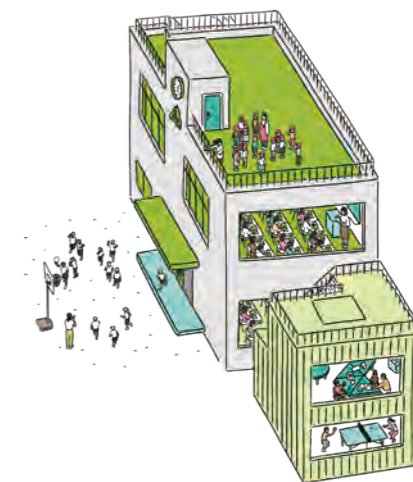
福生市では、質の高い幼児期の教育・保育の提供の支援に努めるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携による取組を進めます。

22 学校教育の充実

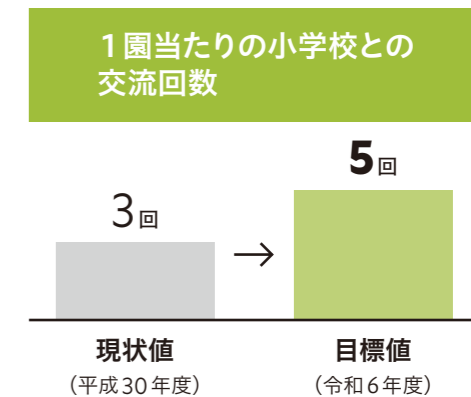
技術革新は加速し、社会や生活が大きく変わるSociety5.0^{※3}が到来すると予想されています。このような予測が困難な未来を生き抜き、活躍できる子どもたちの育成が求められています。

また、子どもたちが社会環境の変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや様々な情報から新たな価値を見いだしていくこと、複雑な環境変化の中で目的を再構築できるようになることが必要です。更に、障害や不登校等、特別な配慮を必要とする様々な背景を持つ児童・生徒への指導・支援も求められています。

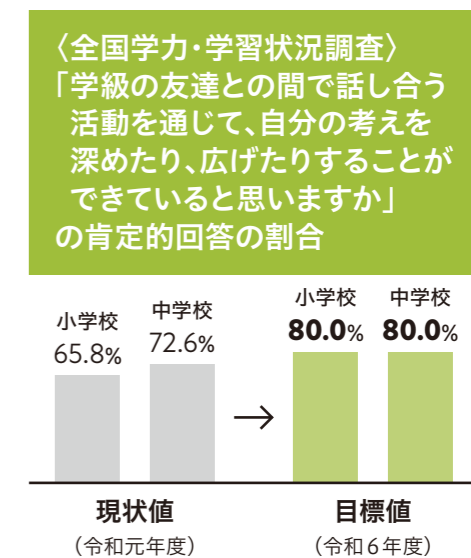
福生市では、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の趣旨が確実に実現できるよう、教材の整備や効果的な指導の実践事例に係る情報提供等を通じ、児童・生徒一人ひとりに応じた質の高い教育の充実に取り組むとともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児と児童の様々な交流活動等を推進していきます。



事業指標



事業指標



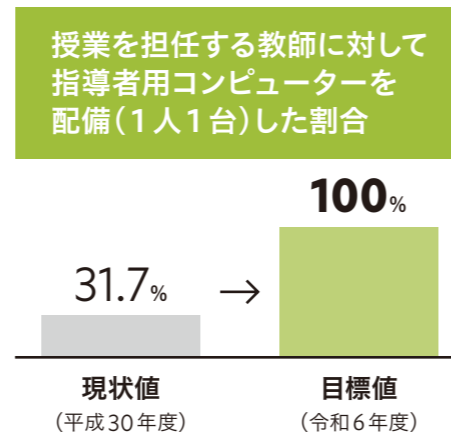
23 教育環境の充実

急速な社会環境の変化に伴い、児童・生徒を取り巻く学習環境も大きく変化しています。

校内環境の維持はもちろんのこと、情報化に対応するための整備や児童・生徒が安心して学べる環境づくり等、充実した学校教育を提供するためには、教育環境の整備が必要です。

福生市では、施設の老朽化に伴う改修をはじめ、ICT整備、特別な配慮を必要とする児童・生徒の学習環境整備等、児童・生徒が安全・安心に学習が行える教育環境の充実に努めます。

事業指標



施策 10

地域ぐるみで人を育てる

まちづくりのキーワード

- ✓ 多世代との交流
- ✓ 地域のつながり
- ✓ 家庭・地域・学校
- ✓ 学校支援コーディネーター
- ✓ コミュニティ・スクール

※1：学校支援コーディネーター 学校とボランティア、ボランティア間の連絡調整役として各学校に配置されている人員

※2：コミュニティ・スクール 地域に信頼される学校づくりを実現するため、学校の運営の在り方の選択肢を拡大し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組み

現状と将来の課題

少子化や核家族化をはじめ、単独世帯や共働き世帯の増加といったライフスタイルの変化等、様々な事由により地域の人々の交流が減少し、地域における人と人とのつながりが薄れています。それに伴い、子どもと多様な世代との交流も減少し、子どもが社会の様々な体験や経験を得る場や機会が少なくなっています。

そのような中、福生市では子どもたちの健やかな成長を育むため、学校評議員制度や学校支援コーディネーター※1を活用し、学校と地域の力をつなぐ取組に努めてきました。今後も、コミュニティ・スクール※2事業の実施を通じて市民の学校教育への参画を図り、地域の実情に応じて、地域社会が主体的に子どもたちへの関わりを進めていく必要があります。

子ども自身が環境の変化に適応し、健やかに自主性や社会性を身に付けるためには、地域の方々の経験や知識を生かし、地域全体で子どもの成長を支える仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

学校の教育的ニーズと地域の力をつなぎ合わせ、家庭・地域・学校が一体となって子どもを育む環境づくりを行います。また、多様な主体による学校教育への参画・協力を促すことで、地域で子どもの成長を支える仕組みづくりを行います。

施策推進の基本事業

24 地域への愛着や誇りの育成

子どもの健やかな成長を育むためには、学校での学習のほか、地域社会の中で多様な世代と交流することが重要です。

そのためには、地域における様々な自然体験や社会体験、地域の人々との交流等とおして、子どもの地域に対する愛着や誇りを育む教育を推進していくことが大切です。

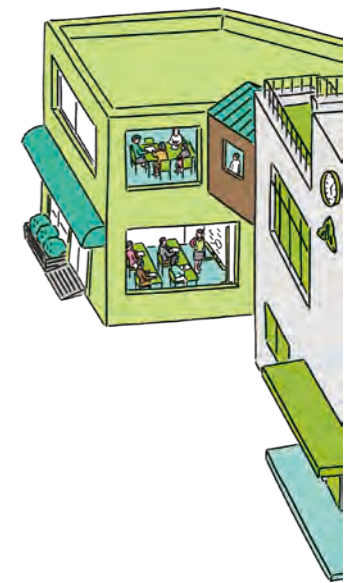
福生市では、地域と連携した学習を推進することで子どもたちの地域への愛着や誇りを育み、将来、地域を支える人材となれるよう、様々な機会の提供を図っていきます。

25 地域ぐるみの人材育成の展開

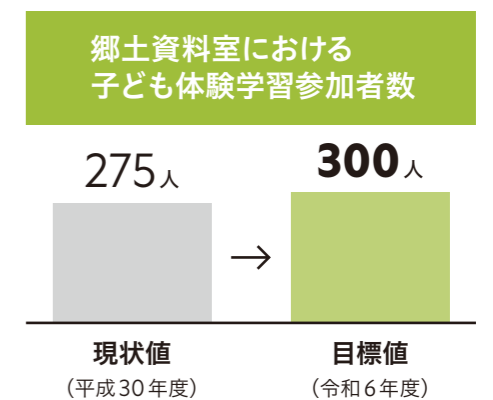
少子高齢化に加え、共働き世帯の増加が進む中、地域力・市民力の向上につながる人材育成は、家庭や学校等、それぞれの努力だけで対応することが難しくなっています。

子どもが自立し、生きる上で必要な社会性や判断力、感性を磨いていくためには、家庭単体だけでなく、地域や学校その他多様な主体との連携を図る必要があります。

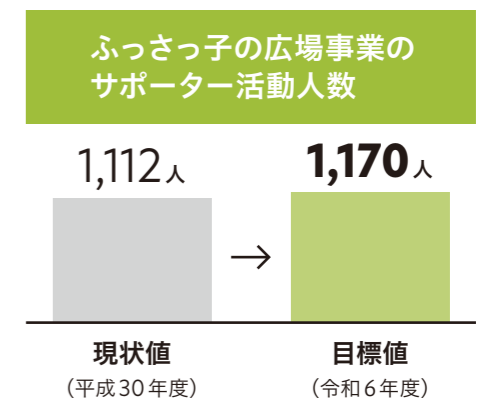
福生市では、引き続きコミュニティ・スクール事業や放課後支援等を進めることで、地域で一丸となって、子どもが主体的に学び成長できる環境づくりに努めます。



事業指標



事業指標



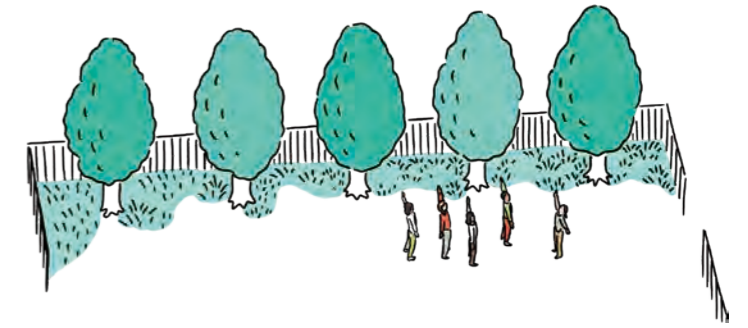


大綱4

豊かにする

施策 11

高齢期の生活を豊かにする



まちづくりのキーワード

- ✓ 高齢者人口の増加
- ✓ 平均寿命の延伸
- ✓ 住み慣れた地域
- ✓ 自立した生活
- ✓ 生きがいづくり
- ✓ 経験・能力の活用

現状と将来の課題

全国的に高齢化が進行し、平均寿命も延びる中、人生100年時代を生きていくためには、高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を送り、自身が持つ経験や能力を生かし、生きがいを持って暮らすことができる環境づくりが求められています。

今後、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は増加すると推計されていることから、介護予防や高齢者支援のニーズも増加し、これらに関する民間サービスや国等の制度の変化に伴い、福生市の事業も変化を迫られることが予想されます。

高齢者一人ひとりが、必要な支援を得ながら、住み慣れた地域の中で自分らしく望む生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを推進するとともに、国等の制度やそれに伴う補助を最大限活用し、民間サービスと連携した支援に取り組む必要があります。

施策の方向性

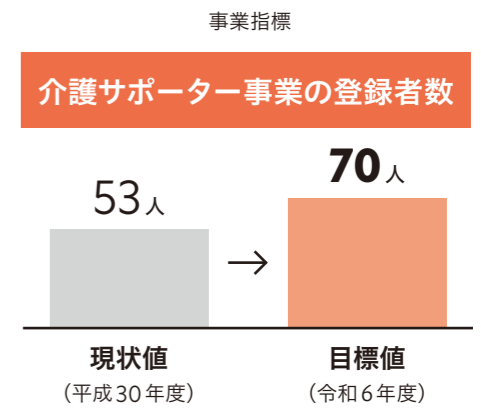
高齢者が地域コミュニティの中で充実した日々を送れるよう、自身が持つ経験や能力を生かした活躍の場づくりを支援します。また、高齢になっても自分らしく生きることができるよう、高齢者サービスの充実・支援を展開します。

施策推進の基本事業

26 高齢者の社会参加の促進

多様な経験や能力、社会参加の意欲を持つ高齢者が増えることにより、仕事や趣味、ボランティア活動等、その意向に沿って社会参加ができる仕組みづくりが求められています。高齢者自らの社会参加をはじめ、企業、団体等による高齢者に向けた生きがいづくり等の活動の広がりにより、行政サービスに対する市民ニーズの変化も予想されます。

福生市では、企業・団体等の民間サービスの状況を勘案しながら、高齢者の生活の充実に向けて、高齢者が持つ経験や能力を生かし、地域に根差した就業や活動ができるよう支援します。

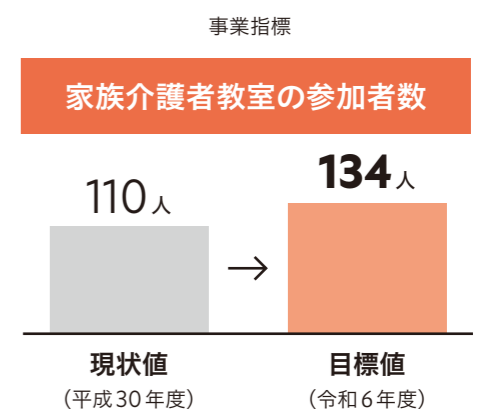


27 高齢者福祉の充実

総人口に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる環境整備や支援に対するニーズが高まっています。

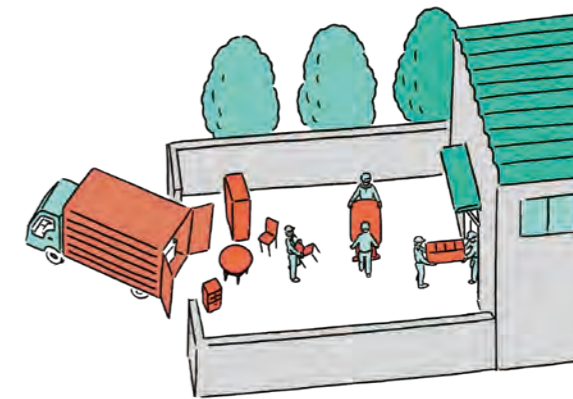
更なる高齢化の進行や平均寿命が延びることに伴い、医療や介護の支援を必要とする高齢者は増加し、介護者・被介護者それぞれの負担の増加も予想されます。

福生市では、市内に住む高齢者一人ひとりが自立して自分らしく生きることができるよう、介護予防事業及び高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、介護保険制度の適正な利用と介護者の負担軽減支援に取り組めます。



施策 12

障害者(児)の生活を豊かにする



まちづくりのキーワード

- ✓ 「地域共生社会」の実現
- ✓ 障害者(児)一人ひとりへの支援
- ✓ 居場所の提供
- ✓ 自立に向けた取組の継続

※1: 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

現状と将来の課題

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、地域社会の弱い弱体化等、様々な社会環境の変化の中で、住み慣れた地域で誰もが生きがいを持ち、生き生きとその人らしい生活を送ることができる社会の実現のために、誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会^{※1}」の実現が重要となります。その中で、障害者(児)の生活支援、社会参加に関する法整備とともに、障害者の雇用に力を入れる企業や地域社会を支える団体の増加等、障害者(児)への理解は進みつつあります。

しかしながら、障害者(児)の自立に向けた動きがある一方で、高齢化に伴う障害の重度化や地域を取り巻く環境の変化により、市民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しており、全ての障害者(児)が地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

障害者(児)一人ひとりが自立して、住み慣れた地域で生き生きと自分らしく暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を安定して提供していく必要があります。

施策の方向性

障害者(児)が希望する生活や就労ができるよう、法律や制度、民間事業者等の状況を鑑みながら、計画的な事業展開による安定した障害福祉サービスや活動の場の提供に努めます。

施策推進の基本事業

28 障害者(児)福祉の充実

障害者(児)の社会参加を推進する動きは広がっていますが、より一層の推進を図るためには、今後も継続的な支援が必要です。

福生市では、障害者(児)が地域で自立した生活を送り、居場所を得られるように生活介護サービスや共同生活援助サービス、放課後等デイサービスをはじめとする各種事業を展開してきました。

今後も、支援を必要とする障害者(児)にサービスを提供するため、民間事業者と連携を図りながら、効率的な事業運営を行い、財源の確保、安定的な支援に取り組みます。

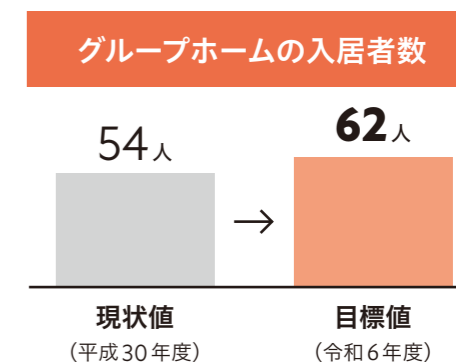
29 障害者(児)の社会参加の促進

障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会を目指す上で、障害者(児)の自立と社会参加は大きな課題です。

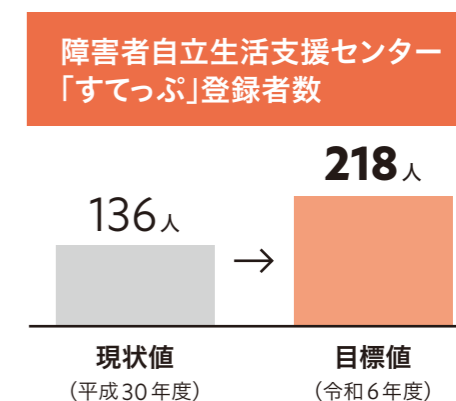
社会全体で障害に対する理解が進む中、障害者の就労や地域での活動等、社会参加を推進する施策の充実が求められています。障害者の就労については、企業に就職しても早期に離職してしまうなど、就労継続に関しては依然として課題の一つとなっています。

福生市では、今後も障害者の自立に向けた就労実習の場を提供する「障害者職場体験実習」等を実施し、障害者(児)が段階を経て継続的に社会参加に取り組めるよう、機会や場の提供に努めます。

事業指標



事業指標



施策 13

自立促進に向けて安定した生活を支える

まちづくりのキーワード

- ✓ 就労支援
- ✓ 自立支援体制の充実
- ✓ 支え合い
- ✓ 地域福祉環境の充実

現状と将来の課題

経済や地域コミュニティ等、社会環境の変化に伴い、生活の様々な面で支援を必要とする人が増えるとともに、支援内容は多様化しています。このため、福生市では年金相談や就労支援、社会福祉協議会等との連携を通じて、市民の自立した生活に向けて必要な支援に取り組んできました。

今後、地域住民の高齢化が進み、独居者が増加するなど、日々の生活に対する不安の高まり、また、孤立化してしまう人を支えるボランティア等の地域福祉の担い手不足といった、これまでになかった課題への対応に迫られることが予想されます。

衣食住に関するセーフティネットが整い、また、地域コミュニティの中で支え合いながら暮らすことができるよう、市民一人ひとりの状況に応じた支援に取り組む必要があります。

施策の方向性

市民一人ひとりが健康で文化的な生活が営めるよう、国の制度に基づく生活保障制度等の周知や相談体制の充実を図ります。

また、住み慣れた地域の中で安心して心健やかに暮らせるよう、地域団体や関係団体等と相互に連携し、地域福祉の推進に努めます。



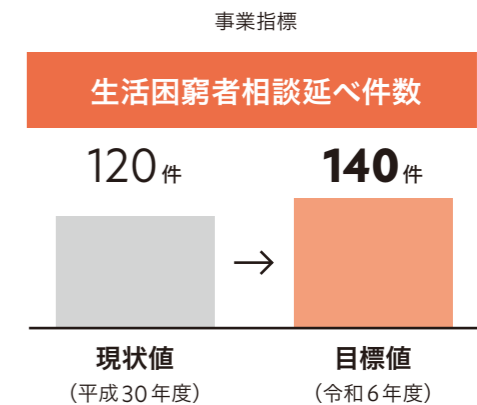
施策推進の基本事業

30 生活の安定と自立支援

不安定な経済状況に伴い、生活困窮者及び生活保護受給者の増加が見込まれます。

このため、支援に係る財政負担の増加が懸念されるとともに、支援を必要とする人が早期に安定して自立した生活を送ることができるよう、その対策が求められています。

福生市では、自立に向けた就労支援の相談窓口を開設しており、支援を必要とする人の自立を目的に、国の制度に基づく生活保障及び個々の状況に応じた支援に粘り強く取り組むとともに、市民の将来の安定した収入保障に向けて、年金制度の理解促進と相談体制の充実を図っていきます。

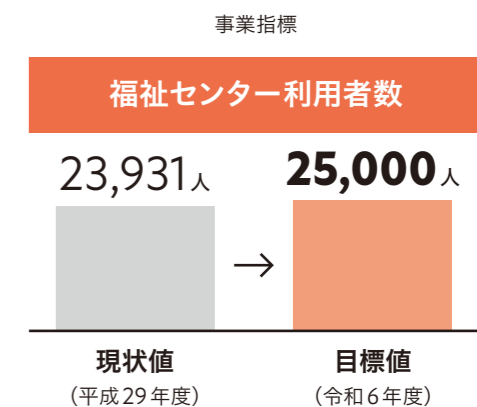


31 地域福祉の推進

少子高齢化、単独世帯の増加等に伴い、地域福祉に関するニーズが変化している一方で、地域福祉の担い手の減少が進んでいます。

このため、担い手不足と相まって、市民生活における福祉の推進が滞ることが懸念されます。

福生市では、市民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現のため、引き続き社会福祉協議会等の社会福祉法人と連携を図りながら、地域福祉の充実と担い手の確保に取り組めます。



施策 14

健やかで豊かなくらしを支える

まちづくりのキーワード

- ✓ 健康寿命の延伸
- ✓ 心身の豊かさ
- ✓ 疾病の予防・早期発見
- ✓ 生涯学習やスポーツの場の提供

※1: 健康寿命 人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

現状と将来の課題

高齢者人口が増加する中、健康寿命^{※1}を延ばす取組が求められています。人々の心身の健康増進への関心も高まっており、心身を豊かにする生涯学習・スポーツに関する講座等の実施や環境整備に対する期待が高まっています。

今後、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は増加すると推計されていることから、市の医療保険をはじめとした扶助費の歳出額は増加すると考えられ、市の財政負担の増加が懸念されます。

市民一人ひとりが生きがいや活力を得て、健康で生き生きと暮らすことができるよう、健康づくりを推進し、疾病の予防に努めていくとともに、疾病に罹患した場合や緊急時に備え、医療機関や医師会の協力の下、充実した医療体制を整えておく必要があります。

施策の方向性

多様な学びや刺激を得て、心も身体も健やかで豊かなくらしができるよう、気軽に生涯学習やスポーツに取り組める環境の充実を図るとともに、これらに取り組むための講座や教室の情報発信に努めるなど、生涯学習やスポーツの振興に向けた取組を積極的に推進します。

また、財政負担を軽減するため、疾病の予防による医療費抑制を重視し、各種健康診査やがん検診の充実を図るとともに、より効果的な健康教育や健康相談を実施します。

施策推進の基本事業

32 健康づくりの推進

健康寿命延伸のため、年齢を問わず、疾病の早期発見・治療や健康増進の取組への人々の関心は高まっています。

このため、健康づくりや疾病予防対策の一層の強化に向け、より効果的な健康教育、啓発を図ることが求められています。

福生市では、「健康ふっさ21（第2次）」に基づき、市民による健康づくり推進員と連携を図りながら地域に根ざした健康づくり事業を進めるとともに、健康教育や健康相談など各種健康づくりに関する事業の充実を図ります。

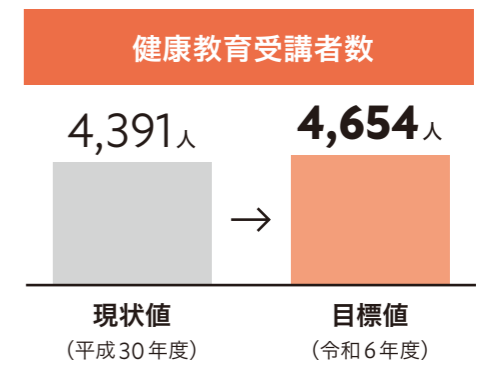
33 保健医療体制の充実

生活や価値観の多様化が進む中で、健やかな生活とそれを支える医療に対するニーズは高まっています。

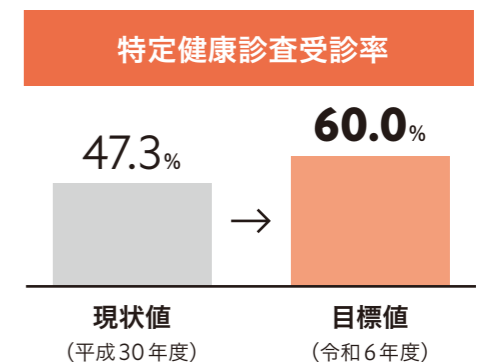
一方で、高齢化の進行、医療の高度化や疾病構造等の変化に伴い、医療費の増加も懸念されます。

福生市では、各医療機関、医師会等と連携し、医療のニーズや構造の変化に適応し、保健医療体制の安定的な運用等に取り組むとともに、生活習慣病等の疾病の早期発見、早期治療につなげるため、各種健康診査やがん検診、予防接種の充実を図ります。

事業指標



事業指標



34 生涯学習の推進

近年、自らが学び、自己実現を図る生涯学習に対するニーズは様々な社会状況の中で高まっており、生涯学習講座等の活動が盛んに行われています。

公民館や地域会館等の市民が集う施設は、学びの場としてのニーズが高い一方で、多くの施設で老朽化が進み、また、バリアフリーへの未対応といった課題が顕在化しており、利用者の多様なニーズに対応した適切な学習環境の整備や維持管理が求められています。

福生市では、施設のバリアフリー化等、学習環境の整備に努めるとともに、市民の生涯学習に関する活動や施設の状態を勘案しながら、ニーズに沿った講座や学びの場、成果発表の場の提供に取り組めます。

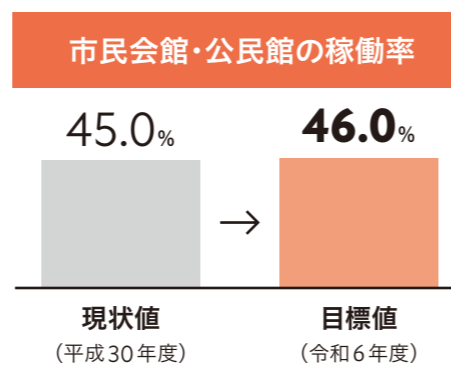
35 スポーツ・レクリエーションの推進

生涯を通じてスポーツに取り組む人が増える中、高齢者や障害者（児）等、全ての人々がスポーツに取り組むことができる機会や場の提供が求められています。

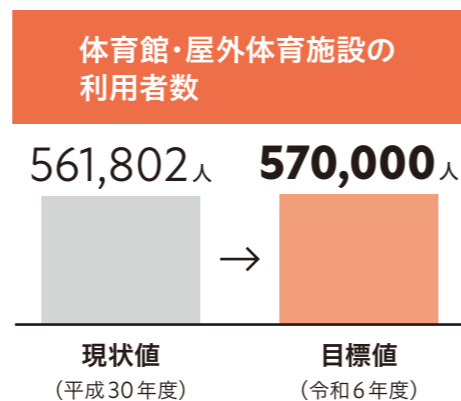
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたスポーツに取り組む気運の高まりに伴い、あらゆる人が気軽に、安全に、安心して取り組むことができる事業や施設整備が求められます。

福生市では、より多くの市民にスポーツに触れてもらえるよう、また、スポーツの魅力を伝えられるよう、様々な事業を開催するとともに、誰もがスポーツを楽しめるよう、適切な施設の整備・維持管理に努めます。

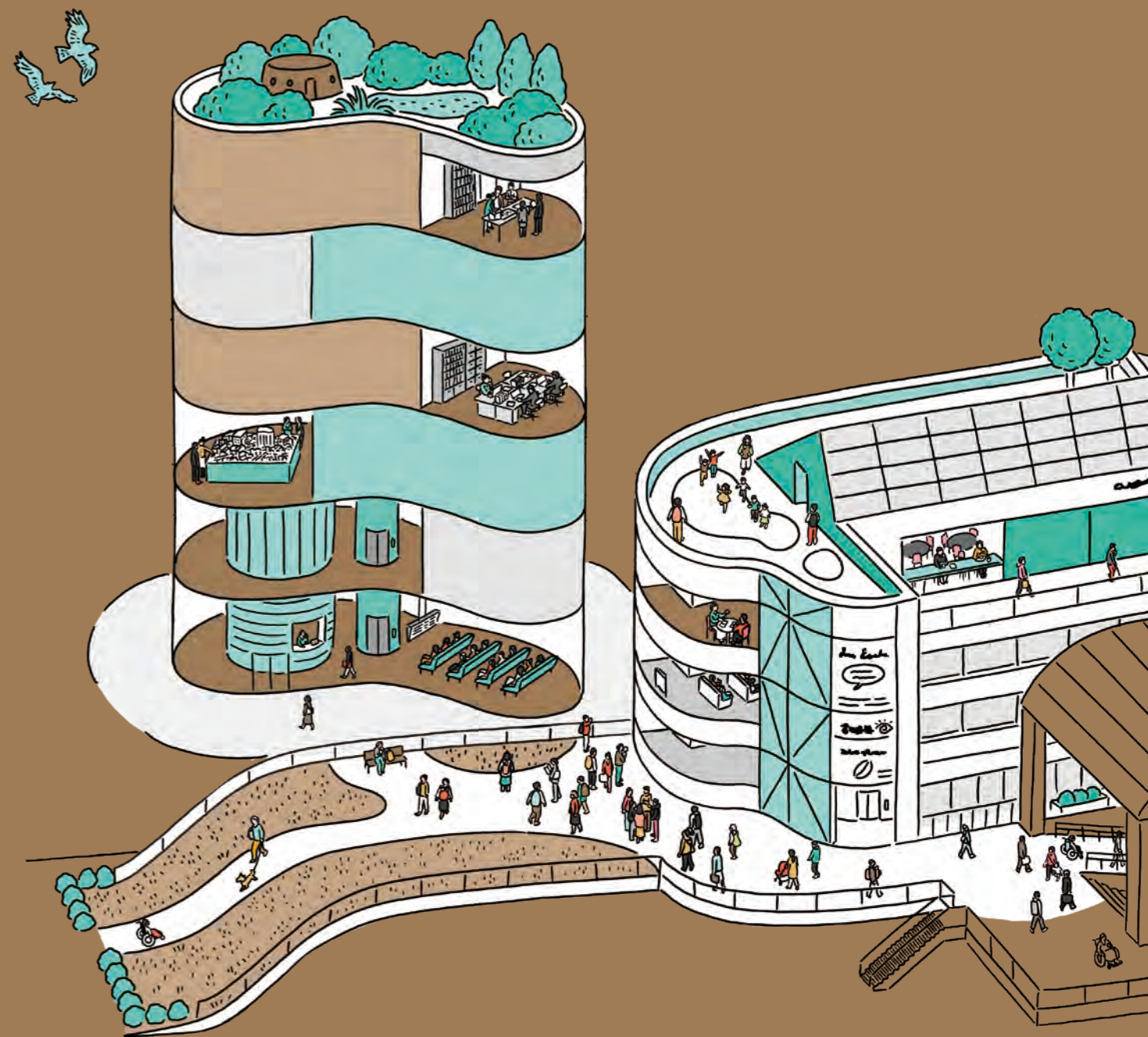
事業指標



事業指標



大綱5
—
つなぐ



施策 15

人と地域をつなぐ

まちづくりのキーワード

- ✓ 情報共有
- ✓ 市民ニーズの把握
- ✓ 情報化社会への対応
- ✓ 市域を越えた連携

※1: IoT Internet of Thingsの略称。固有のIPアドレスを持ち、インターネットに接続可能な機器を指す。

※2: AI Artificial Intelligenceの略称。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称

※3: 共創 社会課題の解決を目指し、市民はもとより、民間事業者等、様々な立場の人たちと対話を進め、相互の知恵、ノウハウを結集して新たな価値を創出すること。

現状と将来の課題

交通網の発達、情報通信技術やIoT^{※1}の進歩と普及に伴い、遠く離れた場所への移動や時間を問わない自由なやり取りができるようになるなど、市民生活の活動範囲は広域かつ重層的になり、より細やかで高度なニーズが発生しています。

今後、市民と行政とのコミュニケーションにおいて、AI^{※2}等の技術を活用したサービスへの需要の高まりや行政サービスに対する市民ニーズが多様化することで、それらに応えるための人材・財源等を確保することが難しい状況になることが予想されます。また、これらのニーズを充足するためには、近隣自治体との広域連携や多様な人材の確保に加え、専門的なノウハウを有する民間企業との共創^{※3}も必要になると見込まれます。

市民ニーズの多様化・高度化が現在進行形で発生している中、今後の市民生活を向上させるためには、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスの電子化や市域を越えた連携の推進等、更なる利便性の向上が必要です。

施策の方向性

市民ニーズに沿った行政サービスを提供するために、市の情報を確実に発信して市民との情報共有に努めるとともに、近隣自治体との広域連携等、市民生活の充実と市民の利便性を確保した取組を検討していきます。

施策推進の基本事業

36 市民との情報共有の推進

インターネットやSNSに代表される各種サービスが普及することでコミュニケーションは瞬時に行われるようになり、今日の社会環境は、より多様な手段で市民ニーズを把握することが可能になっています。

今後も、効果的に市民と情報共有を図るためには、積極的にインターネットを活用し、幅広い年齢層から適宜意見収集する方法を展開していく必要があります。

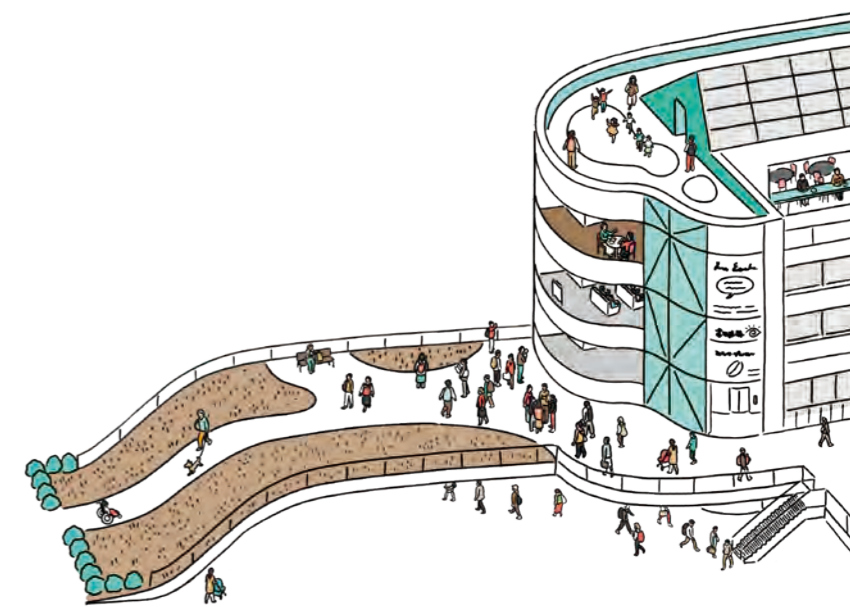
福生市では、現在もホームページや「広報ふっさ」等による情報発信に加え、パブリックコメント、市長への手紙等を活用し、幅広く市民意見を聴くように努めています。引き続き市民と情報共有を図るための有益なツールや方法を検討し、積極的な活用を図ります。

37 広域行政の推進

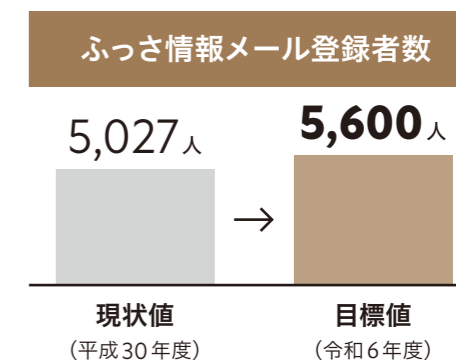
市民の活動範囲は行政区域を越えて広がっており、市民サービスの向上や効果的・効率的な行政サービスを提供していくためには市域を越えた広域連携が求められています。

社会活動の広域化等の進展に伴い、事務事業の実施に当たっては、市域を超えて、より広域的な観点から検討していく必要性が高まると予想されます。

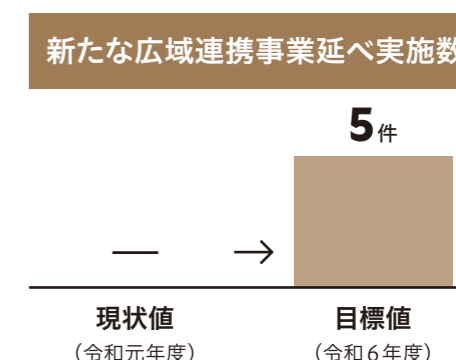
福生市では、これまでごみ処理施設を運営する西多摩衛生組合等、地方自治法による連携事業をはじめ、西多摩広域行政圏協議会による各種連携事業や市の魅力発信に係る連携事業等に取り組んできました。今後は、既存の連携体制を発展させつつ、AI等の技術の共同利用等、新たな連携体制の可能性についても研究していきます。



事業指標



事業指標



施策 16

市民に信頼される行政運営を進める



まちづくりのキーワード

- ✓ 効果的・効率的な行政運営
- ✓ PDCAサイクル
- ✓ 窓口サービスの利便性向上

※1：地方公会計制度 単式簿記による現金主義会計の補完として複式簿記による発生主義会計を導入し、フルコストでのフロー情報の把握を可能としたもの

※2：事業の可視化 質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供し、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針を統一した様式で整理・公表する「取組状況・方針の見える化」を実施するとともに、その取組状況等について「比較可能な形で公表」をすること。

※3：PDCAサイクル 計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）による経営管理の手法

※4：マイナンバーカード 本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカード

現状と将来の課題

地方分権や市民ニーズの多様化等に伴い、行政需要が増加する一方、全国的な少子高齢化、人口減少といった社会潮流を背景に、自治体が活用できる財源も減少する傾向にあり、行政運営に当たっては、限られた人・財源を基にした効果的・効率的な行政運営が強く求められています。

今後も、上記のような社会潮流を背景に、引き続き厳しい財政状況が続くと予想される中、多岐に渡る事業を着実に実施し、安定した行政サービスを提供するためには、効果的な行政運営を推進することが必要です。

これからも、人口減少の抑制に向けた取組を進めつつ、施策や事業を推進していく際には、目標に対して適切な進行管理を行うとともに、費用対効果や市民サービスの向上を意識した取組が必要です。

施策の方向性

市民から信頼される行政サービスを提供するために、最新技術を積極的に活用するなど、社会状況に応じた取組を効果的・効率的に行い、計画的な行政運営を推進していきます。

施策推進の基本事業

38 計画的な行政運営の推進

社会状況が日々変化していく中においても、常に効果的・効率的な行政運営を進めていくことが求められています。

このため、データに基づく現状分析と計画内容を基準にしたつとも柔軟に対応していく仕組みづくりが必要です。

福生市では、地方公会計制度^{※1}を導入することで、事業の可視化^{※2}をはじめ、行政評価の見直しや行政コスト計算書を生かしたPDCAサイクル^{※3}を構築するなど、計画的な事業推進の仕組みづくりを進めてきました。今後は、福生市が有する各種計画に掲げた取組の着実な実施・進行管理、そして、次の取組に向けた評価を行い、行政サービスの改善に努めます。

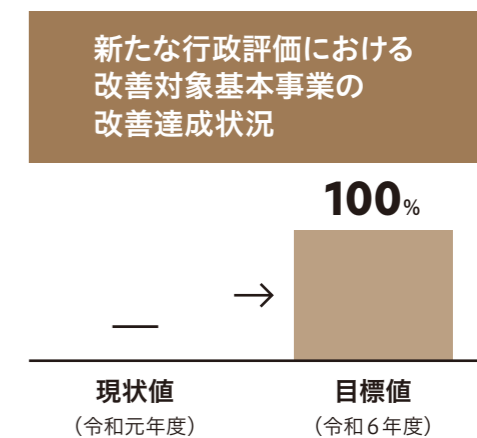
39 利用しやすい窓口サービスの充実

市民が利用する窓口サービスの利便性向上の方向性は、市民の生活様式の変化に応じて変わります。

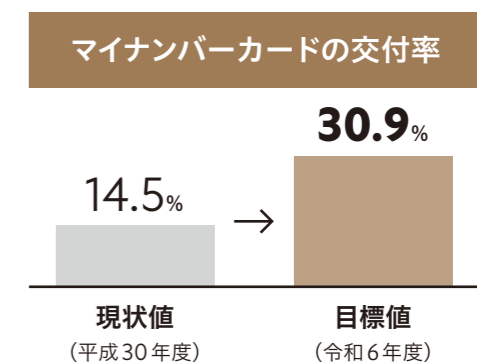
このため、様々な市民の生活様式の変化等に注意しながら取組を展開していく必要があります。

福生市では、これまで市民の利便性向上を図るため、総合窓口カウンターにおけるワンストップサービスを実施しているほか、平成30年2月からはマイナンバーカード^{※4}を利用して、証明書等についてコンビニエンスストア等で取得できるサービスを開始しています。今後も、市民の利便性向上に資する最新技術の導入や制度の動向を注視しつつ、時代に即した利用しやすい窓口サービスの充実に努めます。

事業指標

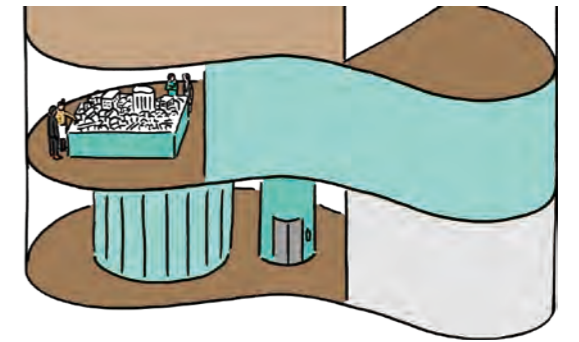


事業指標



施策 17

持続可能な財政を未来につなぐ



まちづくりのキーワード

- ✓ 財政の健全化
- ✓ 効果的・効率的な予算編成
- ✓ 新たな税外収入の確保
- ✓ 地方公会計制度の活用

※1：自主財源比率 自主財源は、自治体が自らの権能に基づいて自主的に収入できる財源で、自主財源比率は、財源全体に占める自主財源の比率

※2：フルコスト 直接経費（事業に係る経費、人件費等）の他に間接経費（公債費、減価償却費等）を含めて試算したコスト

※3：経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、低い方が弾力性があると判断される。

（参考）平成30年度26市平均91.9%

現状と将来の課題

全国的な少子高齢化、人口減少といった社会潮流の中で、生産年齢人口の減少等により、市の財政における歳入歳出のバランスが不均衡となっています。福生市の自主財源比率^{※1}をみると、平成30年度決算ベースでは41.5%と自主財源が乏しく、国や東京都の補助金等に依存しており、国や東京都の動向によっては市の財政に大きな影響を及ぼす状況にあります。

今後、全国的な社会潮流が続き、税収入が限られる中、年々増加する扶助費に加え、老朽化した公共施設の修繕等に多額の費用がかかることから、財政が圧迫され、多様化する市民ニーズに対応した行政サービスの提供に影響することが懸念されます。

将来の財政需要を見込んだ上で、行政サービスの維持・向上のために経常経費の節減や行政評価と連動した効果的・効率的な予算編成による歳出の抑制を図るとともに、新たな税外収入等、歳入を確保するための取組が必要です。

施策の方向性

新たな行政需要に対応しつつ市民サービスの安定と向上に努め、計画された事業を円滑に実施できるよう、財源の確保を図るとともに歳出の抑制を図り、持続可能な財政運営に努めます。

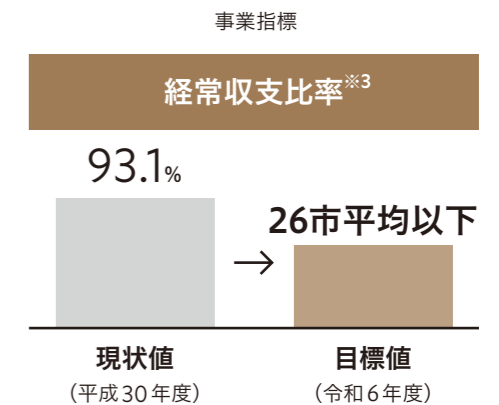
施策推進の基本事業

40 健全な財政運営

全国的な人口減少と少子高齢化による生産年齢人口の減少、行政サービスへの需要の高まりに伴い、日本全国の自治体では財政基盤の硬直化が進んでおり、人口減少時代に応じた財政運営が強く求められています。

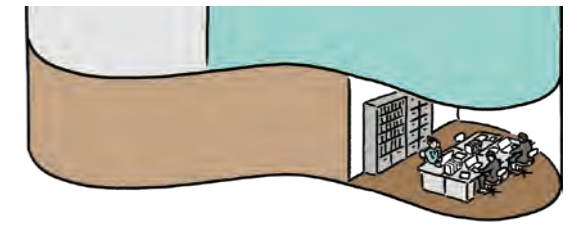
今後は、資産や負債の状況、減価償却費等を含めたフルコスト^{※2}の情報を活用しつつ、財政の見通しに照らし合わせた効果的・効率的な予算編成が必要です。また、老朽化した公共施設については、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、最適な配置の実現が求められます。

福生市では、地方公会計制度を平成28年度に導入し、予算執行における説明責任の履行、透明性の向上、行政経営におけるマネジメントの向上を図ってきました。今後、厳しい財政状況の中でも、市民サービスの安定と向上を図るため、行政改革を推進し、更なる歳出の抑制や事務事業の見直しに努めるとともに、市税をはじめとした歳入の確保を図り、健全な財政運営に努めます。



施策 18

持続可能な行政組織を未来につなぐ



まちづくりのキーワード

- ✓ 変化に対応できる組織・職員の育成
- ✓ 最新技術の導入
- ✓ 効率的な業務執行体制
- ✓ 行政改革

現状と将来の課題

全国的な少子高齢化、人口減少といった社会潮流の中で、前例のない社会環境の変化や諸課題に対して柔軟に対応できる組織や職員が求められています。

将来の行政組織では、AI等、最新技術の導入による事務の標準化・効率化が進み、日常業務が自動化されることで明確なフローが描かれるなど、業務プロセスの「見える化」が進むと考えられます。一方で、高度化する情報技術に対応できる人材の確保に加え、知識を伝達するだけでなく、新しい技術を学ぶことができる組織づくりと職員の育成の体制構築が求められます。

業務を効率的かつ適切に執行できる環境を整備するために、事業の効率化のための技術を積極的に導入しつつ、情報技術の高度化に対応できる組織づくりと職員の育成が必要です。また、高度な技術が必要で職員のみで対応できない場合は、専門家等と提携し、持続可能な行政組織を構築していく必要があります。

施策の方向性

市民に必要な行政サービスを安定的かつ継続的に提供するために、更なる職員の育成や行政改革に取り組み、適切な事務の執行に努めるとともに、社会状況の変化に伴う様々な課題に迅速かつ効果的・効率的に対応できる行政組織を築きます。

施策推進の基本事業

41 適切な執行体制の推進

市民ニーズ等の多様化に伴い、組織構造や従来の業務範囲から離れた課題が発生しています。

このため、これらのニーズに適切に対応した行政組織とサービスを検討し、提供していくことが求められます。

福生市では、社会状況の変化に伴う様々な課題に対して柔軟に対応できるよう、各業務に対して組織横断的に取り組むなど、適切な事務事業の執行を図ります。

42 職員の育成

自治体が使用できる財源は年々厳しさを増す一方で、対応すべき市民ニーズはより多様なものとなっています。

そのような中でも、行政サービスを安定的に提供するためには、社会状況の変化に応じてサービスを提供する職員の育成を一層推進していくことが求められています。

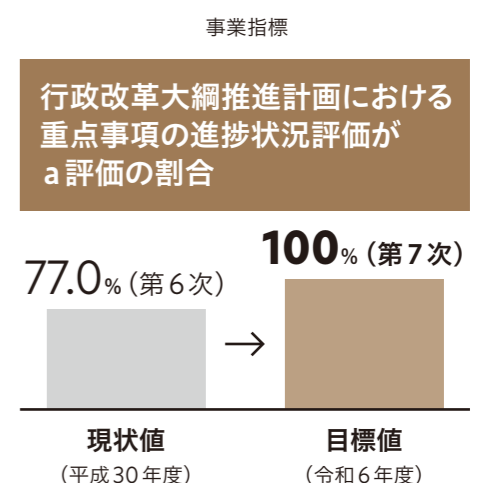
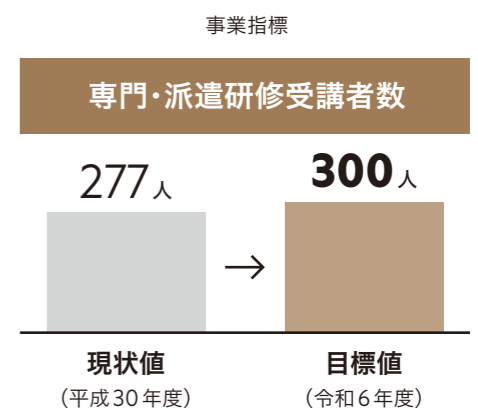
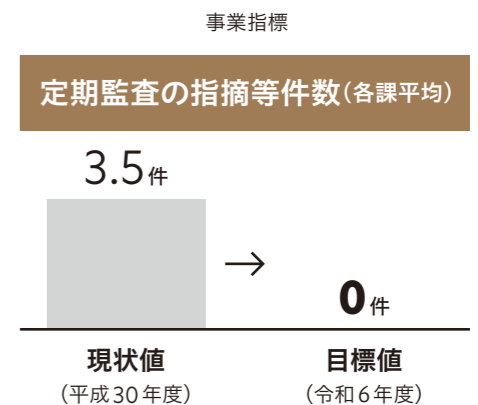
今後は、職員一人ひとりの育成を的確に行うため、職場における実践的な研修等を重視するほか、社会環境の変化に柔軟に対応できるよう、技術や知識の取得を積極的に促すなど、これまで以上に効果的な職員の育成に努めます。

43 効果的・効率的な事務事業の実施

少子高齢化、人口減少といった社会潮流の中で、市民ニーズの多様化に伴い、これまでにない新たな行政課題も発生しています。

このような状況に対応するためには、財務諸表やAI等の最新技術の活用に加え、民間活力の導入を推進するなど、既存の事業を常に見直し、改善を図っていく必要があります。

福生市では、限りある財源を有効に活用し、新たな行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応するため、福生市行政改革大綱に基づく効果的・効率的な事務事業を実施していきます。



施策 19

地域づくり活動をつなぐ

まちづくりのキーワード

- ✓ 市民参画
- ✓ 多様な地域づくりの主体
- ✓ 市民の連携
- ✓ 活動拠点の環境整備

※1: SDGs Sustainable Development Goalsの略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

※2: ワークショップ 参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会

※3: 審議会 国の行政機関や、地方公共団体の執行機関に付属する合議制の機関

※4: タウンミーティング 政治家や閣僚などが一般市民に対して行う対話型の集会

現状と将来の課題

社会状況の変化によって生じる様々な課題を解決するために、まちづくりにおいては、市民、地元企業、大学、研究機関、行政等、多様な主体が参加し、それぞれが課題に取り組み、また、連携しています。

今後、より多くの関係者がまちづくりに参加する機会を作るためには、参加型の事業実施やSDGs^{※1}の枠組みを使ったまちづくり等、立場に関係なく、その地域に住む人が共通のまちづくりの目標を設定し、活動を展開していくことが求められます。

このため、行政は多様な地域づくりの主体に活動の場を提供し、より効果的なまちづくりの活動となるよう支援を行うほか、各分野で活動する関係者をつなぐなど、まちづくりに関わることができる体制を整備・構築し、より活発な地域づくりに向けて、積極的に市民参画を働き掛ける必要があります。

施策の方向性

多様な地域づくりの主体が連携して地域で抱える課題を解決できるよう、市民、事業者、各種団体への支援を充実し、自立的・安定的に活動に取り組むことができる環境づくりに努めます。



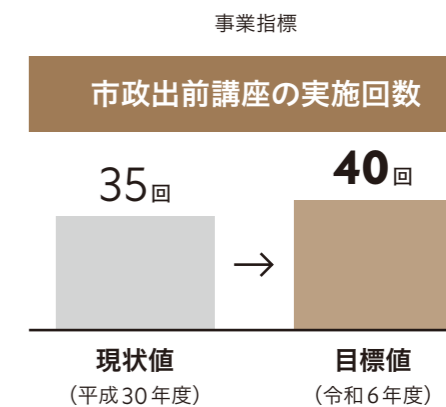
施策推進の基本事業

44 市民参画と協働の推進

市民ニーズの多様化を背景に、市民が積極的にまちづくりに参加し、市民と行政が協働する環境整備が求められています。

このため、まちづくりに関わる人々や協働による取組に関する支援をはじめ、市民と行政の積極的な情報共有を図るなど、市民主体によるまちづくりを促す取組が必要となります。

福生市では、ワークショップ^{※2}や審議会^{※3}の開催のほか、分野別のタウンミーティング^{※4}を行うなど、まちづくりに携わる市民が連携して取り組む機会を創出し、市民がより積極的にまちづくりに参画・共創できる環境を整備します。

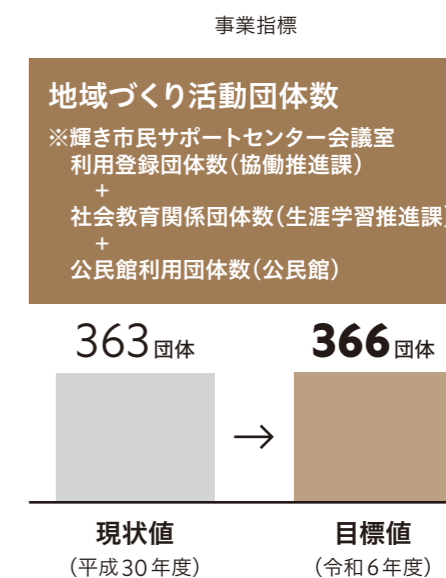


45 地域づくり活動の促進

現在、地域活動の担い手である町会・自治会をはじめとした各種団体の高齢化、地域コミュニティ内での人間関係の希薄化等、地域活動を推進する上で様々な課題が生じています。

このような中、市民ニーズは多様化しており、安定的なまちづくりを進める上でも、行政だけでなく様々な主体が連携して課題を解決していくとともに、市民同士のつながりや信頼関係の再構築、新しいニーズへの対応等、地域活動の活性化が求められています。

福生市では、地域活性化を図るため、町会・自治会の運営、事業活動等や会館等の拠点整備のほか、地域住民が地域活動等へ積極的に参加できるよう支援します。また、公民館や社会教育施設においても市民の学習環境の充実を図るとともに、市民が得た知識や学んだ成果を地域で生かせるよう、連携体制の構築を進めるなど、まちづくりの主体である市民の活躍を支援していきます。



施策 20

多様性を認め合う

まちづくりのキーワード

- ✓ 多文化共生
- ✓ 人権尊重施策の充実

現状と将来の課題

全ての人の人権が保障され、相互に尊重し合う豊かな社会を実現するため、女性や子ども、高齢者、障害者（児）、外国人等に対する不当な差別の撤廃や受入体制の構築等、全ての人の心のバリアフリーの浸透に向けた取組が進められています。

社会の変化に応じて人々の価値観や生き方が多様化する現代においては、将来を見据えた多文化共生の在り方の検討や、女性の社会参加の推進に向けた職場環境の改善のほか、男性の働き方も含めた改革が求められています。

行政サービス全般に、性別、国籍、年齢、障害の有無、性的指向等、様々な背景を持つ人々の「多様性」を受け入れる体制整備と職員一人ひとりの意識の醸成が必要です。

施策の方向性

全ての人が相互に背景を知り、理解を深めながら、共に地域で安心して生活できる環境づくりを図っていきます。



施策推進の基本事業

46 多文化の共生

市内には4つの日本語学校があり、様々な国籍の留学生が増えています。また、60か国以上の外国人が居住し、人口における外国人比率は都内26市中1位となっています。

様々な文化を持つ市民が共に生活していくためには、相互理解を深めるとともに、外国人が地域で生活していくために必要な手続等について正しく理解できるよう、情報提供することが必要です。

福生市では、多文化共生を推進するため、これまでも多言語が話せる職員の配置、日本語通訳者派遣事業、市内のサイン表示や市のパンフレット・冊子の多言語対応等、多くの対策を講じてきました。今後も、日本人はもとより、外国人が安心して生活していくための情報提供に努めるとともに、地域の日本語学校や各種団体と連携を図り、相互理解を深めるための研修を実施するなど、多文化共生施策の充実に努めます。

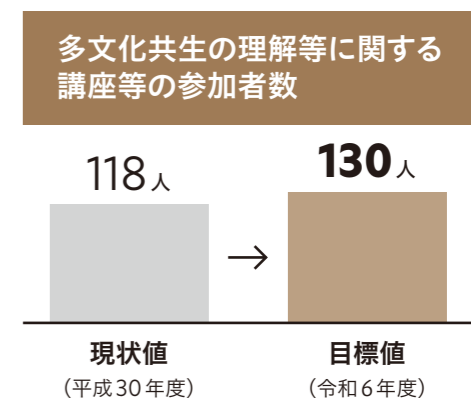
47 人権の尊重

依然として、子どもや女性、高齢者、障害者（児）等の人権問題が存在しており、誰もが安心して暮らせる社会づくりをはじめとした、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現が求められています。

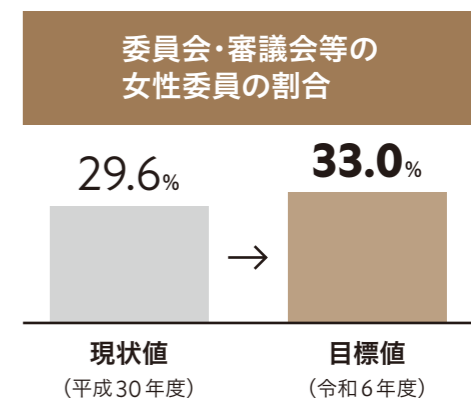
これらを実現するためには、市民一人ひとりが人権の大切さについて理解し、お互いを尊重する意識を深めることができるよう、人権教育や啓発事業の充実を図る必要があります。

福生市では、引き続き人権相談について各関係機関と連携した支援を展開するとともに、福生市男女共同参画行動計画や福生市地域福祉計画、福生市教育振興基本計画等に沿って、一人ひとりの人権を尊重した行動や取組を推進していきます。

事業指標



事業指標





第2部

定住化対策

人口ビジョン及び総合戦略の概要

人口ビジョン及び総合戦略とは

福生市は、東京都内の他市よりも早い平成14年をピークに人口減少が始まりました。福生市ではこれまで定住化対策の調査・研究や交流人口増加策の取組に加え、平成26年3月には定住化に資する諸施策、事業を体系化した「定住化対策（新5G※1）」（以下「新5G」という。）、平成28年3月には本戦略の前身となる「福生市人口ビジョン及び総合戦略」を策定し、中長期的な視点を持って継続的に取り組んできました。

「人口ビジョン及び総合戦略」は、将来人口推計等、人口に関する情報を整理した「人口ビジョン」と人口ビジョンから見てきた課題へ対応するため、これまでの福生市での取組や国の総合戦略の基本的な考え方を踏まえ、定住化対策をより効果的に実現するための戦略を示した「総合戦略」で構成され、人口減少時代における福生市でのまちづくりの基本的な視座を与えるものです。

※1：新5G 5つの分野である「住宅施策分野」、「福祉・保健施策分野」、「教育施策分野」、「生活安全施策分野」、「産業・観光施策分野」に体系付けた定住化施策です。

※第2部 定住化対策では、グラフ数値の端数処理の関係上、グラフの内訳合計数と総数が一致しない場合があります。

人口ビジョン

本章では、まちづくりの重要な要素である人口の観点から福生市の現状分析及び将来人口を推計し、この分析結果等から人口維持に係る課題とこれらの課題に対応するための基本的視点を示しています。なお、本章の策定に当たっては、福生市がこれまで取り組んできた「新5G施策」や平成27年度に作成した「人口ビジョン」の考え方を踏襲しています。

第1節 人口の現状分析

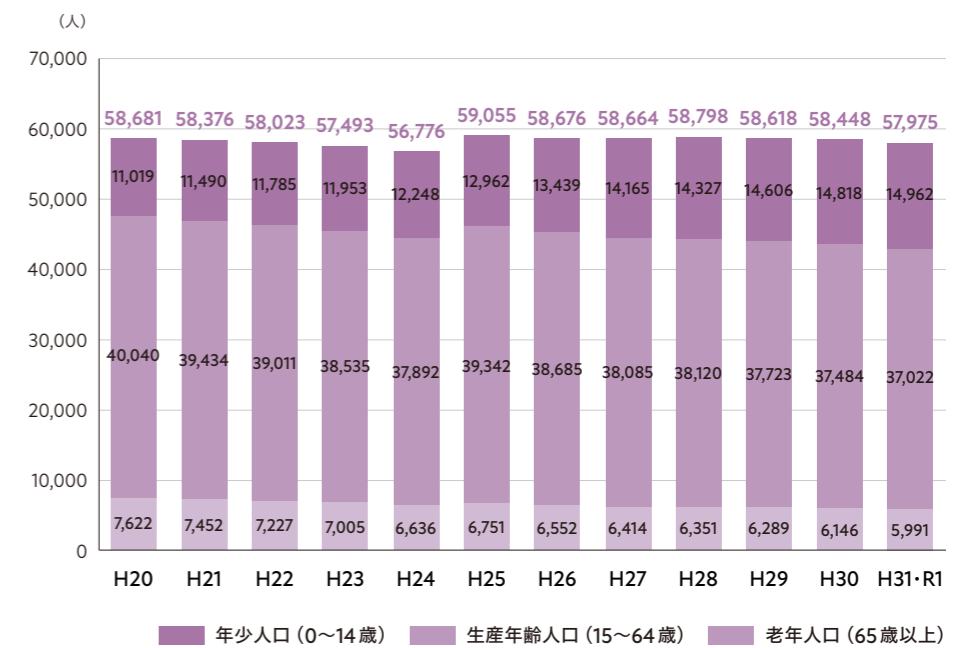
(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

福生市の総人口は、住民基本台帳では平成14年の62,503人をピークに減少に転じ、平成31年時点での住民基本台帳人口は57,975人と約7.2%の減少となっています。

年少人口（0～14歳）は、平成20年の約7,600人から減少傾向にあり、平成31年には約6,000人となっている一方で、老年人口（65歳以上）は平成20年に約11,000人でしたが、平成31年には約15,000人と増加しています。

図1： 総人口の推移

出典：住民基本台帳人口（外国人含む。）



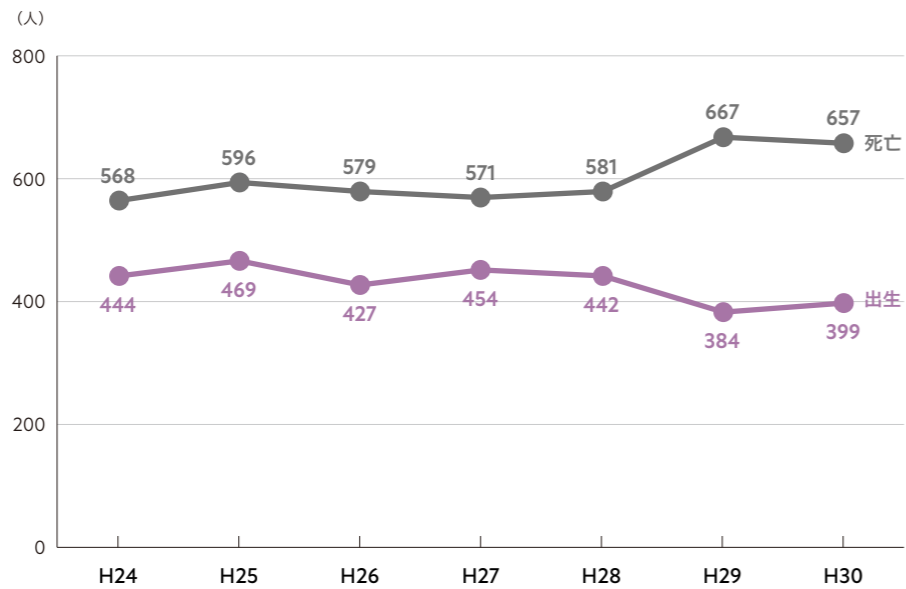
(2) 自然増減(出生・死亡)に関わる動向

ア 自然増減(出生・死亡)の推移

福生市の出生数は、平成15年までは600人以上で推移していましたが、近年にかけて減少しており、平成30年には約400人となっています。一方、死亡数は増加しており、近年では死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。今後は少子高齢化の更なる進行に伴い、自然増減の減少幅が大きくなることが見込まれます。

図2：
近年の出生・死亡の状況

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」(外国人含む。)

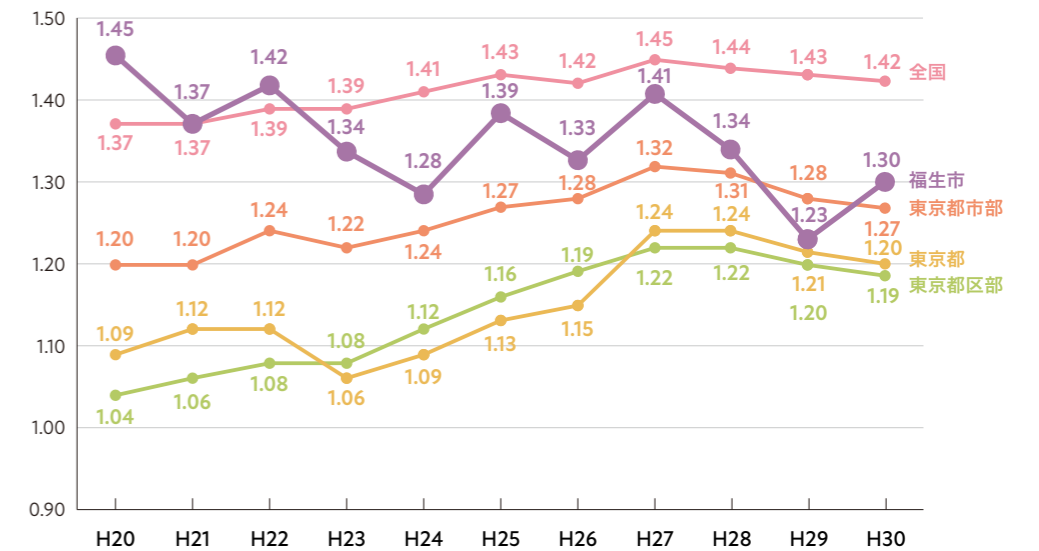


イ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(以下「出生率」という。)とは、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。福生市の出生率は、1.2～1.5程度で変動しており、平成20年から平成30年の平均値は1.35となっています。この値は東京都市部の平均1.26を上回り、全国平均1.41に近い数値となっていますが出生率は減少傾向にあります。

図3：
合計特殊出生率の推移

出典：東京都保健福祉局「人口動態統計」



ウ 出生数と女性（15～49歳）の推移

福生市の出生数は、平成20年以降減少傾向となっています。福生市の場合、P97図3における直近11年間の平均出生率は全国平均に近い状態を保っていますが、親となる女性の人数が減少しており、結果的に出生数が減少していると考えられます。

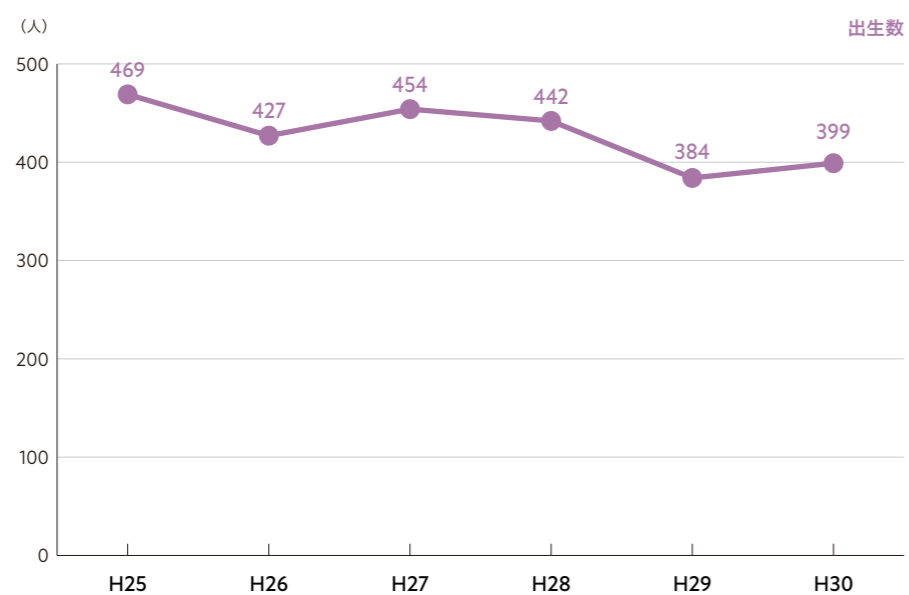
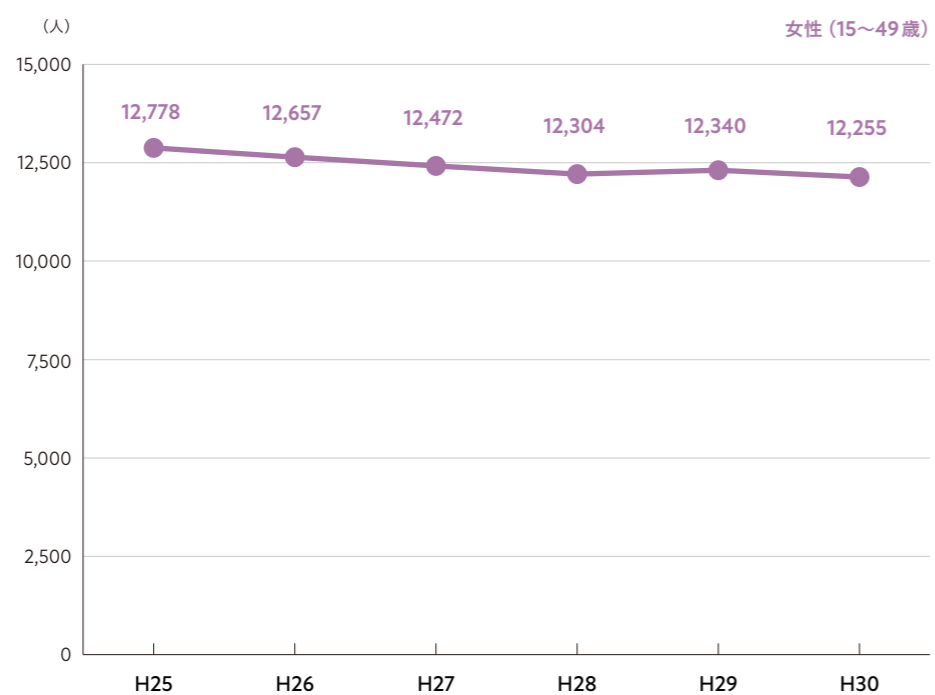


図4：
出生数と女性
(15歳～49歳)の推移
出典：総務省「住民基本台帳」、
「人口動態統計」(外国人含む。)

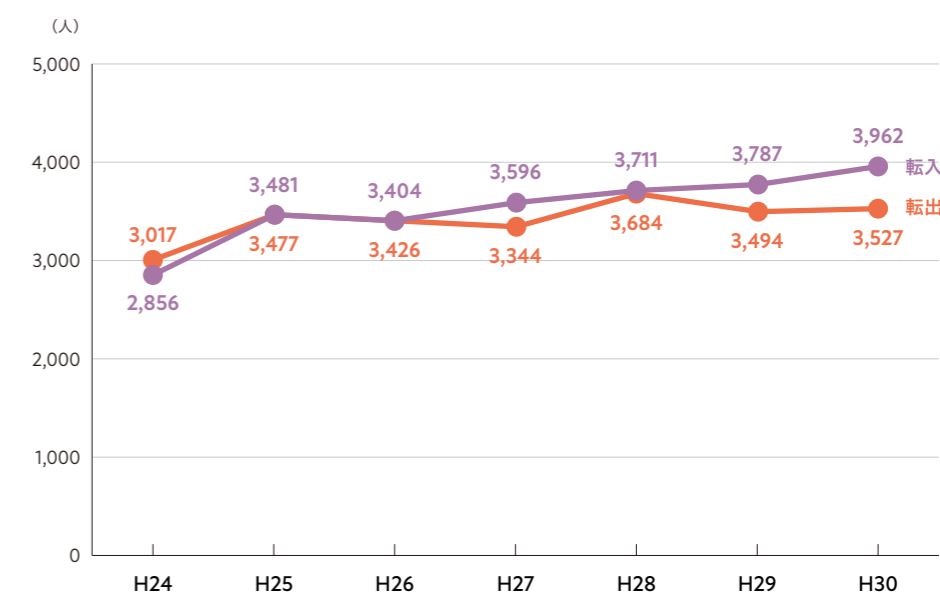


(3) 社会増減(転入・転出)に関わる動向

ア 社会増減(転入・転出)の推移

福生市の転入・転出数は、平成27年から転入数が転出数を上回り、平成30年には約400人の転入超過となり、近年では継続して社会移動が増加していますが、増加率は大きくはなく楽観視はできない状況であると言えます。

図5：
近年の転入・転出の状況
出典：総務省「住民基本台帳に基づ
く人口、人口動態及び世帯数に関す
る調査」(外国人含む。)



イ 性別年齢階級別の純移動数の長期的動向

【男性】

福生市の男性の年齢階級別の純移動数の長期的動向を見ると、10～29歳の世代が転入超過で、それ以外の年代は転出超過となる傾向があります。全体として徐々に転入者数が減少し、転出者数が増加する傾向にあります。

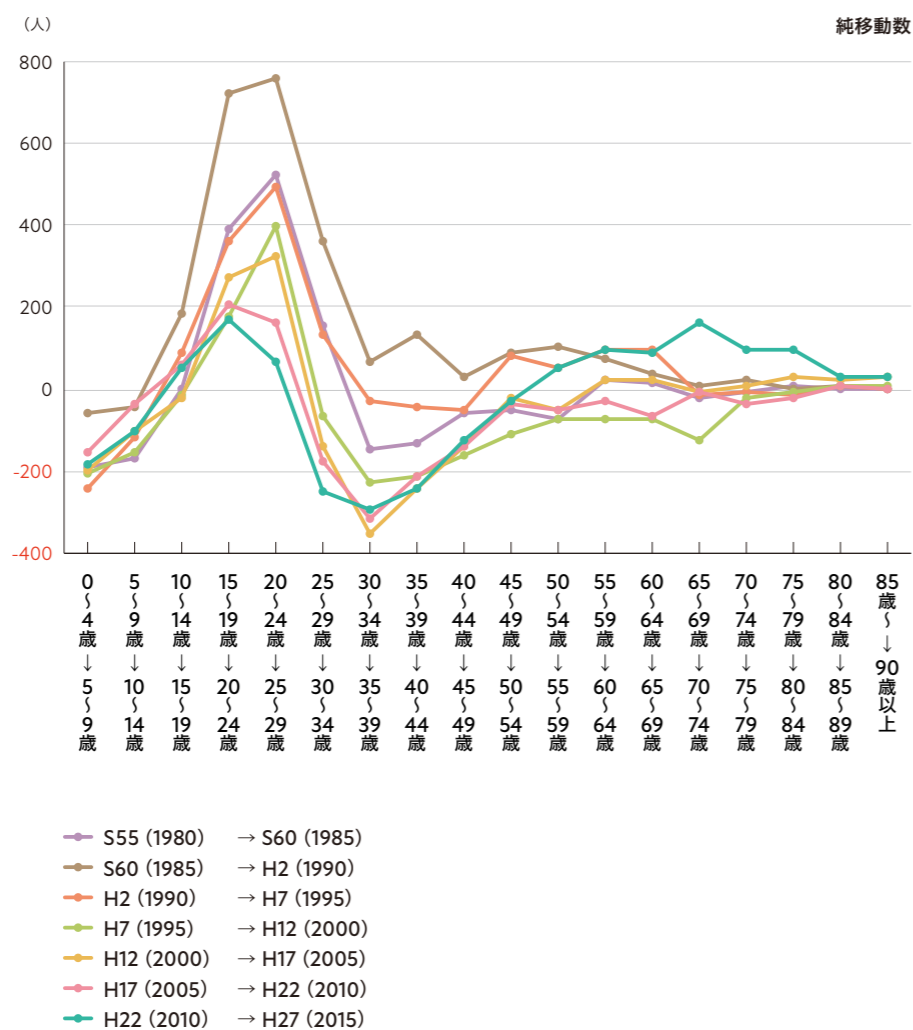


図6:
年齢階級別純移動の推移(男性)
出典:総務省「国勢調査」

【女性】

福生市の女性の年齢階級別の純移動数の長期的動向を見ると、15～24歳の世代が転入超過の傾向が続いていましたが、近年は転出超過の傾向が見られ、一方で45歳以上の世代の転入が増加している傾向にあります。

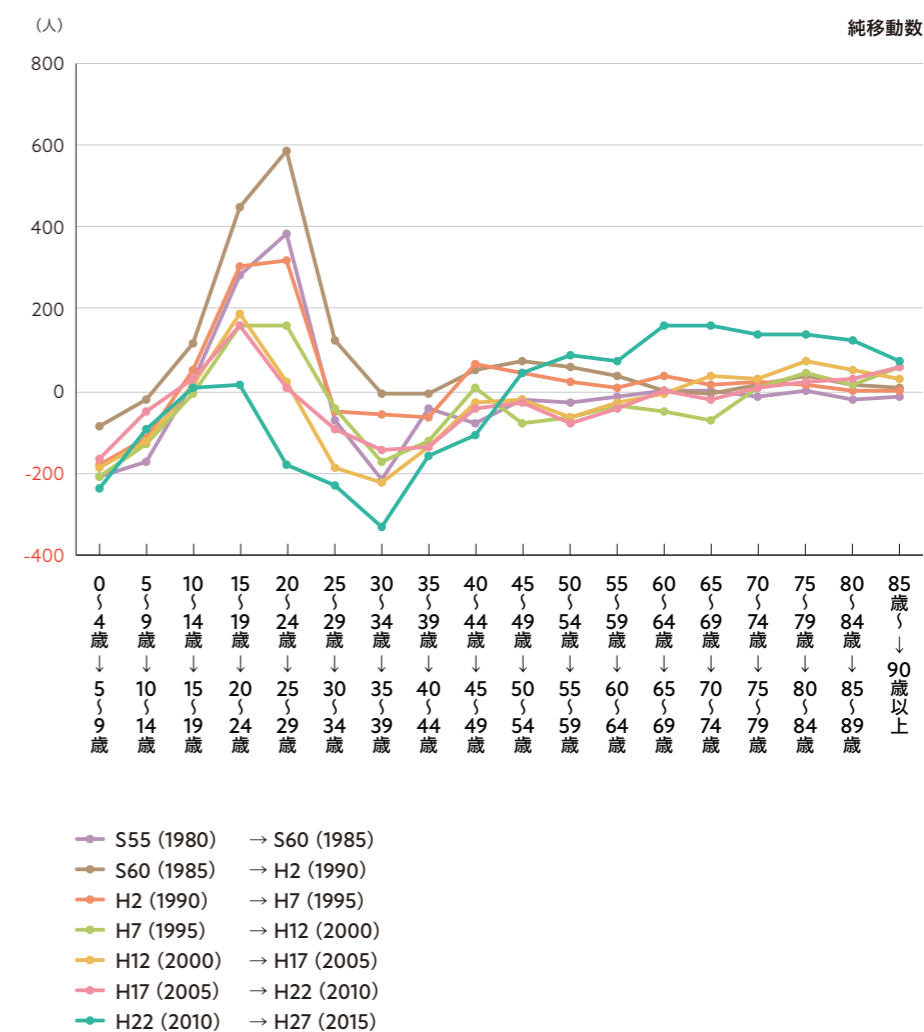


図7:
年齢階級別純移動の推移(女性)
出典:総務省「国勢調査」

ウ 福生市と他自治体における移動状況

[平成30年の転入・転出状況の概要]

福生市の平成30年の転入・転出の中心は、東京都市部との間で生じており、転出超過となっています。東京都特別区部についても転出超過となっていますが、他の道府県については、転入超過となっています。

福生市では国外からの転入・転出を含めると社会増の状況となっていますが、国内からの人口移動のみを見ると社会減の状態にあり、その主な要因が東京都市部への人口流出であると言えます。

[平成30年の転入・転出状況の詳細]

福生市の転入・転出状況の詳細について、表2（いずれかの年に50人以上移動のあった自治体名を表示）のとおり整理しました。福生市に対しては、近隣の青梅市、昭島市、羽村市、あきる野市等において、転入・転出が多くなっています。転入・転出が多い自治体はほぼ同じであり、近隣市との間で人口移動が生じていることが分かります。

表1:
近年の転入・転出の状況

地域区分	転入（人）	転出（人）	純移動（人）
東京都特別区部	316	422	-106
東京都市部	1,605	1,821	-216
他の道府県	1,247	1,132	115
合計	3,168	3,375	-207

表2:
転入・転出状況の詳細
(平成30年)

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告(2018)」(外国人含む。)

転入状況の詳細

都道府県、市区町村	総数（人）	割合
東京都	1,921	60.6%
東京都特別区部	316	10.0%
昭島市	303	9.6%
羽村市	194	6.1%
あきる野市	175	5.5%
青梅市	171	5.4%
立川市	134	4.2%
八王子市	113	3.6%
瑞穂町	88	2.8%
武蔵村山市	69	2.2%
東京都その他	358	11.3%
埼玉県	203	6.4%
神奈川県	186	5.9%
千葉県	90	2.8%
福岡県	61	1.9%
沖縄県	54	1.7%
北海道	51	1.6%
その他	602	19.0%
全国	3,168	

転出状況の詳細

都道府県、市区町村	総数（人）	割合
東京都	2,343	69.4%
東京都特別区部	422	12.5%
昭島市	292	8.7%
あきる野市	220	6.5%
羽村市	199	5.9%
青梅市	181	5.4%
立川市	168	5.0%
八王子市	152	4.5%
瑞穂町	87	2.6%
武蔵村山市	65	1.9%
日野市	64	1.9%
東京都その他	493	14.6%
埼玉県	281	8.3%
神奈川県	203	6.0%
千葉県	115	3.4%
その他	433	12.8%
全国	3,375	

図8:
近年の転入・転出の状況

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告(2018)」(外国人含む、国内の移動のみ)

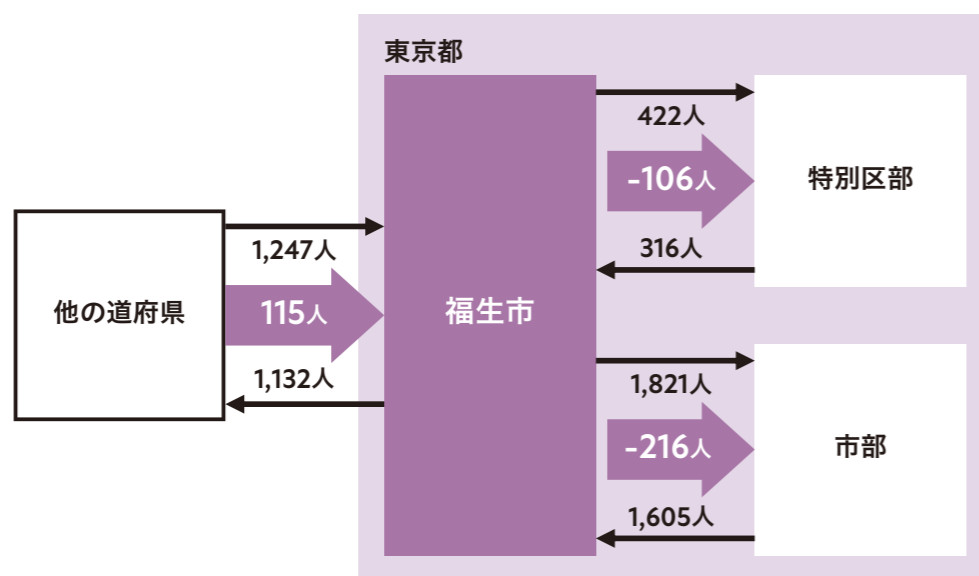


表3:
分析区分

[分析区分の設定]

ここまでの転入・転出状況を踏まえ、次の分析では全国を表3のように区分し、人口動態を分析します。

区分名称	転入割合	転出割合	説明
東京・市町村部(移動多)	39.4%	40.5%	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町
東京・市町村部(その他)	11.3%	16.5%	上記以外の東京都の市町村部
東京23区	10.0%	12.5%	東京都特別区部
埼玉県・千葉県・神奈川県	15.1%	17.7%	
その他	24.2%	12.8%	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県以外

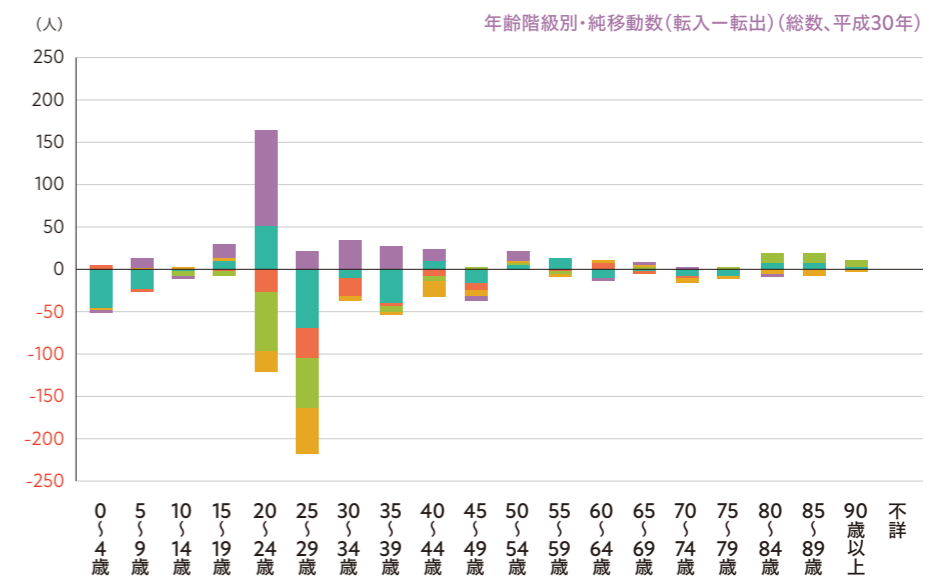
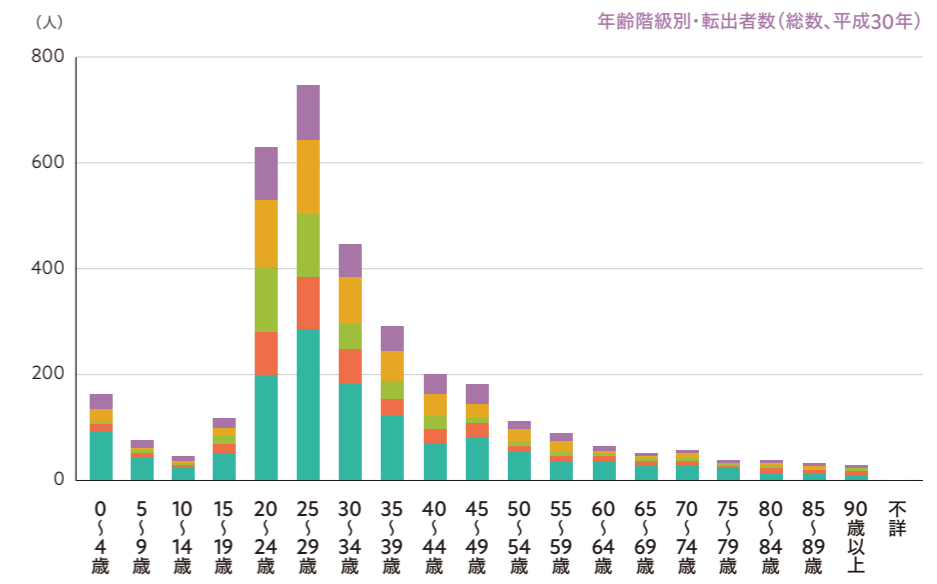
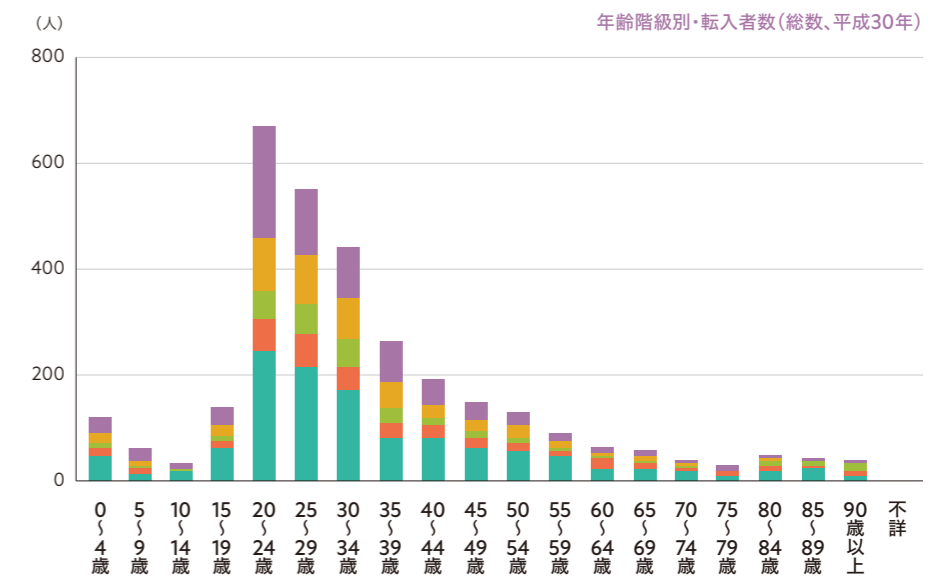
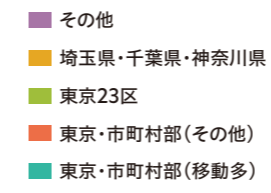
[年齢階級別に見た転入・転出の状況(平成30年)]

年齢階級別に転入・転出の状況を見ると、20～39歳の年齢階級で転入・転出の総数がそれぞれ200人以上と多くなっています。また、年少人口世代の中では0～4歳の年齢階級が転入・転出も多くなっており、東京・市町村部(移動多)へ子育て世代の転入・転出が発生していると考えられます。

純移動数(転入-転出)を見ると、その他については、多くの年齢階級で転入超過となっており、特に20～24歳の転入超過が多くなっています。一方で25～39歳の年齢階級においては、東京・市町村部(その他)、東京23区、埼玉県・千葉県・神奈川県といった近隣自治体への転出超過が多くなっています。

図9:
年齢階級別に見た
転入・転出の状況(平成30年)

出典:総務省「住民基本台帳人口移動報告(2018)」(外国人含む。)

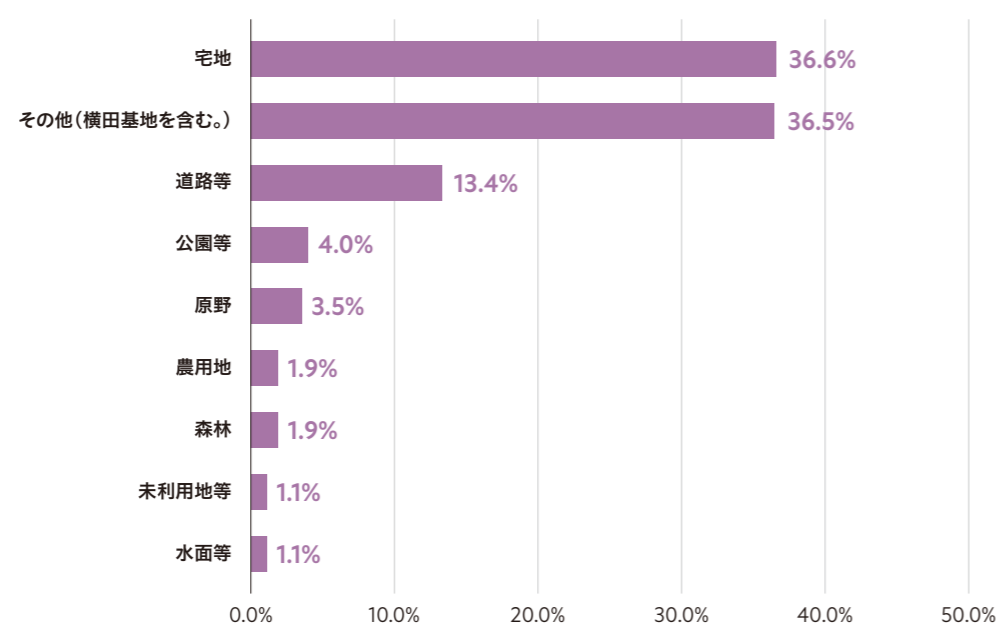


(4) 地勢と住宅環境

ア 土地の利用状況

福生市は、都心から西へ約40kmで通勤・通学に便利なまちです。JRの駅が3路線5駅あり、駅が徒歩圏内にあるコンパクトなまちであるとともに、公園や自然も多いなど、暮らしやすいまちとなっています。土地利用状況は、横田基地を除く市域全体の約9割が既に市街化しており、未利用地等、森林、原野等の新たに宅地開発が可能な土地がそれぞれ1.0～4.0%と極めて低い状況となっています。

図10：
土地の利用状況
出典：東京都統計年鑑（平成29年）



イ 住宅環境

福生市は、新たに宅地を開発する土地が少なく、新たな宅地開発が難しい状況です。福生市の住宅はゆとりのない住宅規模が多く、1住宅当たりの延べ面積は73.1m²と市部平均である74.7m²を下回っています。特に賃貸物件は狭小なものが多い傾向となっており、50m²未満の住戸が約6割を占めています。

図11：
1住宅当たりの延べ面積
出典：総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

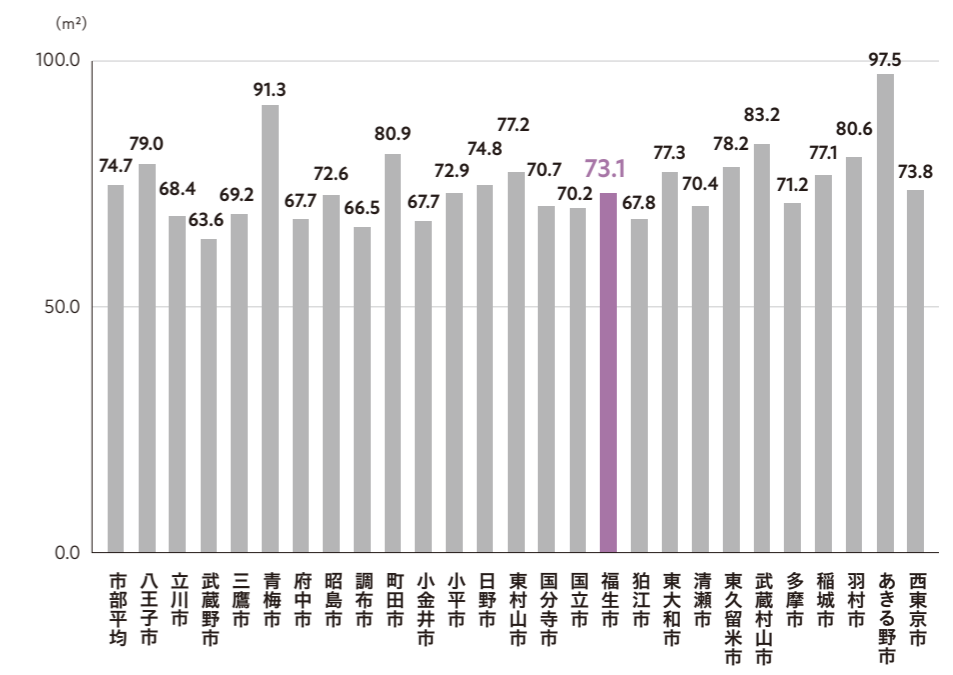
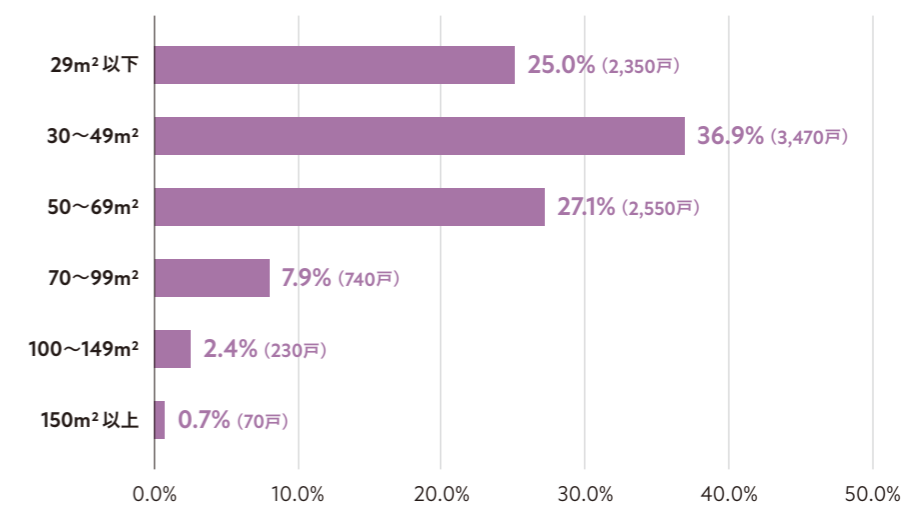


図12：
住戸規模別専用住宅(借家)数の割合
出典：総務省「平成30年住宅・土地統計調査」



福生市の住宅の建築時期は、新耐震基準前（昭和55年以前）に建てられた住宅の割合が21.9%を占めています。また、持ち家の耐震改修工事を行った住宅の割合は26.1%となっています。

図13：
建築時期別住宅割合

出典：総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

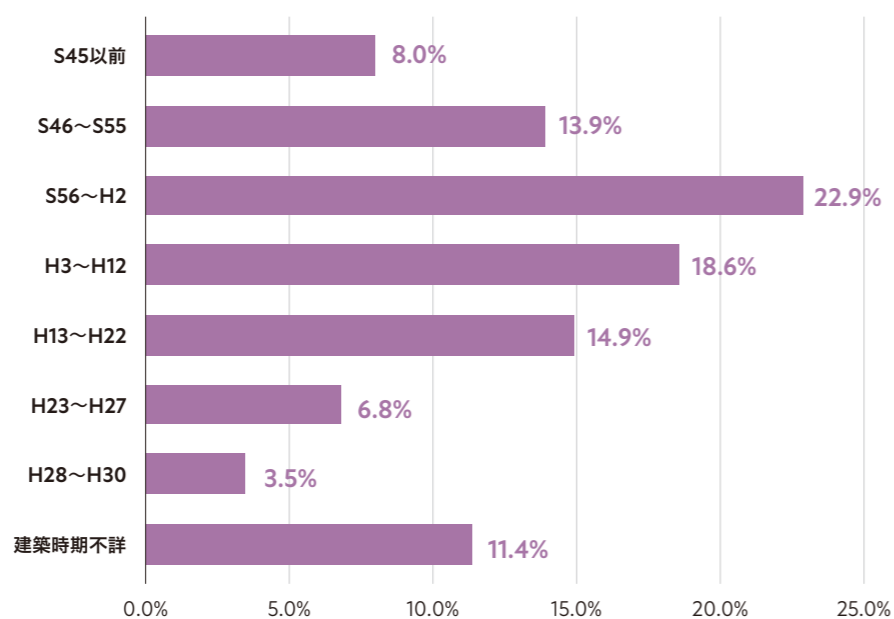


図14：
持ち家の耐震改修工事の状況

出典：総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

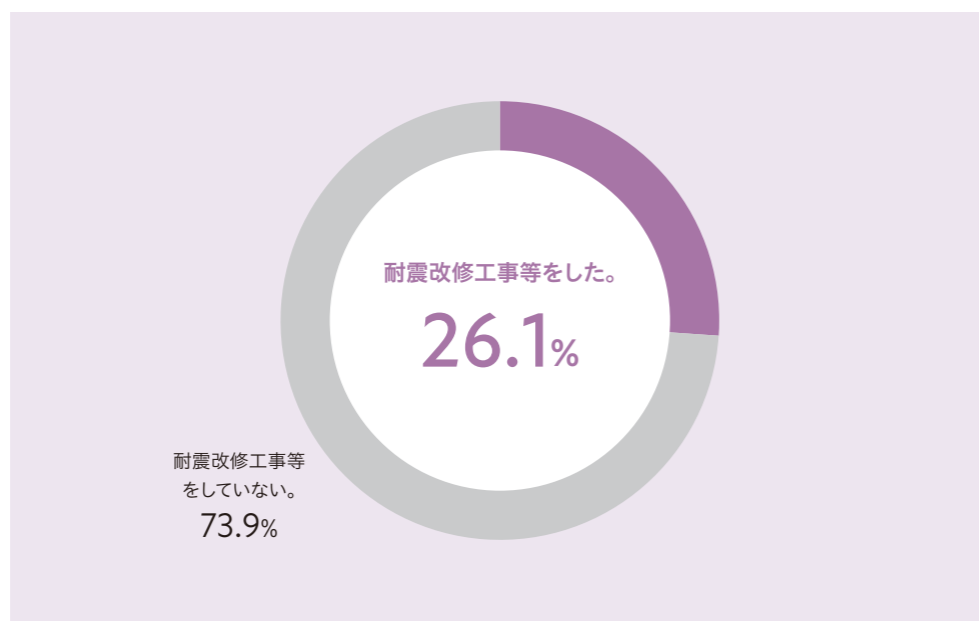


図15：
男女別・産業別
就業者数（従業地）

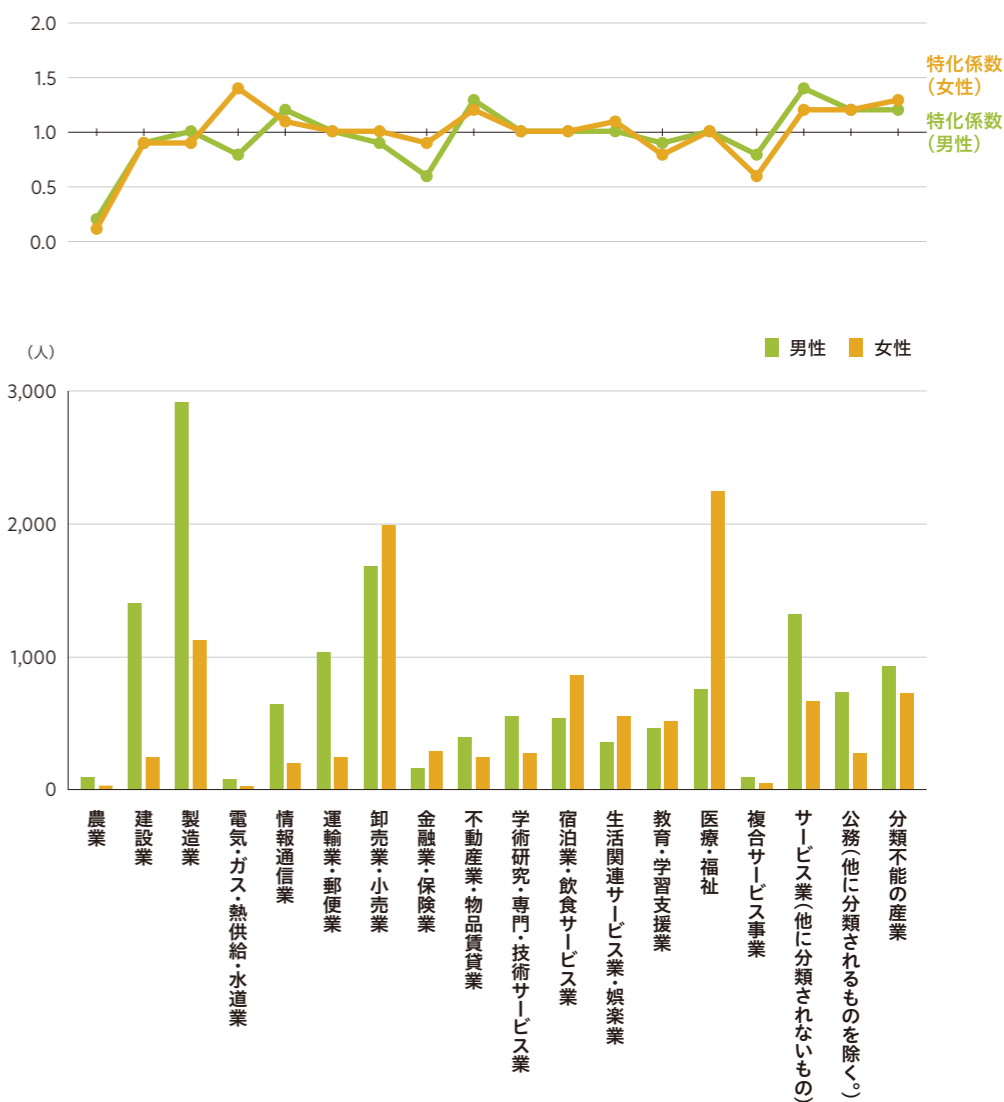
出典：総務省「国勢調査（2015）」

(5) 雇用や就業に関する状況

ア 産業人口の状況（平成27年）

市内における男女別・産業別就業者の状況は、男性は、製造業、卸売業・小売業、建設業、サービス業（他に分類されないもの）の順に、女性は、医療・福祉、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業の順に、就業者が多くなっています。

特化係数（市のX産業の就業者比率／全国のX産業の就業者比率）を見ると、男性はサービス業（他に分類されないもの）、女性は電気・ガス・熱供給・水道業が高くなっています。一方、農業、複合サービス事業は男性・女性ともに特化係数が低くなっています。



イ 通勤・通学流動(平成27年)

[通勤流動]

市内で働いている人は20,016人おり、常住地を見ると、市内が38.0%、福生市を除く東京都・市町村部が47.6%となっています。

市民で働いている人は24,773人おり、通勤先は、市内が30.7%、東京都・市町村部が52.0%、東京都・特別区部が7.7%となっており、東京都外を含めると65.8%の方が市外に通勤しています。

市外から福生市に通勤してくる人は、青梅市、あきる野市、羽村市、昭島市等の近隣市が多くなっています。

市民の市外への通勤先は、昭島市、羽村市、立川市、青梅市、八王子市等の近隣市が多くなっています。

図16：
通勤流動

出典：総務省「国勢調査(2015)」

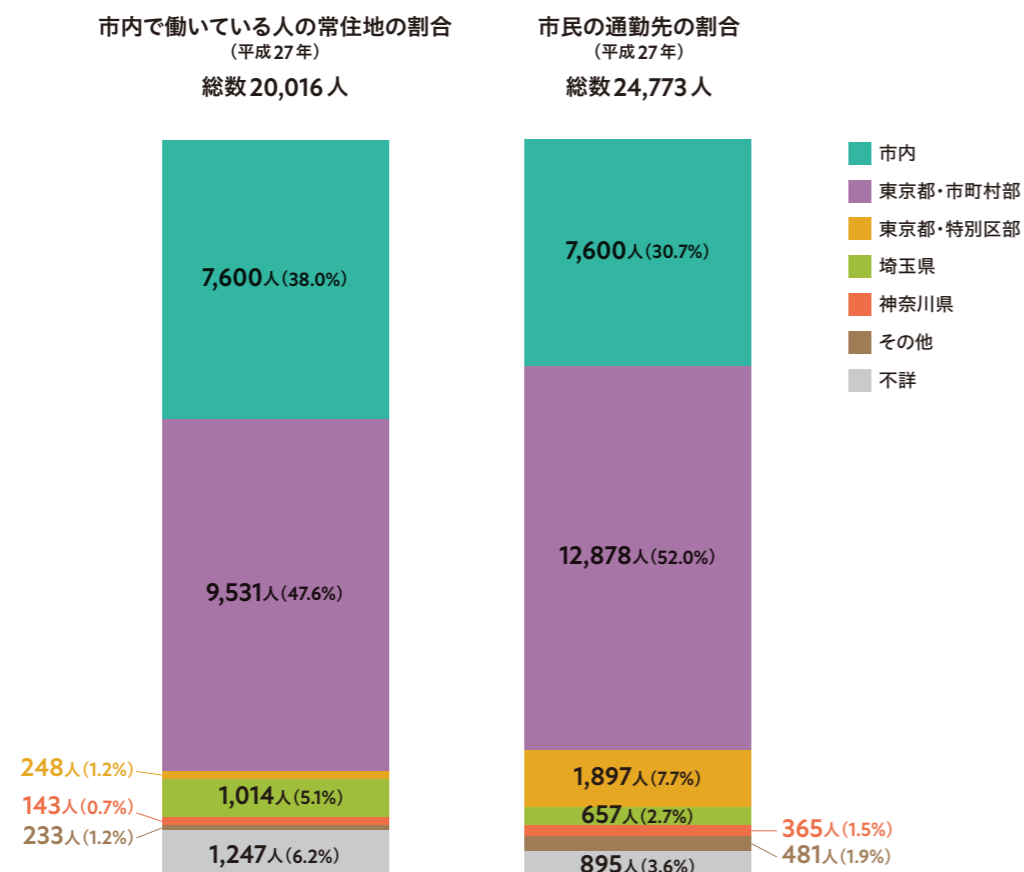


表4：
市内で働いている人の
常住地、市民の通勤先

出典：総務省「国勢調査(2015)」

市内で働いている人の常住地

順位	市区町村	就業者数(人)	割合
1位	福生市	7,600	38.0%
2位	青梅市	1,622	8.1%
3位	あきる野市	1,554	7.8%
4位	羽村市	1,422	7.1%
5位	昭島市	1,277	6.4%
6位	瑞穂町	716	3.6%
7位	八王子市	716	3.6%
8位	立川市	622	3.1%
9位	武蔵村山市	514	2.6%
10位	入間市	296	1.5%
位	その他(不詳含む。)	3,677	18.4%
合計		20,016	

市民の通勤先

順位	市区町村	就業者数(人)	割合
1位	福生市	7,600	30.7%
2位	昭島市	1,958	7.9%
3位	羽村市	1,479	6.0%
4位	立川市	1,472	5.9%
5位	青梅市	1,290	5.2%
6位	八王子市	1,153	4.7%
7位	瑞穂町	827	3.3%
8位	武蔵村山市	361	1.5%
9位	府中市	354	1.4%
10位	日野市	300	1.2%
位	その他(不詳含む。)	7,979	32.2%
合計		24,773	

[通学流動 (15歳以上)]

市内の学校に通学している人 (15歳以上) は1,293人おり、常住地を見ると、市内が25.8%、福生市を除く東京都・市町村部が65.8%となっています。

市民で学校に通学している人 (15歳以上) は2,210人おり、通学先は、市内が15.1%、東京都・市町村部が54.7%、東京都・特別区部が16.7%となっており、東京都外を含めると81.9%の方が市外に通学しています。

市外から福生市に通学している人 (15歳以上) は、あきる野市、青梅市、羽村市等の近隣市が多くなっています。

市民の市外への通学先 (15歳以上) は、昭島市、羽村市等の近隣市が多くなっています。

図17：
通学流動
出典：総務省「国勢調査(2015)」

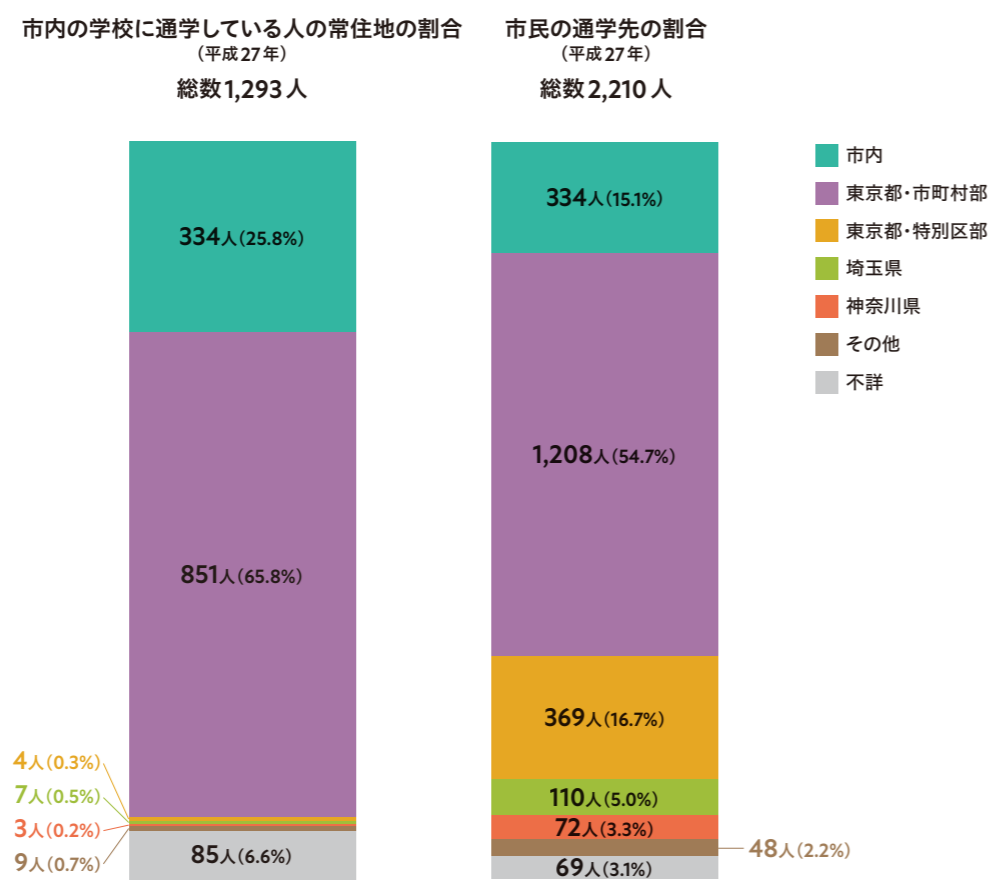


表5：
市内の学校に通学している人の常住地、市民の通学先
出典：総務省「国勢調査(2015)」

市内の学校に通学している人の常住地

順位	市区町村	通学者数 (人)	割合
1位	福生市	334	25.8%
2位	青梅市	212	16.4%
3位	昭島市	135	10.4%
4位	あきる野市	126	9.7%
5位	羽村市	80	6.2%
6位	八王子市	62	4.8%
7位	瑞穂町	53	4.1%
8位	武蔵村山市	44	3.4%
9位	立川市	37	2.9%
10位	東大和市	25	1.9%
位	その他 (不詳含む。)	185	14.3%
合計		1,293	

市民の通学先

順位	市区町村	通学者数 (人)	割合
1位	福生市	334	15.1%
2位	八王子市	298	13.5%
3位	立川市	122	5.5%
4位	青梅市	78	3.5%
5位	昭島市	78	3.5%
6位	あきる野市	65	2.9%
7位	小平市	59	2.7%
8位	東大和市	56	2.5%
9位	羽村市	54	2.4%
10位	武蔵村山市	53	2.4%
位	その他 (不詳含む。)	1,013	45.8%
合計		2,210	

第2節
将来人口推計

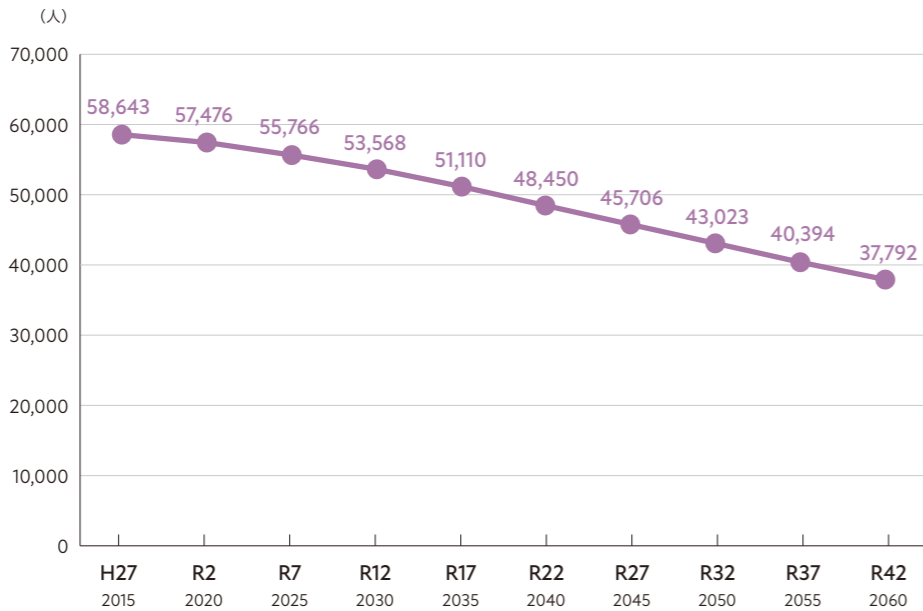
(1) 将来人口推計

最新の移動状況を反映できる住民基本台帳のデータを用い、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計方法に準拠して福生市の将来人口を推計すると（図18）、令和7年には55,766人、令和27年には45,706人、令和42年には37,792人になると見込まれています。

表6：
将来人口の推計方法

推計方法
住民基本台帳に基づく最新の移動状況データを用い、社人研推計の推計方法に準拠した推計（住民基本台帳に基づく過去5年間の平均移動率（転入・転出率）と子ども女性比率で算出）

図18：
将来人口推計



(2) 年齢3区分別人口の推計から見る人口減少段階の分析

年齢3区分別人口の推計を見ると、65歳以上人口が増加していく一方で15～64歳人口が減少していきますが、令和27年を境に65歳以上人口を含めた全年齢区分で人口が減少していくと見込まれています。

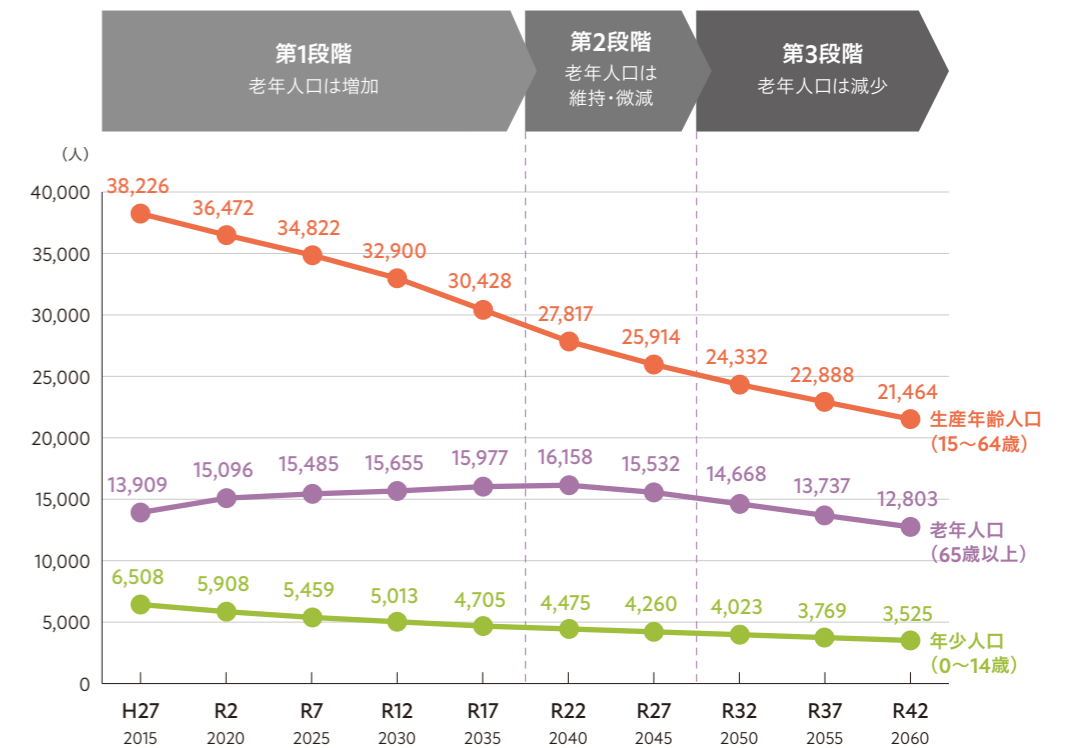
人口減少段階は、一般的に次の3つの段階を経て進行するとされています。

表7：
人口減少段階

段階	説明
第1段階	総人口減少、年少人口減少、生産年齢人口減少、老年人口増加
第2段階	総人口減少、年少人口減少、生産年齢人口減少、老年人口維持・微減
第3段階	総人口減少、年少人口減少、生産年齢人口減少、老年人口減少

福生市の人口減少段階は、図19のとおり、既に「第1段階」となっており、令和17年以降に「第2段階」、令和27年以降に「第3段階」に入ると予測されます。

図19：
年齢3区分別人口の比較



第3節
人口の現状分析及び
将来人口推計
から見える課題

将来人口推計のとおり、現在の人口動向がそのまま続くと、福生市の人口は令和42年には4万人以下にまで減少します。福生市にとって人口減少は今後の政策展開における非常に重要な課題です。これまでの分析結果や将来人口推計を踏まえ、福生市の人口維持に係る課題を次のとおり示します。

課題1 子育て世代の転出抑制

福生市における過去10年間の出生率の平均値は、東京都市部の平均値を上回っています。しかしながら、0～4歳児が5～9歳になる間に転出超過となっており、小学校入学前後に他自治体へ転出する方が多くいる傾向にあります。未就学児を抱える家族の転出は、人口減少の要因となるため、子育て世代の転出に歯止めをかけることが必要です。

課題2 出生数の増加等により、自然減に歯止めをかける。

福生市は、近年自然増減がマイナスで推移しており、このままの傾向が続くと、出生数の減少、死亡者数の増加により、自然減が進行すると見込まれます。自然減に歯止めをかけるためには、安心して子どもを産み育てやすい環境をつくり、出生数を増加させるなど、効果的な施策を講じていくことが必要です。

課題3 人口構造のバランスの維持

将来人口推計結果から、子育て世代の流出及び老年人口の増加等により、老年人口割合が令和17年には30.0%を超えると見込まれます。この状況では、将来的に老年人口1人を支える生産年齢人口の数が減少し、社会的な負担が大きくなることが懸念されます。子育て世代の流出を抑制するとともに、出生数を増やし、人口構造のバランスを維持していくことが必要です。

第4節
課題に対する
基本的視点

人口維持に係る課題に対応し、将来にわたり魅力と活力のあるまちを維持していくための基本的視点を次のとおり示します。

視点1 流出している子育て世代の流れを変え、人口流出を抑制する。

福生市の出生率は、東京都の平均を超えていますが、子育て世代を中心として周辺市に転出する方が多く、既に人口減少が進んでいます。その中でも特に、小学校入学前後に転出している子育て世代が多くなっています。

我が国全体の状況を踏まえると、総人口の減少は避け難い状況ですが、ターゲットを明確にして、効果的な施策展開とPRにより、人口流出に歯止めをかけ、人口減少の抑制とまちの活力維持を図ります。

視点2 子どもを産み育てたい市民の希望を叶え、少子化の進行を抑制する。

現状においては、子育て世代の転出が多いことから、総人口だけでなく年少人口の減少も進行しており、このままの状況が続けば、若い世代が少ないアンバランスな人口構造となることが予想されます。

今後、福生市で出産し子育てを続けたいという市民の希望を叶えるため、子育て環境に資する様々な施策を展開することで年少人口の減少を抑制し、少子化の進行を抑制します。

視点3 市民の健康維持を進め、高齢者も生涯現役で活躍できるまちをつくる。

少子化の裏返しとして、高齢化についても確実に進行することが見込まれるため、豊富な人生経験を有する高齢者の方々には、魅力と活力のあるまちの担い手として様々な役割を果たしていただくことが期待されます。

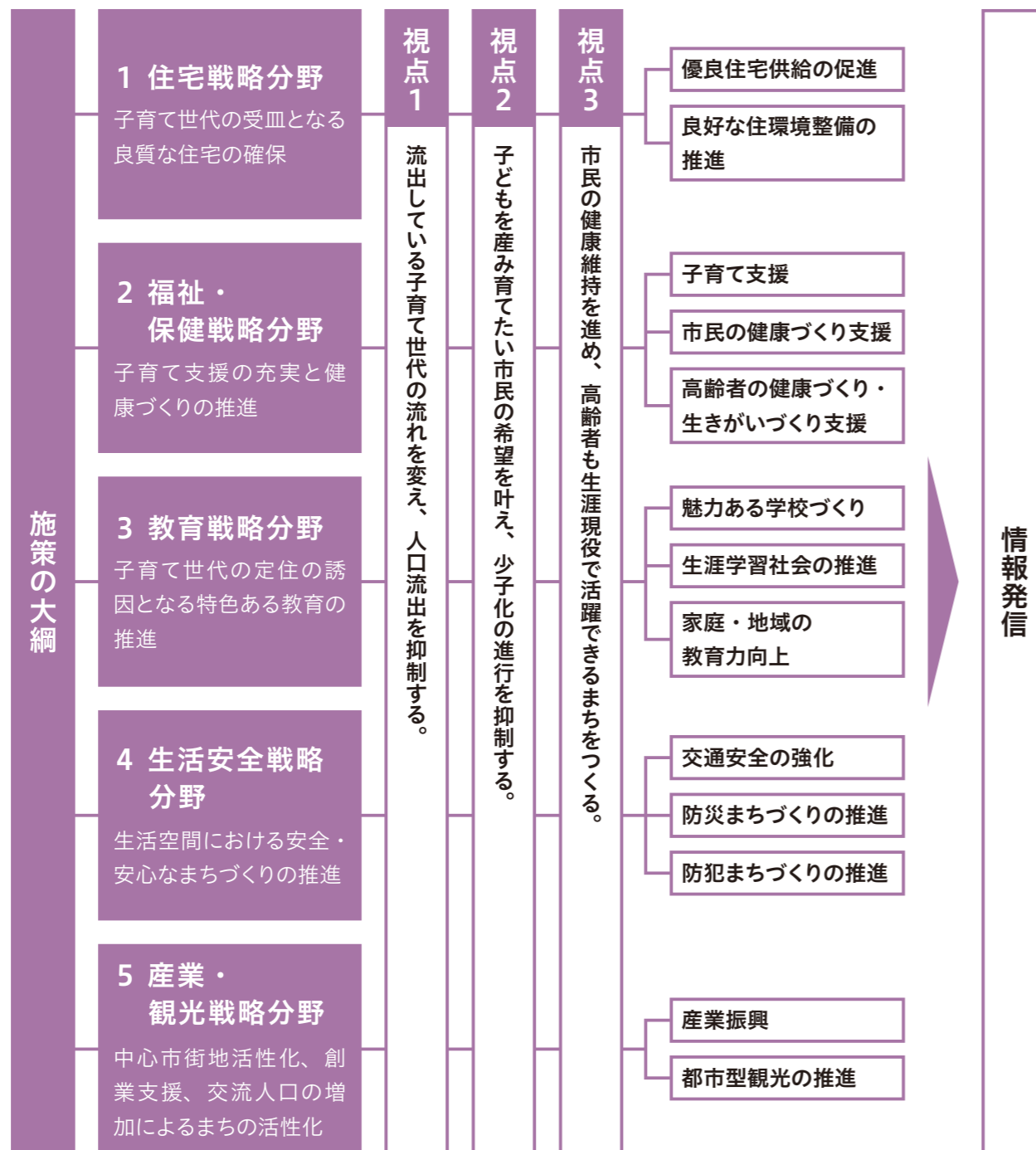
そのためには、子どもや現役世代を含めた全ての市民を対象に健康維持を図り、高齢者になっても生涯現役で活躍できるまちをつくります。

総合戦略

人口ビジョンで整理した福生市の現状と課題、将来人口推計及び基本的視点を踏まえ、定住化対策をより効果的に実現するための戦略を示しています。

第1節 総合戦略の体系

総合戦略は、国の総合戦略の基本的な考え方や第2章第4節で示した3つの基本的視点を踏まえて、福生市が進めてきた新5Gの施策を精査、具体化したものであり、体系は次のとおりです。



第2節 総合戦略の 目標数値

総合戦略の目標数値は、基本計画の前期計画期間(令和2年度～令和6年度)の最終年度である令和6年度末の福生市の人口とします。

総合戦略の目標数値

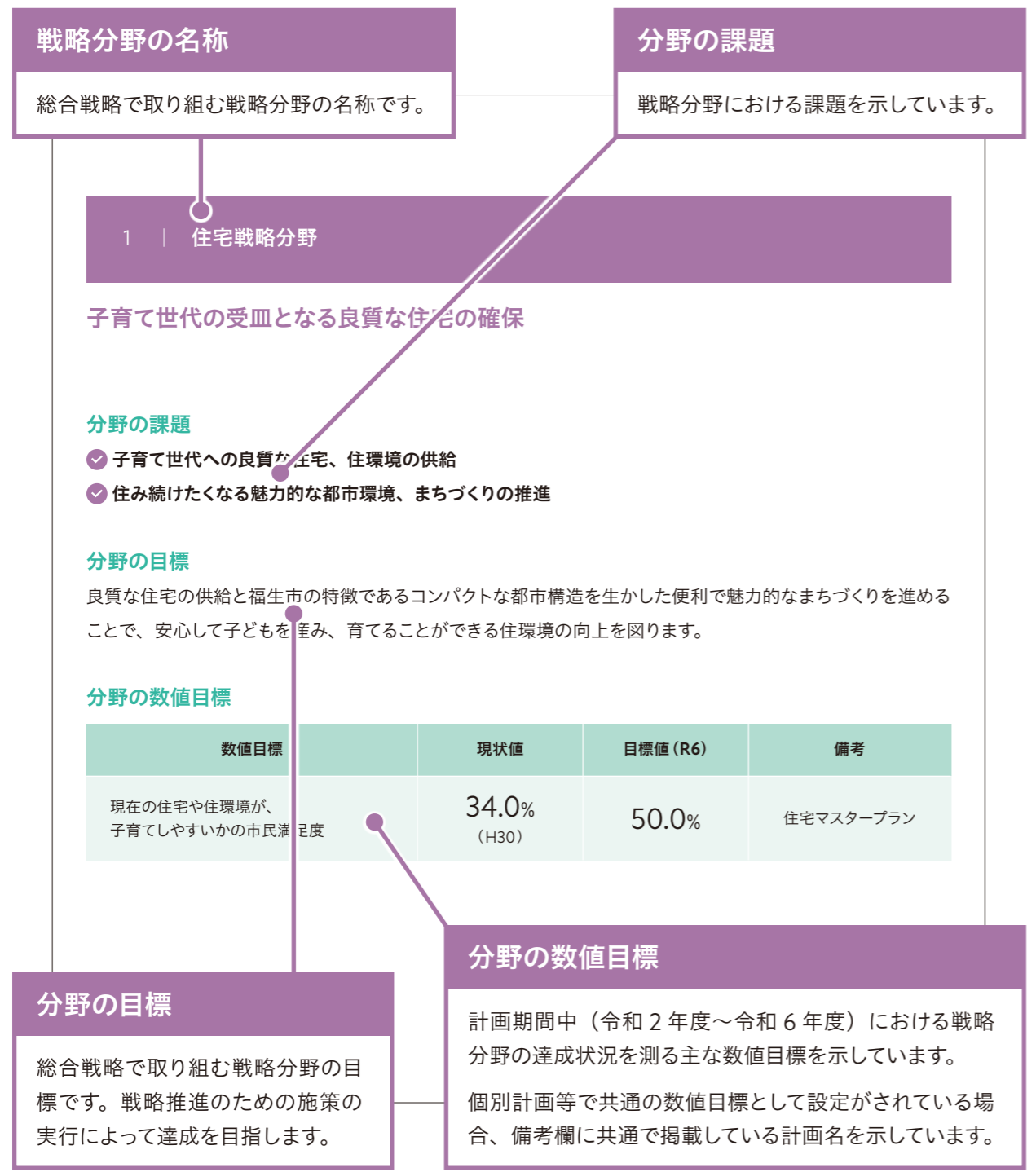


※人口ビジョンで示した将来人口推計を超えることを目標とします。

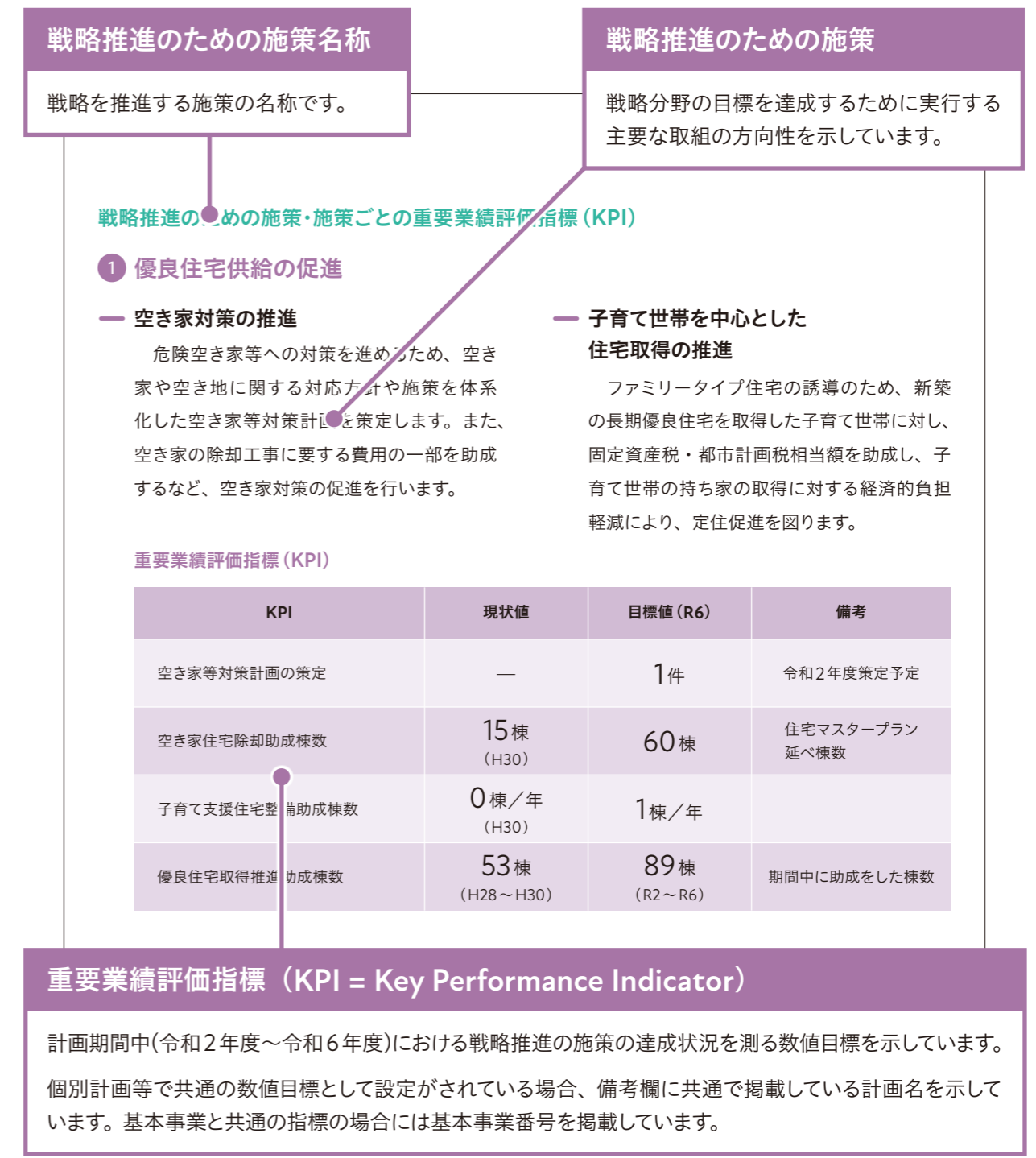
第3節
戦略分野と戦略推進
のための施策

総合戦略の分野と戦略推進のための施策の見方
総合戦略は「総合戦略の分野」ごとに「戦略推進のための施策」が関連付けられています。ここでは、次項以降の総合戦略の要素とその見方を説明します。

総合戦略の分野



戦略推進のための施策・施策ごとの重要業績評価指標 (KPI)



子育て世代の受皿となる良質な住宅の確保

分野の課題

- ✔ 子育て世代への良質な住宅、住環境の供給
- ✔ 住み続けたい魅力的な都市環境、まちづくりの推進

分野の目標

良質な住宅の供給と福生市の特徴であるコンパクトな都市構造を生かした便利で魅力的なまちづくりを進めることで、安心して子どもを産み、育てることができる住環境の向上を図ります。

分野の数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R6)	備考
現在の住宅や住環境が、子育てしやすいかの市民満足度	34.0% (H30)	50.0%	住宅マスタープラン

戦略推進のための施策・施策ごとの重要業績評価指標 (KPI)

① 優良住宅供給の促進

— 空き家対策の推進

危険空き家等への対策を進めるため、空き家や空き地に関する対応方針や施策を体系化した空き家等対策計画を策定します。また、空き家の除却工事に要する費用の一部を助成するなど、空き家対策の促進を行います。

— 子育て世帯を中心とした住宅取得の推進

ファミリータイプ住宅の誘導のため、新築の長期優良住宅を取得した子育て世帯に対し、固定資産税・都市計画税相当額を助成し、子育て世帯の持ち家の取得に対する経済的負担軽減により、定住促進を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
空き家等対策計画の策定	—	1件	令和2年度策定予定
空き家住宅除却助成棟数	15棟 (H30)	60棟	住宅マスタープラン 延べ棟数
子育て支援住宅整備助成棟数	0棟/年 (H30)	1棟/年	
優良住宅取得推進助成棟数	53棟 (H28～H30)	89棟 (R2～R6)	期間中に助成をした棟数

子育て世代の受皿となる良質な住宅の確保

2 良好な住環境整備の推進

市街地再開発の推進に係る支援

利便性の高いまちづくりの推進のため「福生駅西口地区市街地再開発準備組合」を支援し、関係者と連携を図りつつ、計画的にまちづくりを進めます。

コンパクトなまちづくりの推進

拡散型の都市構造から集約型の都市構造への転換を図り、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、立地適正化計画を推進します。

インフラ資産の維持管理

魅力あるまちづくりを推進するため、地域資源である公園・緑地の適切な維持管理を市民とともに継続的に進めます。また、道路や橋りょう、下水道施設等、インフラ資産の適正な維持管理を行い、末永く住み続けられる住環境をつくります。

良好な景観づくり

住環境整備を推進し、良好な景観づくりを促進することで、定住人口の増加を図ります。

災害に強いまちづくり

市民の防災意識の向上や、道路等の都市基盤の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
福生駅西口地区の市街地再開発に向けた新たな都市計画決定	—	1件	
市民との協働により維持管理を行っている公園の箇所	37公園 (H30)	44公園	
木造住宅耐震診断助成金申請件数	4件 (H27～H30)	10件 (R2～R6)	
木造住宅耐震改修助成金申請件数	0件 (H27～H30)	5件 (R2～R6)	
都市計画道路3・4・7号富士見通り線整備事業用地取得割合	36.65% (H30)	100%	

子育て支援の充実と健康づくりの推進

分野の課題

- ✓ 質の高い保育サービスの提供
- ✓ 各世代に応じた健康づくりの推進や予防意識の向上
- ✓ 高齢者の健康維持と社会参加の促進

分野の目標

子どもの成長に応じた切れ目のない子育て支援を図ることにより、出生率の向上と子育て世代の定着を目指します。また、あらゆる世代への健康増進とともに、高齢者の介護予防・社会参加の促進により、支える者と支えられる者、双方の健康維持を図ります。

分野の数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R6)	備考
子育てしやすいまちだと思える市民の割合	73.6% (H30)	80.0%	子ども・子育て支援事業計画基礎調査
65歳健康寿命	男性 81.76歳 女性 84.05歳 (H29)	東京都平均値以上	東京都福祉保健局65歳健康寿命(要支援1)

戦略推進のための施策・施策ごとの重要業績評価指標 (KPI)

① 子育て支援

— 子育て支援の充実

子育て世代が安心して子どもを出産し、育てることができるよう、生まれる前からの健康の保持・増進を図るとともに、出産後も健やかな育児ができるように包括的な支援を行います。

— 子ども・家庭の相談及び支援の促進

子育て等への不安を軽減するため、子ども・家庭に係る総合相談について、専門相談員が常駐し、常時相談が受けられるよう体制づくりを推進するほか、乳幼児の保護者同士が交流する機会を増やします。また、子どもの健全育成のため、子育てに関する知識や子どもの虐待防止に向けた啓発等の講座開催や地域で助け合いながら子育てができるまちづくりを進めます。

— 子どもの居場所の確保

学童クラブ事業やふっさっ子の広場事業、児童館等、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所の確保に努めます。

— 保育環境の充実

多種多様な保育ニーズに応えるため、従来の教育・保育施設の充実に努めるほか、認可外保育施設も含めた保育環境全体の充実に図ります。

② 市民の健康づくり支援

— 健康づくりの推進

保健師や管理栄養士等による健康教育等、専門的指導による健康の保持・増進に向けた意識の向上や健康づくりを推進します。また、健康づくり推進員と連携するなど、市内各小地域の市民ニーズにあった健康づくりの支援を行います。

— 健康増進と体力づくりの推進

スポーツを通じた体力づくり教室や食生活の改善指導等、参加しやすく魅力的な健康づくりの機会を提供し、あらゆる世代の健康増進を図ります。

— 健康保持への支援

がんや生活習慣病等の各種検（健）診により疾病の予防及び早期発見を図り、各種予防接種を実施するなど感染症のまん延の予防に努め、健康に対して不安なく日常生活を送れるよう支援します。

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
妊娠11週までの届出割合	92.4% (H30)	95.4%	基本事業18
ファミリー・サポート・センター 会員登録者数	278人 (H30)	360人	
ふれあいひろば利用者数	8,027人 (H30)	8,500人	基本事業19
児童館利用者数	77,815人 (H30)	80,000人	
保育園の待機児童数	0人 (R1)	0人	基本事業20

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
健康教育受講者数	4,391人 (H30)	4,654人	基本事業32
体育館・屋外体育施設の利用者数	561,802人 (H30)	570,000人	基本事業35
ラジオ体操参加者数	2,098人 (H30)	2,000人	
特定健康診査受診率	47.3% (H30)	60.0%	基本事業33
各種がん検診受診率	7.14% (H30)	10.0%	

3 高齢者の健康づくり・生きがいづくり支援

— 介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の生活機能の低下予防等、地域内での介護予防活動の促進を図ります。

— 社会活動及び生きがい活動の支援

高齢者の就労及び社会参加の機会を確保し福祉の増進を図るとともに、高齢者の多様な経験や能力を生かした活力ある地域づくりを推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
介護予防事業参加者数	782人 (H30)	813人	
介護サポーター事業の登録者数	53人 (H30)	70人	基本事業26

子育て世代の定住の誘因となる特色ある教育の推進

分野の課題

- 特色のある学校教育と教育環境の提供
- 楽しみながら学ぶことのできる学習の場づくりの推進
- 様々な形の学習や体験の機会の提供

分野の目標

学校教育や地域・家庭教育の特色化と充実に取り組むとともに、子どもたちの「生きる力」を育み、健やかに成長できる教育環境の向上とその周知に努め、子育て世代の定住化につなげていきます。また、学習の機会と場にあふれ、楽しみながら学習ができる地域づくりを進めます。

分野の数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R6)	備考
「学校に行くのは楽しいと思いますか」の肯定的回答の割合	小学校 77.6% 中学校 80.7% (R1)	小学校 85.0% 中学校 85.0%	全国学力・学習状況調査

戦略推進のための施策・施策ごとの重要業績評価指標 (KPI)

① 魅力ある学校づくり

— 新しい時代に求められる
資質・能力の育成

子どもたちが基礎的な知識・技能を習得するとともに、習得した知識・技能と既存の知識を組み合わせ、社会における様々な場面で主体的に判断し、他者と協働して課題を解決していくことができる力を育みます。

— ICT教育の推進と情報活用能力の育成

児童・生徒が協働する学びや一人ひとりの能力や適性に応じて個別最適化された学びなどに、ICTを効果的に活用します。また、情報と情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質を育成するため、ICTや学校図書館等を活用した学習活動を充実させます。

— 就学前教育と小学校教育の
一層の円滑な接続

就学前教育において、遊びを通して育まれてきたことが、小学校の各教科等における学習に円滑に接続されるよう、幼保小の連携を通して、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定等、指導の工夫や指導計画を作成します。

また、大学と連携しながら、幼児・児童の学びに向かう力の効果的な育成に向けた研究に取り組んでいきます。

— グローバルに活躍する人材の育成

グローバルが進む社会で子どもたちが生き抜くために、英語によるコミュニケーション能力を育む教育を中心とした生きた英語が身に付く授業に取り組めます。また、日本や福生市の伝統文化に親しみながら、豊かな感性や情操を育みます。

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
〈全国学力・学習状況調査〉 「学級の友達との間で話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか」の肯定的回答の割合	小学校 65.8% 中学校 72.6% (R1)	小学校 80.0% 中学校 80.0%	基本事業22
授業を担当する教師に対して指導者用コンピューターを配備 (1人1台) した割合	31.7% (H30)	100%	基本事業23
学びに向かう力を育む指導方法 (スタンダード) 資料の作成	—	1回	
中学校第3学年のCEFR : A1上位 (英検3級程度) 以上の割合	—	50.0%	

2 生涯学習社会の推進

— 芸術・文化活動の推進

心豊かな市民生活と活力ある地域生活の実現に向け、子育て世代と子どもたちの芸術・文化活動の環境を充実させ幅広い交流活動を推進します。

— 地域への愛着や誇りの育成

地域の歴史や文化財を大切にし、その学習を通して郷土理解を深め、地域への愛着や誇りを持った人材の育成に努めます。

— 次代を担う青少年の育成

将来にわたって社会の一員であることの自覚と責任を持ち、国際社会や地域社会で活躍できる人材の育成に努めます。

— 環境教育の推進

身近な環境問題に関する学習等の取組により、環境についての理解を深め、環境保全に向けた意識の醸成を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
公民館の子ども向け講座参加者数	1,019人 (H30)	1,070人	
郷土資料室における子ども体験学習参加者数	275人 (H30)	300人	基本事業24
水辺の楽校参加者数	678人 (H30)	700人	

3 家庭・地域の教育力向上

— 家庭・地域における教育の推進

家庭・地域・学校の協働による教育の充実を図るため、保護者や地域の住民による教育支援活動やコミュニティ・スクール制度による学校運営への参加等、子育て世代と地域住民等が連携し、子どもたちを健やかに育むための体制づくりを推進します。

また、放課後の学校施設を利用したふっさつ子の広場事業では、学童クラブ事業との連携や地域の協力を得ながら安全な見守りの下で、学習・体験・交流を通して児童の健全育成に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
ふっさつ子の広場と学童クラブとの連携事業数	14回 (H30)	30回	
ふっさつ子の広場事業のサポーター活動人数	1,112人 (H30)	1,170人	基本事業25

生活空間における安全・安心なまちづくりの推進

分野の課題

- ✔ 交通環境の安全確保による安全なまちづくりの推進
- ✔ 防災・防犯の推進による安心なまちづくりの推進
- ✔ 子育て世代の生活安全に対する不安の解消

分野の目標

通勤・通学路の安全確保、各関係機関や地域と連携した防災活動、防犯活動に取り組むことで、子育て世代や高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進します。

分野の数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R6)	備考
市内交通事故発生件数	223件 (H30)	200件以下	警視庁統計 基本事業13
食料・水を備蓄している市民の割合	67.2% (H30)	90.0%以上	市政世論調査
市内刑法犯認知件数	462件 (H30)	400件以下	警視庁統計 基本事業12

戦略推進のための施策・施策ごとの重要業績評価指標 (KPI)

① 交通安全の強化

— 通学路安全対策の推進

児童が通学路において交通事故や犯罪の被害を受けないよう、関係団体と連携しながら通学路の点検を実施し対策を行うとともに、見守り体制の充実を図ることで通学路の安全確保に努めます。

— 交通安全対策の強化

交通安全意識の向上のため、交通安全講習会や中学校の授業の一環として交通安全教室を実施します。また、交通安全推進委員会、町会・自治会等、関係団体との活動を通じて交通安全を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
見守り員の配置により児童の通学が安全になったと思う保護者の割合	95.8% (H30)	100%	
交通安全講習会参加者数	270人 (H30)	300人	
春・秋の全国交通安全運動における町会・自治会テント参加者数	10,943人 (R1)	11,500人	

2 防災まちづくりの推進

— 災害対策の推進

家屋や道路等の都市基盤の強化、避難所の更なる充実、乳幼児に配慮した備蓄食料や生活必需品の整備、災害備品等の充実、広域連携等による災害対策の推進により、子どもを安全に育てられる災害に強いまちを推進します。また、児童・生徒に対する防災教育の実施と充実を図ります。

— 地域防災力の向上

地域防災力の向上のため、自主防災組織や消防団等、市民が地域防災の担い手として活動するための支援をはじめ、家庭や地域における日頃からの備えを推進するなど、市民一人ひとりの自助の意識を高めるとともに、市の防災活動に必要な環境整備、災害時活動拠点への備品の整備等を進めることにより、公助としての災害対応力の強化を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
都市計画道路3・4・7号富士見通り線整備事業用地取得割合	36.65% (H30)	100%	再掲
自主防災訓練の年間延べ参加者数	2,612人 (H30)	5,200人	基本事業11

3 防犯まちづくりの推進

— 防犯活動の推進

犯罪を抑止し、市民が安全で安心して生活ができるよう地域の防犯力を高め、福生警察署管内防犯協会や町会・自治会等の各種団体と綿密に連携し、防犯パトロール等の活動を実施します。

— 通学路安全対策の推進

児童が通学路において交通事故や犯罪の被害を受けないよう、関係団体と連携しながら通学路の点検を実施し対策を行うとともに、見守り体制の充実を図ることで通学路の安全確保に努めます。(再掲)

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
市内の不審者情報件数	22件 (H30)	16件	
見守り員の配置により児童の通学が安全になったと思う保護者の割合	95.8% (H30)	100%	再掲

中心市街地活性化、創業支援、交流人口の増加によるまちの活性化

分野の課題

- ✓ 地域の特色を生かした商業・商店街の活性化
- ✓ 交流人口の増加による地域のにぎわいの創出

分野の目標

中心市街地の活性化や創業支援等により、市内の事業者の増加を図るとともに、融資制度の活用や商工会への支援を通して事業所の安定的な経営を促し、地域産業の振興及び市内の雇用創出を図ります。また、地域資源を生かした観光振興を進めることにより、交流人口の増加、地域の認知度の向上及びイメージアップを図ります。

分野の数値目標

数値目標	現状値	目標値(R6)	備考
市内事業者数(減少率の減)	▲2.83% (H24→H28)	▲2.80% (R2→R6)	RESAS
創業比率	4.32% (H26→H28)	4.35% (R2→R6)	RESAS
入込観光客数(合計)	1,023,701人 (H29)	1,050,000人	西多摩地域入込観光客数調査報告書

戦略推進のための施策・施策ごとの重要業績評価指標(KPI)

① 産業振興

— 市街地再開発の推進に係る支援

地域経済の活性化を推進するため、福生駅周辺の高度利用を進め、住環境及び商業環境の整備を図ります。地元の地権者により設立された「福生駅西口地区市街地再開発準備組合」を支援し、より具体的なまちづくりの検討や関係者のつながりづくりを進めます。

— 創業支援の充実

創業希望者に対する「創業セミナー」の充実を図り、創業時に必要なスキルを修得し、市内での安定した経営ができるようにするとともに、市内の空き店舗等で創業を行う者に対し支援を実施します。

— 中小企業の安定的な経営支援の充実

中小企業の安定的な経営支援のため、運転資金、設備資金、開業資金の貸付けに係る低金利利用、利子補給、保証料補助を実施します。

— 市内の雇用創出

市内事業者数の増加及び事業者の安定した経営を促進することにより、市内における雇用機会を創出します。

重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値	目標値(R6)	備考
福生駅西口地区の市街地再開発に向けた新たな都市計画決定	—	1件	再掲
中小企業振興資金融資 開業資金利用件数	5件 (H30)	9件	基本事業2
空き店舗活用 補助金採択延べ件数	6件 (H26～H30)	10件 (R2～R6)	
中小企業振興資金融資決定額	629,552千円 (H30)	708,977千円	基本事業1
福生市商店街チャレンジ戦略 支援事業採択事業数	15件 (H30)	18件	

中心市街地活性化、創業支援、交流人口の増加によるまちの活性化

2 都市型観光の推進

— 観光対策事業の推進

福生市の地域活性化と交流人口の増加のため、観光案内所「くるみるふっさ」や「福生アメリカンハウス」等を中心とした福生市のホスピタリティ及び積極的な情報発信の向上を図ります。また、福生市観光協会等の関係団体や近隣自治体等と相互連携して都市型観光の振興を図ります。

— まちの魅力の情報発信の充実

福生市の認知度PRの向上とイメージアップを図るため、市内で実施される各種イベントの充実に努めるとともに、観光ガイドブックや各種媒体等を通じて市の魅力となる地域資源を広く周知します。

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	現状値	目標値 (R6)	備考
福生七夕まつり、ふっさ桜まつり、福生ほたる祭の来場者総数	431,400人 (R1)	480,000人	基本事業3
「くるみるふっさ」観光ガイドツアーの市外参加者割合	70.0% (H30)	75.0%	
「福生アメリカンハウス」への市外からの来訪者割合	83.0% (H30)	85.0%	

資料編

資料

資料編 INDEX

- P142 計画策定の経過
- P144 福生市総合計画条例
- P145 福生市基本構想審議会規則
- P146 福生市基本構想審議会
- P148 諮問・答申
- P149 福生市総合戦略推進委員会設置要綱
- P150 福生市総合戦略推進委員会
- P151 市民参画
- P152 各施策に関連する福生市の主要な計画等

計画策定の経過

「福生市総合計画（第5期）」は、平成29年度から令和元年度までの3か年の策定期間を経て完成しました。この間、市民意識調査・ワークショップ・基本構想審議会等を通して、計画の内容について審議及び検討を重ねてきました。この3か年にわたる計画策定の経過を一覧で記載しています。

	日にち	市民参画	庁内検討会等
平成29年度	10月26日	—	総合計画策定委員会の開催
	1月5日～1月22日	市民意識調査の実施	—
	2月4日	—	理事者インタビューの実施
	2月16日	—	「若手職員ワールドカフェ」の開催
	2月22日～3月8日	—	総合計画策定に関する福生市職員意識調査の実施
	3月27日	—	平成30年第1回定例会「福生市総合計画条例」の可決
平成30年度	平成30年4月～平成31年3月	基礎調査の実施	—
	4月19日	—	総合計画策定委員会の開催
	5月12日	「FUSSA World Cafe ～福生の未来を語ろう!～」の開催	—
	5月29日	—	総合計画策定委員会の開催
	8月28日	—	総合計画策定委員会の開催
	8月29日	第1回基本構想審議会の開催	—
	10月23日	第2回基本構想審議会の開催	—
	11月29日	第3回基本構想審議会の開催	—
	12月18日	第4回基本構想審議会の開催	—
	1月15日	第5回基本構想審議会の開催	—
	2月5日	第6回基本構想審議会の開催(中間答申)	—
	2月16日	「福生まちづくりワークショップ ～これからの「福生」の話をしよう～」の開催	—
	3月1日	—	全員協議会 福生市基本構想(第5期)(中間答申)の説明
	3月5日～3月19日	福生市基本構想(第5期)(中間答申)市民意見公募の実施	—

	日にち	市民参画	庁内検討会等
平成31年度・令和元年度	平成31年4月～令和2年2月	—	基本計画(第5期)(案)及び実施計画(案)の策定
	4月17日	—	基本計画(第5期)(案)について第1回庁内検討会の開催
	4月18日	—	総合計画策定委員会の開催
	4月23日	第7回基本構想審議会の開催(最終答申)	—
	5月21日～5月24日	—	基本計画(第5期)(案)について各課ヒアリングの実施
	6月14日	—	令和元年第2回定例会「福生市基本構想(第5期)(案)」の説明
	6月20日	—	総務文教委員会協議会「福生市基本構想(第5期)(案)」の説明
	6月26日	—	総合計画策定委員会の開催
	6月28日	—	令和元年第2回定例会「福生市基本構想(第5期)」の可決
	6月27日～7月3日	—	基本計画(第5期)(案)について第2回庁内検討会の開催
	7月24日	—	第1回総合戦略推進委員会の開催
	8月8日	—	総合計画策定委員会の開催
	8月9日～8月22日	—	基本計画(第5期)(案)について第3回庁内検討会の開催
	9月2日～9月30日	—	基本計画(第5期)(案)について各課ヒアリングの実施
	10月10日	—	総合計画策定委員会の開催
	11月7日	—	第2回総合戦略推進委員会の開催
	11月12日	—	総合計画策定委員会の開催
	12月12日	—	総務文教委員会協議会「福生市基本計画(第5期)(案)」の説明
	12月20日	—	全員協議会「福生市基本計画(第5期)(案)」の説明
	1月7日～1月21日	福生市基本計画(第5期)(案)市民意見公募の実施	—
2月21日	—	庁議「福生市総合計画(第5期)」の決定	

福生市総合計画条例

本条例は全8条で構成され、総合計画の策定における基本的な事項を定めています。「福生市総合計画(第5期)」は、本条例に沿って策定しています。

平成30年3月27日条例第17号

福生市総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、市が策定する総合計画について基本的な事項を定めるとともに、総合的かつ長期的なまちづくりを行うことを明らかにし、もって計画的かつ安定的な行政運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針をいい、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示した将来像、まちづくりの方向性等を実現するための施策を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市のまちづくりの具体的な計画であり、基本計画で示した施策を達成するための具体的な事業を示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する福生市基本構想審議会に諮問するものとする。

(福生市基本構想審議会)

第5条 前条に規定する市長の諮問に応じ、基本構想に関する事項について審議するため、福生市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員14人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民等の代表
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(議会の議決)

第6条 基本構想の策定又は変更に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件とする。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

(公表)

第7条 市長は、総合計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福生市基本構想審議会規則

本規則は、基本構想(P.17)に関する事項について審議する、学識経験者や市民等の代表からなる組織「福生市基本構想審議会」の運営等に関して必要な事項を定めています。

平成30年3月27日規則第13号

福生市基本構想審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福生市総合計画条例(平成30年条例第17号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、福生市基本構想審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の基本構想の策定について必要な事項を審議する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、市長に答申するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議のために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則施行後、最初の会議については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

福生市基本構想審議会

基本構想の策定に当たり「福生市基本構想審議会」が全7回にわたって審議した内容及び委員名簿を記載しています。

審議経過

	開催日	審議内容等
第1回	平成30年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱状の交付 会長、副会長の選任 諮問(福生市基本構想の策定について) 市長のまちづくりに対する考え 福生市総合計画(第5期)の策定について 福生市の現状と課題について 福生市総合計画(第5期)策定基礎調査報告書について 基本構想審議スケジュールについて
第2回	平成30年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> 全国の動向について 福生市市民意識調査報告書について 市民ワールドカフェ実施結果報告書について 福生市基本構想(第5期)構成案について
第3回	平成30年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> 福生市基本構想(第5期)構成案について
第4回	平成30年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> 福生市基本構想(第5期)構成案について
第5回	平成31年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> 福生市基本構想(第5期)構成案について
第6回	平成31年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> 福生市基本構想(第5期)中間答申
第7回	平成31年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> 福生市基本構想(第5期)答申の内容確認について 福生市基本構想(第5期)答申について

委員名簿

職名	氏名	選出の分野
会長	山下 真一	市民等の代表
副会長	町田 朝夫	//
委員	赤崎 茂樹	//
委員	板寺 正行	//
委員	小澤 はる奈	//
委員	瀬古 毅	//
委員	田村 半十郎	//
委員	田村 光男	//
委員	中出 雅俊	//
委員	西浦 定継	学識経験者
委員	野村 亮	市民等の代表
委員	前 里恵	//
委員	萬沢 明	//
委員	持田 洸	//

(委員は五十音順)

諮問・答申

福生市における基本構想審議会の流れは、はじめに、福生市長が福生市基本構想審議会に「諮問」します。その後、審議会において基本構想に関する事項の審議を重ね、その審議結果について、審議会が市長に「答申」することで終了します。本答申では、市民意見等を参考にしつつ、多様化する市民ニーズ等に対応していけるような基本構想となるよう審議を重ねてきた旨を記載しています。

福企企発第31号
平成30年8月29日

福生市基本構想審議会会長 殿

福生市長 加藤 育男

福生市基本構想（第5期）について（諮問）

福生市基本構想（第5期）を策定するに当たり、福生市総合計画条例第4条の規定に基づき、その基本的な考え方について意見を求めます。

福基審発第1号
平成31年4月23日

福生市長 加藤 育男 様

福生市基本構想審議会
会長 山下 真一

諮問事項に対する答申について

福生市の新たな基本構想の策定に向け、福生市基本構想審議会は平成30年8月29日付け、福企企発第31号で加藤育男市長から第5期総合計画基本構想について諮問を受け、これまで7回の基本構想審議会を開催しました。このたびの第5期総合計画基本構想の策定に当たっては、市長のまちづくりに対する考えをはじめ、福生市の現状や課題、市民ワールドカフェや市民意識調査などで出された市民意見等を参考に、福生らしい基本構想となるよう検討・審議を進めてまいりました。

審議においては、福生市を取り巻く社会環境の変化や多様化する市民ニーズに対応していくため、福生市に関わるひとやものが連携しながら柔軟に行動していけるよう、また、行政においては、ひとつのまちづくりの分野にこだわらず部門横断的に取組を展開できるよう提案もいたしました。

これらについて慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので、答申いたします。

福生市総合戦略推進委員会設置要綱

本要綱は、総合戦略（P.94）に関する事項について協議する、学識経験者や市民の代表からなる組織「福生市総合戦略推進委員会」の運営等に関して必要な事項を定めています。

平成28年4月1日要綱第32号

福生市総合戦略推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 福生市人口ビジョン及び総合戦略（以下「総合戦略」という。）を推進するため、福生市総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、総合戦略の推進に関することを協議する。

（組織）

第3条 委員会の委員は、5人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 市民の代表 1人以内

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（会議招集の特例）

2 この要綱施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

福生市総合戦略推進委員会

「福生市総合戦略推進委員会設置要綱」に沿って設置された総合戦略推進委員会の審議経過及び委員名簿を記載しています。

審議経過

開催日		審議内容等
第1回	令和元年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> 次期人口ビジョン及び総合戦略の策定について 福生市の人口の推移について 次期人口ビジョン及び総合戦略策定スケジュール 福生市人口ビジョン及び総合戦略基本方針及び構成(案)について
第2回	令和元年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> 次期人口ビジョン及び総合戦略(案)について

委員名簿

職名	氏名	選出の分野
委員長	山下 真一	産業
副委員長	西浦 定継	学識
委員	柴崎 斉	メディア
委員	中嶋 美由紀	市民の代表
委員	比留間 健一	金融

(委員は五十音順)

市民参画

「福生市総合計画(第5期)」の策定に当たっては、市民意見を反映することを目的に「市民意識調査」と「市民参加型ワークショップ」を実施しました。ここでは、それぞれの概要をまとめています。

市民意識調査

これまでの福生市の施策に対する市民の意見を収集するとともに、「福生市総合計画(第5期)」の策定に向けた基礎資料として活用するため、市民意識調査を実施しました。

- 調査対象：市内居住の18歳以上
- 対象者数：3,000名 ※住民基本台帳(平成29年4月1日時点)から無作為抽出
- 調査項目：福生市の各施策に対する満足度・重要度及び市民意見等
- 調査期間：平成30年1月5日～1月22日

回答率等

発送数	2,990票
回答数	879票
回答率	29.4%

市民参加型ワークショップ

市民参加型ワークショップでは、「福生市総合計画(第5期)」の策定に向けた基礎資料として活用するため、福生市民の皆様が福生市の将来に向けての希望やまちづくりの課題について議論していただきました。



FUSSA World Cafe ～福生の未来を語ろう～

福生市民が抱く福生市の魅力、将来の福生市に対する想いや願いを、他の参加者との交流・意見交換を通じて挙げていただきました。

開催日	平成30年5月12日(土)
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 福生に住んでよかったこと 福生市らしさとは 福生市の理想の未来像
参加人数	45名

福生まちづくりワークショップ ～これからの「福生」の話をしよう～

福生市民が抱く福生市の課題や強み、特徴、課題に対する対応策を、他の参加者との交流・意見交換を通じて挙げていただきました。

開催日	平成31年2月16日(土)
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 福生のまちづくりの課題とは 福生市の強みとは 今後とるべき対応策
参加人数	26名



福生市総合計画(第5期)

発行 | 令和2年3月

発行者 | 福生市

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

編集 | 福生市 企画財政部 企画調整課

電話 | 042-551-1511(代表)

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>

VOC
FREE T&K

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

